

令和7年度

東大阪市包括外部監査結果報告書
消防事業の財務事務について

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 前川 英樹

目次

第1章 包括外部監査の概要	3
I. 包括外部監査の種類	3
II. 選定した特定の事件（テーマ）	3
III. 事件（テーマ）を選定した理由	3
IV. 包括外部監査の対象期間	3
V. 監査対象	3
VI. 包括外部監査の方法	4
1. 監査着眼点	4
2. 実施した主な監査手続	4
VII. 包括外部監査の実施期間	4
VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名	4
IX. 利害関係	4
第2章 監査対象の概要	5
I. 東大阪市の概要	5
II. 東大阪市の消防の沿革	6
III. 消防局・消防署の配置	9
IV. 庁舎概要	10
V. 消防局及び消防署の組織	11
VI. 消防団の組織	16
VII. 消防局及び消防署の事務分掌	19
第3章 包括外部監査の結果及び意見	22
I. 監査の結果及び意見の定義	22
II. 監査の結果及び意見の一覧	22
III. 消防局全体に対する結果及び意見	29
IV. 各業務に関する結果及び意見	58
1. 財産管理に係る監査の結果及び意見	58
2. 契約管理に係る監査の結果及び意見	79
3. 総務部に係る監査の結果及び意見	106
4. 警防部に係る監査の結果及び意見	117
5. 消防団に係る監査の結果及び意見	143

(本報告書における記載内容の注意事項)

- **端数処理**

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しているため、端数処理が不明確な場合もある。

パーセンテージ等比率は表示単位未満を四捨五入している。

- **報告書の数値等の出典**

報告書の数値等は、原則として市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、東大阪市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

- **報告書の数値等の正確性**

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第1章 包括外部監査の概要

I. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

消防事業の財務事務について

III. 事件（テーマ）を選定した理由

近年、我が国では各地において気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、東大阪市においても地震や大雨による自然災害のリスクが決して低いとは言えない状況にある。このような環境下にあつて、市民の生命・財産を守る防災・減災への取り組みは一層重要性が増しており、消防機能の充実強化は大きな課題ともいえ、市民の期待・関心は少なからず高まっているものと思われる。

東大阪市の消防費を見てみると、令和6年度の一般会計歳出当初予算額221,516百万円のうち消防費は6,421百万円と、全体の約2.9%であり相対的には大きな比率を占めるものではない。しかし、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助等により、災害等から市民の生命、身体及び財産を直接的に守る消防の責務は非常に重要なものと言える。そして、こうした責務を限られた予算と人員で果たすためには、効果と効率が十分に図られる必要があると考えられる。

こうしたことから、東大阪市における包括外部監査テーマとして過去に実施されていないという点も含め、消防事業について検証することは有意義であると判断した。

IV. 包括外部監査の対象期間

令和6年度

ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の一部を含む。

V. 監査対象

消防局、消防署及び消防団

VI. 包括外部監査の方法

1. 監査着眼点

- (ア) 消防体制が市の人口や面積等に対して適切に構築されているか。
- (イ) 施設や備品等の整備、運営管理が適切に行われているか。
- (ウ) 消防事業の財務事務が法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- (エ) 消防事業に係る契約事務は、法令及び規程等に従って適切に行われているか。
- (オ) 消防事業に対し、適切に検証、的確な評価をされているか。
- (カ) 計画における目標を実現するための今後の課題について適切に把握され、対応策が検討されているか。
- (キ) 消防事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に運営されているか。

2. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

- (ア) 消防事業の状況等に関する関連部署の責任者及び担当者に対するヒアリング。
- (イ) 消防事業に関する計画、条例、決裁文書等の閲覧。
- (ウ) 監査対象とした消防局保有資産の現場視察。

VII. 包括外部監査の実施期間

自 令和7年6月25日 至 令和8年3月27日

VIII. 外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	堀井 孝彦
公認会計士	角田 達哉
公認会計士	田島 宇晴
公認会計士	岡坂 祐作
日本公認会計士協会準会員	多賀井秀真
日本公認会計士協会準会員	和田 凧彩

IX. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、包括外部監査人及び包括外部監査人補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2章 監査対象の概要

I. 東大阪市の概要

1 管内の概要

←

位置・面積

本市は、大阪平野のほぼ中央部、東経 135° 40′ 44″（最東）から同 135° 33′ 25″（最西）まで、北緯 34° 42′ 16″（最北）から同 34° 37′ 56″（最南）までの間に位置し、東西が 11.2 km、南北が 7.9 km で面積は 61.78k m²（市街化区域面積 49.81 k m²） ←
となっています。 ←

そして西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山（海拔 642.27m）を主峰とする生駒山地で奈良県と境を接しています。 ←

←

地勢・気候

市域の地形は、生駒山地とそれ以外の平野部の二つに大別できます。 ←

生駒山地の西麓に発展した東地区は山岳部、扇状地部、平野部に区分されますが、これに対し中・西地区は平坦な大阪平野に立地し地形上の変化は少なく、標高 5m 前後となっています。 ←

市の北部には淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南からは恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの緩流河川が流れています。 ←

気候は比較的温暖で年間平均気温は 18℃ 前後であり、降水量は年間平均 1,500 mm 前後、年間平均風速は 2.4 m/s 前後です。 ←

←

人口・世帯数

令和 7 年 4 月 1 日現在の登録人口は 477,481 人、世帯数は 252,490 世帯、人口密度は 7,729 人/k m² となっています。 ←



(出典：令和 6 年版消防年報)

II. 東大阪市の消防の沿革

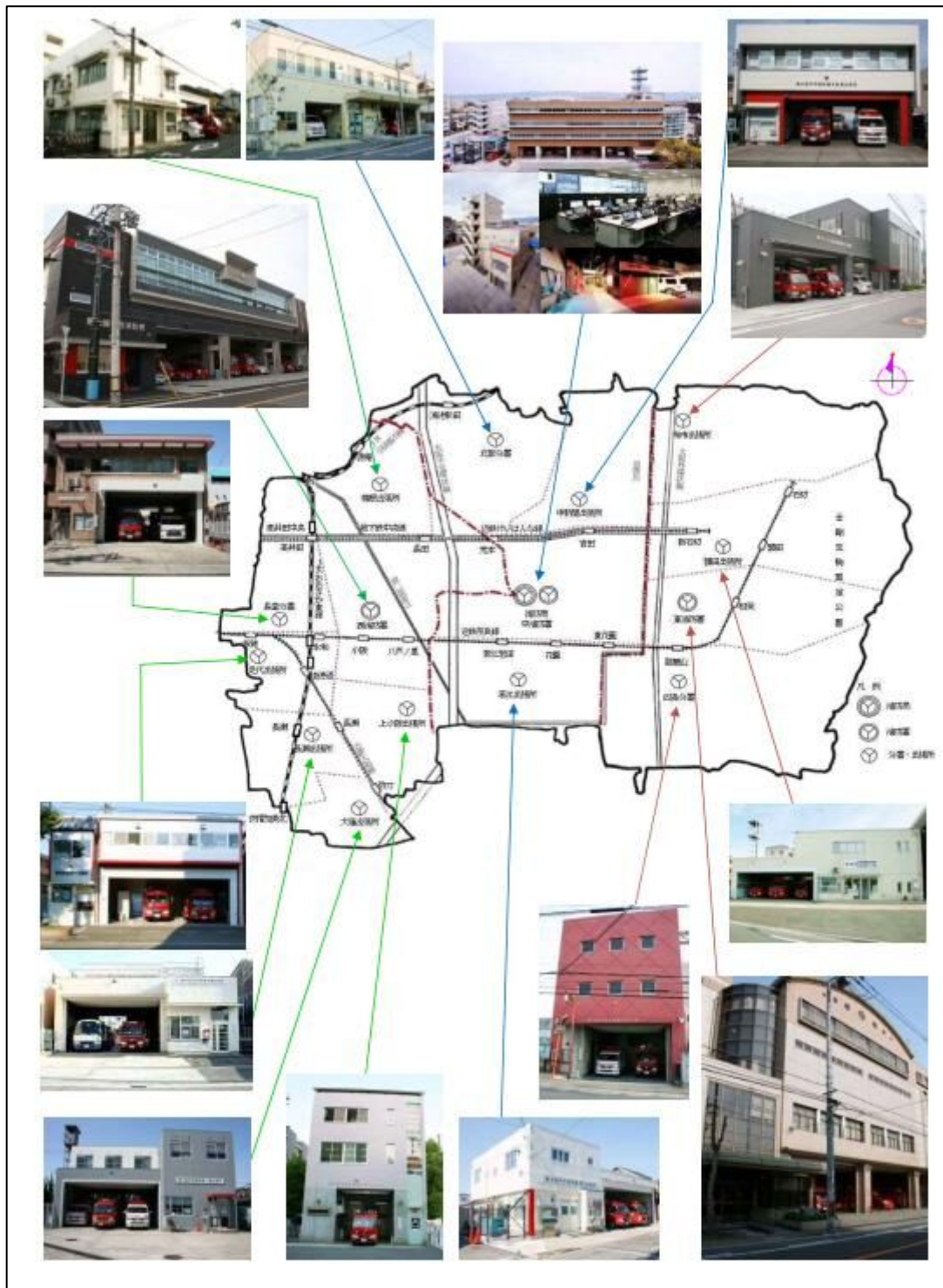
明治 3年	消防組が発足
昭和14年 1月24日	警防団令(勅令第20号)の公布により各村の消防組が警防団に改組
昭和16年 9月20日	特設消防署規程の改正に伴い、大阪府布施消防署(現長堂分署)開設
昭和17年 1月10日	布施消防署御厨出張所開設
昭和17年 2月 1日	布施消防署長瀬出張所開設
昭和18年10月 8日	布施消防署楠根格納庫設置
昭和19年 2月 1日	布施消防署庁舎を新築、旧庁舎は長堂出張所として即日事務を開始
昭和20年 6月29日	大阪府告示により管轄区域が拡張され、布施市のほか、八尾市、玉川町、盾津町、久宝寺村、高安村、南高安村、三野郷村等12箇村が管轄区域となり、八尾、龍華、山本の3出張所を開設
昭和21年 4月 1日	戦後の消防力の再編成に伴い、新たに八尾消防署が開設され、布施消防署の管轄区域は、布施市、玉川町、盾津町に縮小
昭和22年 8月 1日	布施消防署御厨出張所廃止
昭和22年 9月 1日	消防団令の施行に伴い、警防団が消防団に改められ、孔舎衙村、大戸村、枚岡村、縄手村、三野郷村、英田村、若江村、玉川村、盾津町、布施市に各消防団を結成
昭和22年11月26日	布施消防署玉川出張所開設
昭和23年 3月 7日	消防組織法の施行に伴い自治体消防が発足し、大阪府布施消防署から布施市消防本部消防署と改称し、玉川町消防本部、消防署開設
昭和24年 3月16日	布施市消防署楠根出張所開設
昭和26年 9月30日	玉川町消防本部、消防署廃止
昭和30年 1月 1日	町村合併促進法の施行に伴い、枚岡町、縄手町、石切町、孔舎衙村が合併し、枚岡市消防団が発足
昭和30年 1月15日	盾津町、玉川町、英田村、若江村、三野郷村が合併し、河内市消防団が発足
昭和33年 4月 1日	枚岡市消防本部、消防署開設
昭和33年 8月13日	布施市消防署足代臨時出張所開設
昭和37年11月 1日	布施市消防署長堂出張所を分署に昇格
昭和38年11月 1日	布施市消防本部、消防署新庁舎落成(旧西消防署)
昭和39年 9月30日	布施市消防署足代臨時出張所を布施市消防署足代出張所に改称
昭和40年 3月 1日	河内市消防本部、消防署開設
昭和40年11月10日	枚岡市消防本部、消防署庁舎改築
昭和41年10月 1日	河内市消防署北部出張所開設
昭和42年 1月16日	布施市消防署上小阪出張所開設
昭和42年 2月 1日	枚岡市、河内市、布施市の三市合併により東大阪市消防本部発足 旧枚岡市消防署を東消防署に、旧河内市消防署を中消防署に、旧布施市消防署を西消防署に改め、同じく旧市消防団を東消防団、中消防団、西消防団に改称

昭和42年 2月 1日	中消防署北部出張所を分署に昇格
昭和43年 6月 1日	東消防署末広出張所開設
昭和45年 4月10日	西消防署長堂分署改築
昭和46年 2月 1日	消防団の運営合理化を図るため、三消防団を統合し、東大阪市消防団に改称
昭和46年 6月27日	東消防署石切出張所開設
昭和47年 4月 2日	中消防署中新開出張所開設
昭和47年 4月 5日	西消防署足代出張所改築
昭和48年 5月 7日	中消防署若江出張所開設
昭和48年 5月16日	消防本部の機構改革に伴い、東大阪市消防局に改称
昭和49年10月 1日	中消防署英田出張所開設
昭和49年12月20日	東消防署額田出張所開設
昭和50年12月 1日	東消防署四条出張所開設
昭和52年 4月 1日	消防団43分団を15分団に再編成
昭和52年 7月 1日	東大阪市消防音楽隊発足
昭和52年 9月12日	中消防署移転
昭和52年11月 1日	2部制勤務から3部制勤務への移行完了
昭和55年 3月21日	西消防署大蓮出張所開設
昭和56年 3月17日	通信指令装置の全面改修
昭和56年 4月 1日	東消防署末広出張所増築
昭和57年10月12日	西消防署上小阪出張所改築
昭和59年 9月17日	西消防署長瀬出張所移転新築
昭和61年 3月31日	西消防署楠根出張所建替
平成 2年 2月20日	消防訓練場移転新築
平成 5年 5月24日	東消防署移転新築
平成 6年12月24日	中消防署北部分署改築
平成 7年 3月24日	消防訓練場移転新築
平成 8年 1月25日	東消防署末広出張所及び四条出張所を統合し、四条分署開設
平成 9年 4月 1日	通信指令システムへ更新 女性消防吏員採用
平成11年 7月13日	西消防署足代出張所改修
平成11年 7月16日	西消防署上小阪出張所建替
平成12年 6月 1日	全員出動体制（残留勤務廃止）実施
平成15年 4月 1日	東大阪市消防力整備計画策定

平成16年12月 1日	西消防署楠根出張所改修
平成17年 3月31日	消防音楽隊の活動休止
平成20年 3月17日	東大阪市消防局・中消防署移転新築（新訓練施設併設） 高機能消防指令センター運用開始（旧指令センター） 中消防署英田出張所を廃止
平成20年 4月 1日	消防局において部制を実施
平成20年 5月 4日	消防局防災学習センターを開設
平成23年 4月 1日	第2期東大阪市消防力整備計画策定
平成24年 8月24日	西消防署長堂分署の耐震補強及び部分改修
平成24年 8月28日	東消防署額田出張所の耐震補強及び部分改修
平成24年10月 1日	大阪府から保安3法規制事務を権限移譲（火薬類取締法） （高圧ガス保安法）（液化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律）
平成25年11月15日	東消防署石切出張所移転し、布市出張所開設
平成26年 4月 1日	消防救急デジタル無線の運用開始（常備消防）
平成26年12月 1日	消防救急デジタル無線の運用開始（非常備消防）
平成28年 1月13日	西消防署足代出張所の耐震補強及び部分改修
平成28年 2月25日	中消防署若江出張所の耐震補強及び部分改修
平成28年 3月31日	中消防署中新開出張所の耐震補強及び部分改修
平成29年 7月24日	西消防署建替
平成30年 4月 1日	高機能消防指令センター運用開始
令和 3年 1月	消防出初式中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
令和 3年 3月31日	消防音楽隊の廃止
令和 3年 4月 1日	第3期東大阪市消防力整備計画策定
令和 4年 4月 1日	消防局防災学習センターの受付案内等の業務を民間委託
令和 6年 1月	消防出初式中止（能登半島地震に伴う緊急消防援助隊派遣のため）
令和 7年 4月 1日	警防部救急課を新設

（出典：令和6年版 消防年報）

III. 消防局・消防署の配置



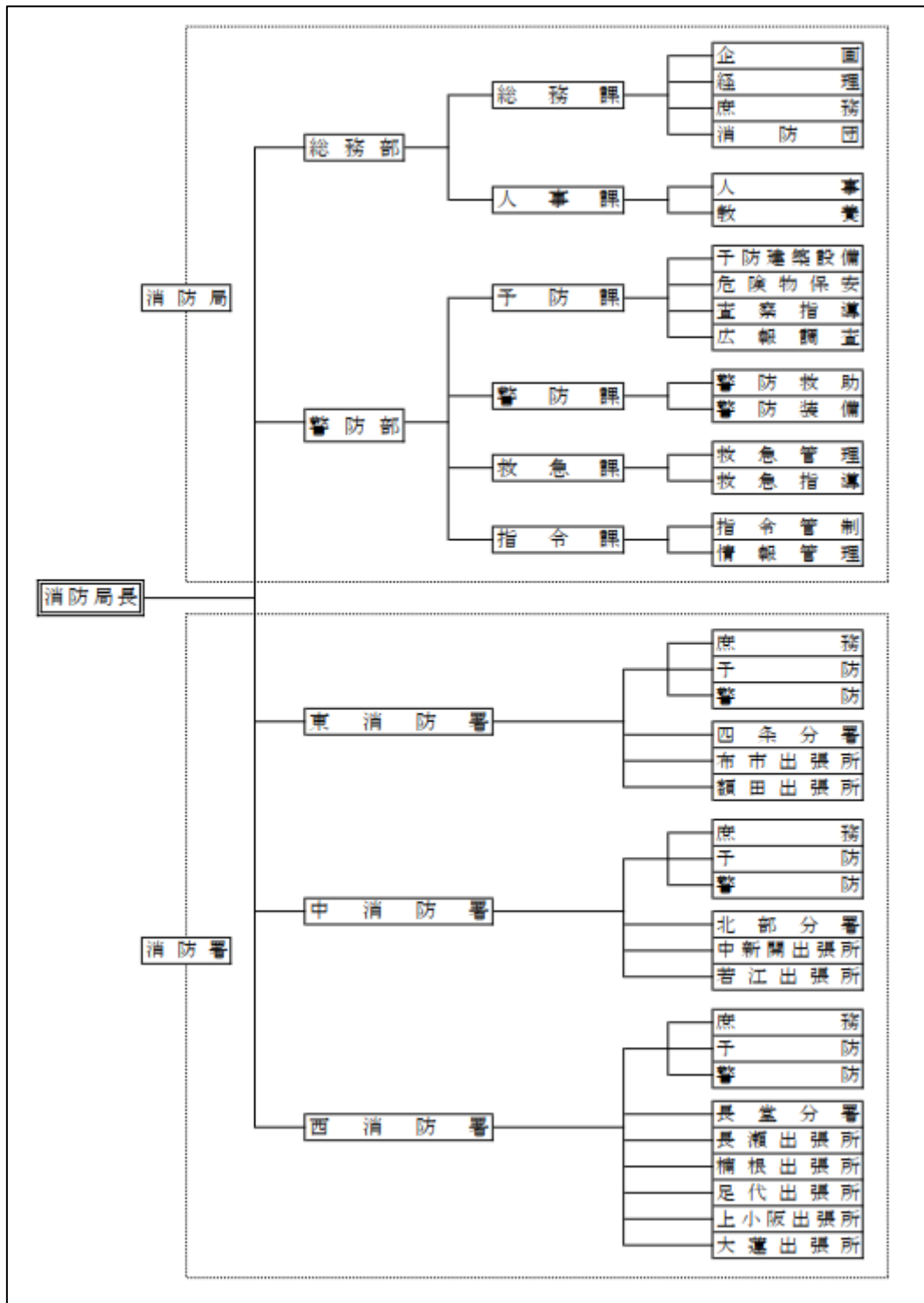
(出典：令和6年版 消防年報)

IV. 庁舎概要

名称	構造	建築 年月	面積			
			敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	
消防局	主訓練塔 RC造 地上6階地下 1階建	H20. 4	5,000	315	1,221	
				補助訓練塔 RC造2階建	53	87
	消防局 (4・5階部分)			1,922	2,423	
	防災学習センター (3・4階の一部)				854	
本署 (1～3階部分)	3,705					
中消防署	北部分署	RC造2階建	S41. 8	436	341	680
	中新開出張所	S造2階建	S47. 4	485	164	300
	若江出張所	S造2階建	S48. 5	361	169	234
東消防署	本署 (1～3階一部)	SRC造4階建	H5. 5	1,770	837	1,852
	四条分署 (地下1～1階一部)	RC造4階建	H8. 1	1,313	190	329
	布市出張所	S造2階建	H25. 11	500	290	499
	額田出張所	S造2階建	S49. 2	723	225	367
西消防署	本署	RC造3階建	H29. 7	1,985	1,149	2,730
	長堂分署	S造2階建	S45. 4	440	167	314
	長瀬出張所	RC造2階建	S59. 9	540	237	341
	楠根出張所	RC造2階建	S61. 3	364	173	281
	足代出張所	S造2階建	S47. 4	155	107	202
	上小阪出張所	RC造3階建	H11. 7	244	94	272
	大蓮出張所	S造2階建	S55. 3	610	149	265

(出典：令和6年版 消防年報)

V. 消防局及び消防署の組織



消防職員

(1) 所属別人員

(令和7年4月1日現在)

所属	階級	合計	消 防 吏 員								その他 職員
			正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	
総 人 員		513	1	9	35	83	114	163	14	92	2
局 長		1	1								
部 長		1		1							
部 次 長		2		2							
総務部	総 課長/司令長/総括主幹	4			3	1					
	庶務	2				1	1				
	企画	2				2					
	経理	2					1	1			
	消防	2				1	1				
	人事	3			2	1					
人事課	人 事 主 幹	4				3	1				
	教 養 主 幹	1					1				
部 長		1		1							
部 次 長		2		2							
警防部	課長/司令長/総括主幹	3			2	1					
	干防	2				1	1				
	宣 傳 指 導	1						1			
	危 険 物 保 安	3				1	1		1		
	広 報 調 査	11				4	5	2			
	警 課長/司令長/総括主幹	3			2	1					
	警 防 救 助	1				1					
	警 防 装 備	2				1	1				
	救 課長/司令長/総括主幹	3			1	2					
	救 急 管 理	1					1				
	救 急 指 導										
指令課	課長/警備司令長/司令長/警備司令/総括主幹	9			5	4					
	情 報 管 理	1				1					
指 令 管 制	15				4	6	5				
消 防 局 小 計		82	1	6	15	30	20	9	1		
消防署	署 長 ・ 副 署 長	3		1	2						
	庶 務	4			1		2			1	
	干 防	5			1	1	2	1			
	警 備	101			3	11	22	32	5	28	
	小 計	113		1	7	12	26	33	5	29	
	署 長 ・ 副 署 長	3		1	2						
	庶 務	4			1	1	1				1
	干 防	8				3	1	3	1		
	警 備	111			3	18	21	44	2	23	
	小 計	126		1	6	22	23	47	3	23	1
西 署	署 長 ・ 副 署 長	3		1	2						
	庶 務	5			1	1		1	1		1
	干 防	11			1	3	4	2		1	
	警 備	173			3	15	41	71	4	39	
小 計	192		1	7	19	45	74	5	40	1	
消 防 署 小 計		431		3	20	53	94	154	13	92	2

《注》 派遣者2名及び初任教育生7名、短時間再任用職員2名、任期付職員1名を除く。

(2) 勤続年数別人員

(令和7年4月1日現在)

年数	階級	合計	消 防 支 員							その他職員	
			正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長		士
総 人 員		513	1	9	35	83	114	163	14	92	2
平 均 年 数		16年8月	38年0月	33年8月	27年8月	20年11月	19年8月	14年3月	17年4月	6年1月	39年11月
1 年 未 満											
1 年 ～ 2 年		19								19	
2 年 ～ 3 年		4								4	
3 年 ～ 4 年		5								5	
4 年 ～ 5 年		3						1		2	
5 年 ～ 6 年		8								8	
6 年 ～ 7 年		13						1		12	
7 年 ～ 8 年		8						3		5	
8 年 ～ 9 年		17						4		13	
9 年 ～ 10 年		16					1	7		8	
10 年 ～ 11 年		16					1	7		8	
11 年 ～ 12 年		26					2	17		7	
12 年 ～ 13 年		24					4	19		1	
13 年 ～ 14 年		22				1	6	14	1		
14 年 ～ 15 年		27				1	2	20	4		
15 年 ～ 16 年		35				3	15	16	1		
16 年 ～ 17 年		44				5	13	25	1		
17 年 ～ 18 年		32				5	16	9	2		
18 年 ～ 19 年		28				9	11	6	2		
19 年 ～ 20 年		18				9	5	4			
20 年 ～ 21 年		17				9	6	2			
21 年 ～ 22 年		19				7	7	3	2		
22 年 ～ 23 年		12			3	7	2				
23 年 ～ 24 年		13			2	8	2	1			
24 年 ～ 25 年		15			4	4	6	1			
25 年 ～ 26 年		7			3	4					
26 年 ～ 27 年		6			2	4					
27 年 ～ 28 年		10			5	3	1	1			
28 年 ～ 29 年		10		1	3	2	3		1		
29 年 ～ 30 年		10		2	4	1	1	2			
30 年 ～ 31 年											
31 年 ～ 32 年		3		1	2						
32 年 ～ 33 年											
33 年 ～ 34 年		3			3						
34 年 ～ 35 年		4		1	3						
35 年 ～ 36 年		7		2	1	1	3				
36 年 ～ 37 年											
37 年 ～ 38 年											
38 年 ～ 39 年		2	1				1				
39 年 ～ 40 年		1									1
40 年 ～ 41 年		5		2			2				1
41 年 ～ 42 年											
42 年 ～ 43 年											
43 年 ～ 44 年		4					4				
44 年 ～ 45 年											
45 年 ～ 46 年											
46 年 ～ 47 年											

《注》 派遣者2名及び初任教習生7名、短時間再任用職員2名、任期付職員1名を除く。

(3) 年齢別人員

(令和7年4月1日現在)

階級 年齢	合計	消 防 支 員								その他 職員
		正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	
総人員	513	1	9	35	83	114	163	14	92	2
平均年齢	38歳6月	58歳4月	55歳2月	49歳11月	42歳8月	41歳4月	36歳4月	38歳10月	27歳4月	59歳9月
18歳										
19歳	2								2	
20歳	1								1	
21歳	5								5	
22歳	3								3	
23歳	12								12	
24歳	10								10	
25歳	7						1		6	
26歳	5						1		4	
27歳	8						2		6	
28歳	15						2		13	
29歳	6						1		5	
30歳	21					1	10		10	
31歳	7						4		3	
32歳	14					2	10		2	
33歳	26					4	15		7	
34歳	22					3	14	4	1	
35歳	36				1	15	20			
36歳	20				1	4	13	1	1	
37歳	30				4	10	15	1		
38歳	30				2	11	15	1	1	
39歳	32				9	11	10	2		
40歳	34				9	12	11	2		
41歳	26				8	8	10			
42歳	22				13	4	4	1		
43歳	16			1	10	5				
44歳	11				8	2		1		
45歳	13			3	7	2	1			
46歳	12			4	4	3	1			
47歳	8			3	4	1				
48歳	10			4	1	3	1	1		
49歳	6			5			1			
50歳	3			3						
51歳	6		1	2	1	2				
52歳	7		2	3		1	1			
53歳	5		1	4						
54歳	2				1	1				
55歳	2		2							
56歳	2		1	1						
57歳	1			1						
58歳	2	1		1						
59歳	3		2							1
60歳	4					3				1
61歳	5					5				
62歳	1					1				
63歳										
64歳										
65歳										

《注》 派遣者2名及び初任教育生7名、短時間再任用職員2名、任期付職員1名を除く。

(4) 職員の推移状況

年度	区分	実配置数		
		合計	消防吏員	その他職員
平成17年		477	474	3
平成18年		457	454	3
平成19年		462	458	4
平成20年		467	464	3
平成21年		470	467	3
平成22年		476	473	3
平成23年		491	489	2
平成24年		491	489	2
平成25年		486	483	3
平成26年		495	493	2
平成27年		504	502	2
平成28年		502	500	2
平成29年		503	501	2
平成30年		495	493	2
平成31年(令和元年)		496	494	2
令和2年		509	506	3
令和3年		514	511	3
令和4年		510	507	3
令和5年		509	506	3
令和6年		511	509	2
令和7年		513	511	2

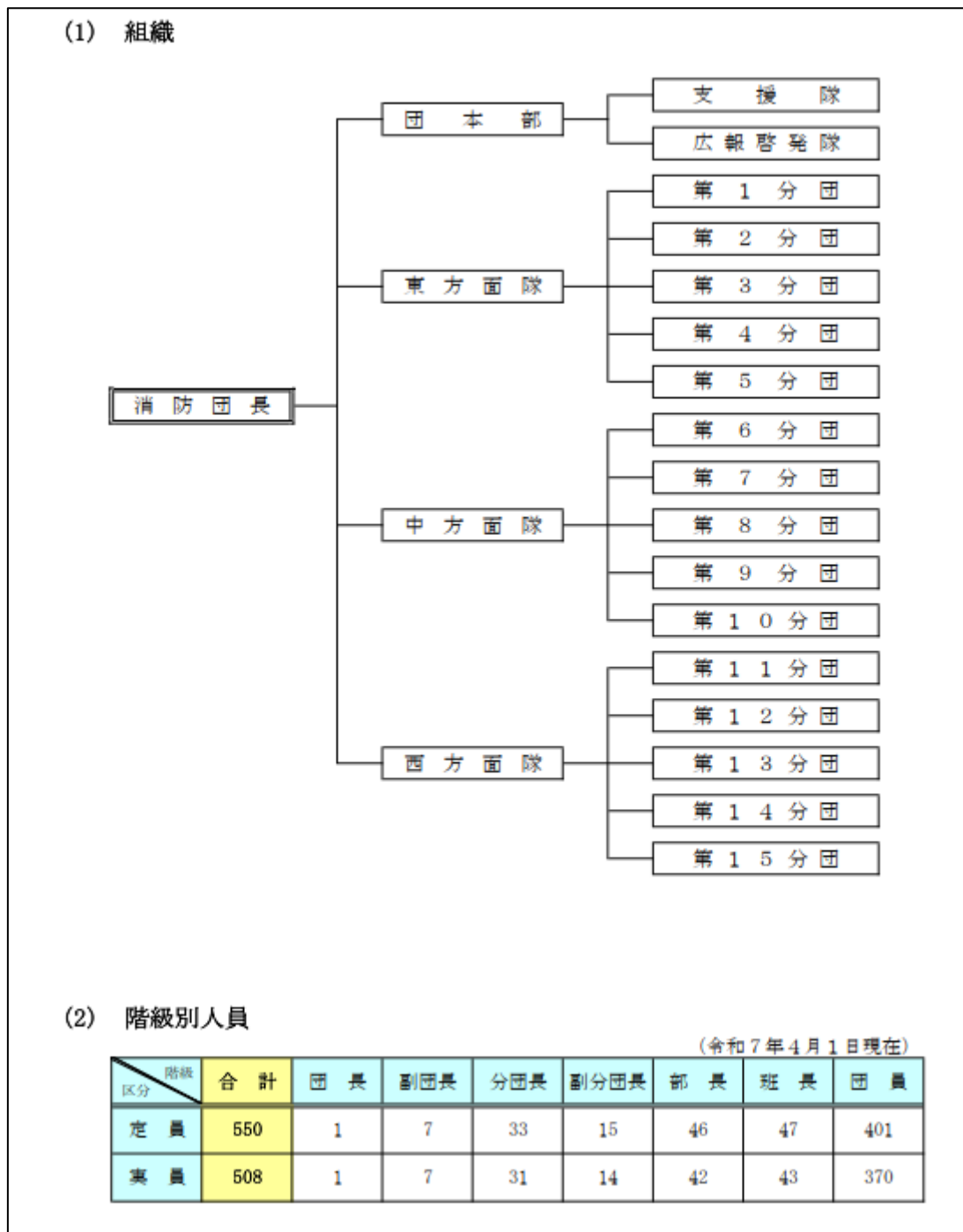
《注》 1 実配置数は、毎年4月1日現在である。

2 令和7年度の実配置数については、派遣者2名及び初任教育生7名、短時間再任用職員2名、任期付職員1名を除く。

(平成18年度以前の実配置数には、初任教育生を含む。)

(出典：令和6年版 消防年報)

VI. 消防団の組織



(3) 団員の勤続年数状況

(令和7年4月1日現在)

階級 年数	階級							
	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総 人 員	508	1	7	31	14	42	43	370
平 均 年 数	11年	51年	38年	23年	17年	14年	11年	9年
1 年 未 満	40							40
1 年 ～ 2 年	26							26
2 年 ～ 3 年	26							26
3 年 ～ 4 年	12							12
4 年 ～ 5 年	26						3	23
5 年 ～ 6 年	20					2	2	16
6 年 ～ 7 年	35					2	2	31
7 年 ～ 8 年	21					1	1	19
8 年 ～ 9 年	22					2	2	18
9 年 ～ 10 年	15					2	6	7
10 年 ～ 11 年	36				2	4	8	22
11 年 ～ 12 年	10			2	1		1	6
12 年 ～ 13 年	35				2	5	7	21
13 年 ～ 14 年	7					2		5
14 年 ～ 15 年	26			2	1	5	3	15
15 年 ～ 16 年	6					1		5
16 年 ～ 17 年	20			2		4	2	12
17 年 ～ 18 年	5				1	1	1	2
18 年 ～ 19 年	21			6		1	1	13
19 年 ～ 20 年	13			2	2	6	1	2
20 年 ～ 21 年	12			2	2		1	7
21 年 ～ 22 年	6			2	1		1	2
22 年 ～ 23 年	10			1		1		8
23 年 ～ 24 年	3			1	2			
24 年 ～ 25 年	11			2		2		7
25 年 ～ 26 年	6			1			1	4
26 年 ～ 27 年	2			1				1
27 年 ～ 28 年	2					1		1
28 年 ～ 29 年	5			1				4
29 年 ～ 30 年	1							1
30 年 以 上	28	1	7	6				14

(4) 団員の年齢構成

(令和7年4月1日現在)

階級 年齢	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
総人員	508	1	7	31	14	42	43	370
平均年齢	43歳	77歳	63歳	51歳	47歳	45歳	44歳	41歳
18歳	1							1
19歳	1							1
20歳	6							6
21歳								
22歳	2							2
23歳	2							2
24歳	3							3
25歳	3							3
26歳	4							4
27歳	6							6
28歳	13							13
29歳	5							5
30歳	21							21
31歳	6							6
32歳	9							9
33歳	11					1	1	9
34歳	13						1	12
35歳	13						2	11
36歳	14						1	13
37歳	27					4	5	18
38歳	13				1	2	1	9
39歳	24			1		1	3	19
40歳	27				1	6	2	18
41歳	14			1		1	3	9
42歳	19			1		1	1	16
43歳	15			1			4	10
44歳	25			1	1	5	2	16
45歳	13			1	2	2		8
46歳	17			1	2	2	2	10
47歳	17			2	1	2	1	11
48歳	18			3	1	1	2	11
49歳	19			1	2	2	2	12
50歳	13					3	1	9
51歳	15			3	1	1	2	8
52歳	14			4			1	9
53歳	10			1		1	1	7
54歳	11			1		4	1	5
55歳～59歳	38		1	5	2	2	4	24
60歳以上	26	1	6	4		1		14

(出典：令和6年版 消防年報)

Ⅶ. 消防局及び消防署の事務分掌

◎ 総務部

- 総務課
 - ア 総合企画及び業務の管理、調整、改善に関すること。
 - イ 重要事項の調査研究及び情報の収集に関すること。
 - ウ 消防の組織に関すること。
 - エ 例規の制定及び改廃に関すること。
 - オ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
 - カ 公印、文書及び帳票の管理に関すること。
 - キ 儀式及び渉外に関すること。
 - ク 消防協力者の表彰に関すること。
 - ケ 消防施設の維持管理に関すること。
 - コ 消防予算及び決算に関すること。
 - サ 消防所管財産の管理に関すること。
 - シ 物品の出納及び保管に関すること。
 - ス 職員及び消防団員の被服等の貸与に関すること。
 - セ 消防団員の任免、服務、表彰その他身分に関すること。
 - ソ 消防団員の報酬等の支給に関すること。
 - タ 消防団員等の公務災害に関すること。
 - チ 消防団員の教養訓練に関すること。
 - ツ 災害対策、国民保護等危機管理に係る連絡調整及び総括に関すること。
 - テ 局の他の部及び他の課の主管に属しないこと。
- 人事課
 - ア 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
 - イ 職員の試験機関に関すること。
 - ウ 職員の給与に関すること。
 - エ 職員の勤務規律等の監察に関すること。
 - オ 職員の健康、衛生管理及び福利厚生並びに共済に関すること。
 - カ 職員の公務災害に関すること。
 - キ 職員の教養に関すること。
 - ク 職員の教養資料に関すること。
 - ケ 災害対策、国民保護等危機管理に係る人事事項に関すること。

◎ 警防部

- 予防課
 - ア 建築同意事務及び消防用設備等の指導に関すること。
 - イ 立入検査に関すること。
 - ウ 各種防火運動に関すること。
 - エ 防火管理組織の育成指導に関すること。
 - オ 防災学習センターに関すること。
 - カ 危険物及び指定可燃物に関すること。
 - キ 高圧ガス等の防火指導に関すること。
 - ク 危険物取扱者に関すること。

- ケ 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の規定に基づく許可、認可、届出、報告、検査等に関する事。
- コ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく許可、届出、報告、検査等に関する事。
- サ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定に基づく登録、許可、認定、認可、届出、報告、検査等に関する事。
- シ 火災の調査に関する事。
- ス リ災証明その他の火災に関する証明に関する事
- セ 調査技術の研究及び指導に関する事。
- ソ 火災統計に関する事。
- タ 消防広報及び広聴に関する事。
- チ 災害対策、国民保護等危機管理に係る措置、広報等に関する事。
- ツ 他の課の主管に属しない事。

● 警 防 課

- ア 災害の防御及び警備計画に関する事。
- イ 警防の技術の研究及び指導に関する事。
- ウ 警防訓練の計画及び実施に関する事。
- エ 消防地水利に関する事。
- オ 水防に関する事。
- カ 消防行政責任区制度の推進に関する事。
- キ 開発許可申請の審査に関する事。
- ク 災害（火災を除く。）の調査に関する事。
- ケ 消防車両及び機械器具の管理に関する事。
- コ 消防車両の事故に関する事。
- サ 災害対策、国民保護等危機管理に係る警防活動に関する事。

● 救 急 課

- ア 救急業務の実施に関する事。
- イ 救急統計に関する事。
- ウ 応急手当の普及啓発に関する事。
- エ 救急需要対策に関する事。
- オ 救急技術の研究及び指導に関する事。
- カ 救急隊員等の生涯教育に関する事。
- キ 救急業務に係る保健所及び地域医療機関等との連携に関する事。
- ク メディカルコントロール協議会等に関する事。
- ケ 救急活動に係る感染防止対策に関する事。
- コ 災害対策、国民保護等危機管理に係る救急活動に関する事。

● 指 令 課

- ア 消防隊等の出動指令に関する事。
- イ 現場情報の収集及び支援情報の伝達に関する事。
- ウ 気象情報の収集及び伝達に関する事。
- エ 非常招集の実施に関する事。
- オ 消防通信の運用及び統制に関する事。

- カ 通信施設の運用管理に関する事。
- キ 指令システム及び情報システムに係る運用管理及び企画、調整等に関する事。
- ク 消防行政に係る情報の管理に関する事。
- ケ 災害対策、国民保護等危機管理に係る指令管制等に関する事。

○ 消 防 署

- 東・中・西消防署
 - ア 文書の収受発送及び完結文書の保存に関する事。
 - イ 公印の管守に関する事。
 - ウ 職員の配置に関する事。
 - エ 職員の願届及び身分に関する事。
 - オ 職員の教養に関する事。
 - カ 職員の保健衛生に関する事。
 - キ 職員の給与及び経理に関する事。
 - ク 備品及び物品の保管に関する事。
 - ケ 消防団に関する事。
 - コ 消防協力団体に関する事。
 - サ 危険物及び指定可燃物に関する事。
 - シ 建築同意事務、消防用設備等の指導に関する事。
 - ス 立入検査に関する事。
 - セ 防火組織の育成指導に関する事。
 - ソ 消防広報及び広聴に関する事。
 - タ 火災その他の災害の調査に関する事。
 - チ 諸証明に関する事。(り災証明その他の火災に関する証明を除く。)
 - ツ 消防警備の実施に関する事。
 - テ 消防車両及び機械器具に関する事。
 - ト 消防地水利に関する事。
 - ナ 消防通信に関する事。
 - ニ 警防訓練の実施に関する事。
 - ヌ 救助及び救急業務の実施に関する事。
 - ネ 職員の警備配置に関する事。

(出典：令和6年版 消防年報)

第3章 包括外部監査の結果及び意見

I. 監査の結果及び意見の定義

本報告書における監査の結果と意見の定義は次のとおりである。

- 監査の「結果」 法令、条例、規則等に違反している事項、又は違反とまでは言えないものの質的な重要性から改善が必須であると監査人が判断した事項
- 監査の「意見」 「結果」以外で改善・検討を求める事項

II. 監査の結果及び意見の一覧

消防事業全体に対する結果及び意見	
① 消防力整備計画に基づき実行計画を策定するとともに、毎年度の実績確認を行うことは、消防力整備の適切な推進に不可欠であるが、計画の策定、実績報告がなされていない状況にある。 整備計画を着実に推進するためには、消防力整備推進会議を定期的に開催し、進捗状況を継続的に確認することが必要である。	結果 1
② 消防力整備計画の効果的な進捗管理を行うためには、目標設定をより具体的かつ測定可能なものとし、適切なマイルストーンを設定することが望ましい。	意見 1
③ 建替え、改修時には、女性専用の設備を整備するなど、女性消防吏員の割合を増加させる取組を進めることが望ましい。	意見 2
④ 受援計画について、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、及び、受援計画に基づいた訓練の実施ができていない。他の多くの自治体においても対応できていない項目ではあるものの、受援計画をより実効性の高いものとするため、今後計画的に対応していくことが望ましい。	意見 3
⑤ コンプライアンス研修について、対象者を管理職や若年層に限定するのではなく、全職員を対象として実施することが望ましい。また、研修の実施回数を増やす、又は、当日参加できない職員に対しても研修の動画を後日閲覧できるようにする、あるいは、別途研修用の DVD を閲覧できるようにするなど、研修対象者が研修を受講できる機会を確保するための取組を実施することが望ましい。	意見 4
⑥ 現金紛失事案に関しては、警察による捜査結果等を踏まえ、市としての事実関係の確認を行い、当該現金を取り扱っていた職員及び管理していた職員に対し、消防局長名により処分等を行っているものの、当該事案を受けた課題整理や改善提案を内部報告書として取りまとめたり、改善策の起案等を行っていないとのことである。 このような重大な事案が発生した際には、事案に係る事実確	意見 5

<p>認をもとに原因分析を通じて課題整理をするとともに改善策をとりまとめ、これを組織内で共有して実行し、達成度合いを継続的に時系列で評価する進捗管理が必要である。そうした対応が、例えば監察（内部監査）の実施というような形で自律的に行われなかったことは組織的な大きな課題であり、課題認識の感度と適応力を高めるよう、組織の人事的な見直しや監察（内部監査）制度の再定義と実践も含めた、組織風土改革に取り組むことが、非常に強く望まれる。</p>	
<p>⑦ 支出に際して防火協力会会長から電話での口頭承認を得たことは支出伺い上明確にはなっておらず、承認を得たことを明確にするために、支出伺い上その旨を記載する、あるいは、メールで承認をもらうなど、承認関係を明確にすることが望ましい。</p>	意見 6
<p>⑧ 連絡協議会や西防火協力会においては、会計事務を引き継いで自主管理しているという事例もあることから、中・東の両防火協力会への業務の引継ぎについても、今後3年程度を目途に防火協力会が規約に沿って完全に自主運営するように、消防局として真摯に継続的に要請・尽力することが望ましい。</p>	意見 7
<p>⑨ 防火協力会は利害関係者に準ずるものとして整理すべきである。防火協力会の事務局員という立場で参加していたとしても、身分は市の職員であることに変わりはないことから、防火協力会から部分的であっても供応を受けて懇親会に参加することは、職員倫理規則第4条第6号の禁止行為に抵触するおそれが懸念されるべきことと認識して、少なくとも事前に倫理監督者に相談すべきであった。より本来的には、利害関係者との懇親として自己負担を前提に、倫理監督者の許可を事前に得るべく申請すべきであったし、今後はそうした感覚をもって職員倫理条例・規則に則した倫理の実践に心がけることが必要である。</p>	結果 2
<p>⑩ 救急体制の確保・強化に向け、救急需要の分析を継続するとともに、基準隊数との乖離を解消する観点から、増隊の必要性や時期について、計画的に検討を進めることが望まれる。</p>	意見 8
<p>⑪ 現場重視の消防職員が、組織マネジメントを学び、現場から一定の距離を置いて社会の変化に適応できる組織化に向けたマネジメントを実践するには、理念や規範に関する座学だけでは足りず、外部からマネジメント人材を招き、あるいはマネジメントを担う（候補）者を一定期間外部に派遣・出向等することが効果的ではあるが、これまでの出向実績の効果を勘案すると、消防業務との直接的業務関連性を超えた外部、現実的には市長部局（危機管理室を除く。）との継続的かつ中長期的な人事交流、しかも局管理層の一定割合を占める程度の規模の人事交流を要する状況ではないかと思料する。</p>	意見 9

業務及び会計	監査の結果/意見	結果・意見
各業務及び会計に関する結果及び意見		
1. 出納管理	① 資金前渡事務マニュアルに従い、入金日に収入を記帳するなど、適切な前渡資金管理を徹底されたい。	結果 3
	② (前渡資金の) 戻入出金の記帳が遅れていたことは一つの反省点であるが、もう一つの課題として、金庫に保管されていた現金そのものの受払残高が記録管理されていなかったことが挙げられる。「金銭出納帳」に、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を併記して、消防局が管理する前渡資金の残高とその一部である金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理する必要がある。	結果 4
	③ 石切出張所にあった備品は廃棄されている。そのため、物品不用決定伺書により不用の決定をする必要があったが、この処理が長年漏れていた。	結果 5
	④ 備品リストの設置場所が実際の設置場所と異なる場合、所在が不明となる可能性や盗難・紛失の際の発見が遅延する可能性が高まると考えられるため、備品リストに記載されている設置場所と、実際に備品が保管されている場所が異なる場合には、適切に修正すべきである。	意見 10
	⑤ 出納室は過年度の包括外部監査報告による意見に対する措置を速やかに完遂し、その管理ルールの明確化の一環として実査・棚卸マニュアルを整備・充実すべき職責を認識する必要がある。【出納室】	結果 6
	⑥ 実務の精度向上に向けて、現物照合の実施マニュアルの改訂が望まれる。【出納室】	意見 11
	⑦ 備品リストの抽出時点と現物照合の時期を一致させることに、一定の制約があることは理解できるが、現物照合時の業務の負担を考慮し、備品リストの抽出時点は、現物照合の時期に近い時点とすることが望ましい。【出納室】	意見 12
	⑧ 備品整理票をはり付けることが可能なものにもかかわらず、これをはり付けていないものが発見された。	結果 7
	⑨ 備品整理票をはり付けるか否かは現場判断になっていた。備品整理票が貼られていないものについて、貼付漏れであるのか否かを客観的に判断できない状況であるため、貼付対象備品を規定したマニュアルを作成することが望ましい。	意見 13

	⑩ 外部の任意団体の所有物を預り保管する場合にはなお更、透明性のある管理を実践して事故等を未然に防止しなければならないという意識を徹底し、例えば、預り書の收受や定期的な現物確認など、適切な管理を励行されたい。	結果 8
	⑪ 予防課において、予防課内の歓送迎会の残金 3,069 円が、大金庫内の小金庫に保管されていた。歓送迎会会費の残金が入っていた小金庫が破損していたこと、また、予防課の職員自身も指摘があるまで小金庫に残金を保管していたことを失念していた状況であった。紛失リスクや盗難リスクを低減するため、歓送迎会などの会費は即時精算し、残金を持ち越さないようにし、また、公金を保管する局金庫には持ち込まないことが望ましい。	結果 9
	⑫ 中消防署において、公金とは別に、歴代幹部や職員有志の拠出金、親睦会会費の残額、贈答品（商品券等）を換金した資金などを原資とする「雑金」が、管理簿とともに金庫内に保管されていた。職員に対して公金と私金の区別を周知徹底し、公務で使用する費用について雑金から支出をしないようにすることが必要である。	結果 10
	⑬ 雑金を署内で管理する場合は、署内での管理をなくすことを最終の着地点として、ルールに基づく運用管理を複数人で行うことが考えられる。	意見 14
2. 契約管理	1. 高機能消防指令センター機器維持管理業務委託	
	① 令和 6 年度において契約金額が、年度中に増額変更されている。これは当初更新対象としていなかった機器で故障が頻発し、協議のうえで当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴うものであるとの説明を受けた。契約上定めのない事項について、協議に基づき決定した場合には、どのように協議をして決定したのか、その経緯を明確にするために協議記録を決裁文書に添付し文書として残すことが望ましい。	意見 15
	② 本件契約においては、単年度契約として運用しているものの、システム機器の更新までは当該事業者への委託が継続すると見込まれ、実質的に長期の随意契約となっている可能性がある。長期継続契約とすることにより、事務負担の軽減、サービスの安定確保が期待できるため、本件契約については、長期継続契約の適用も含め、契約方式の見直しを検討することが望ましい。	意見 16

	<p>2. (仮称) 東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業</p>	
	<p>① PFI 事業については現在、多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な自治体で費用対効果を踏まえた効果測定が実施されていくと考えられる。本件 PFI 事業も、東大阪市として初めての PFI 事業であり、今回、事後評価が初めて実施されることから、そこから得られた結果や知見を踏まえて、モニタリング手法の更なる改善を図ることが望まれる。【資産経営課】</p>	<p>意見 17</p>
	<p>3. 第 10 分団 1 号車屯所建築事業</p>	
	<p>① 契約事務チェックリストについて、決裁完了までに複数人がチェックしているが、チェック誤りについては見落とされていた。チェックリストについてより慎重なチェックを行うことにより、チェックリストに不備が生じないようにすべきである。</p>	<p>結果 11</p>
	<p>4. 東消防署他 1 か所清掃管理業務委託</p>	
	<p>① 業務完了報告について、完了日の記載が漏れていた。照合箇所の設定や照合証跡を付す等、確認漏れが生じないような工夫をし、仕様書に記載されているとおりの業務完了確認を遂行すべきである。</p>	<p>結果 12</p>
	<p>② どれだけの人が就労機会に従事できたかを具体的に把握しておくことは、定量的な効果測定として有効であるから、業務実施日ごとの従事人数を把握して推移を追うなどして効果を見ることが望まれる。</p>	<p>意見 18</p>
<p>3. 総務部</p>	<p>① 「東大阪市消防職員の提案に関する規程」第 2 条による提案の状況としては、制定された平成 21 年 1 月から監査時点（令和 7 年 8 月）までの期間で 2 件のみにとどまっている。業務改善へのアイデア創出の促進や職員のモチベーション向上に資するために本規程の周知徹底や改訂をすることが望ましい。</p>	<p>意見 19</p>
	<p>② 総合監察については「東大阪市消防監察規程」第 5 条第 1 項のとおり毎年 1 回の実施が必要となる。しかし、総合監察をはじめ監察そのものが実施された記録はなく、監察規程に従って適切に監察を実施すべきである。</p>	<p>結果 13</p>
	<p>③ 厚生会への入会について、入会や会費徴収に関するトラブルを防止する観点から、例えば、入会申込書の作成及び自署、「給与控除依頼書」への自署等を求め、これらを入会者の意思表示が分かる記録として残しておく等の対応を実施することが望ましい。</p>	<p>意見 20</p>

	④ 応募者がどのような媒体をみて採用試験を知ったかや志望理由等申込者に対する統計を作成し、次年度の採用活動に活かしている。しかし、実際にどのように当該統計資料を活かし、採用活動を行っているかが文書化されておらず、不明瞭となっている。統計結果について簡潔にでも採用活動にどのように活かしたか文書化することが望ましい。	意見 21
	⑤ 今後の人口減少により指針上必要性が低下する不要となった署所が生じる可能性があり、また地域的なアンバランスが地域特性により説明可能な許容範囲に収まっている状況であるのかなどを、早期に把握し計画的に統廃合を検討できるよう、定期的な配置調査を実施すべきである。	意見 22
4. 警防部	① AED 設置のメリット (AED 利用により救命率が大幅に改善される等) を啓発することにより、AED の普及啓発を実施することが望ましい。	意見 23
	② 物理破壊を要するような記録媒体の破棄を外部業者に依頼する場合において、その破壊作業に職員が立ち会わないのであれば、代えて破壊した記録媒体の写真を受領するようにマニュアルを改定することが望ましい。【情報政策課】	意見 24
	③ 警防訓練実施要領第 8 条に基づく訓練においても年間の訓練計画書を作成することが望ましい。	意見 25
	④ 東大阪市では防火管理者の選任率が全国平均よりも 10%ほど低い状況となっていることを踏まえると、現状の重大違反对象物のみならず、防火管理者の未選任についても、システム改修時に機能面の見直しを行い、システム上で一覧管理を行うか、重大違反对象物のように Excel 資料等で詳細な管理を実施すべきであると考えられる。現状の OA システムでは操作性にも改善の余地があるため、システム改修時に機能面の見直しを実施することも検討されたい。	意見 26
	⑤ 利用者の安全確保および地域全体の、防火意識の向上に資する観点から寄与すること目的として、違反对象物の公表制度の対象範囲を拡充し、防火管理者の未届等についても公表の対象に含めることが望ましいと考えられる。	意見 27
	⑥ 同一の所有者が複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があることも想定されるため、検査対象・頻度等を検討する際に、人を基準とした観点を加味することが望ましい。	意見 28

5. 消防団	① 分団ごとの世帯数や実員構成に大きな差異が存在している状況を踏まえると、市の非常備消防力が適切に設置され整備運用されているかについて、分団単位での再検討を行う必要があると考えられる。	意見 29
	② 延床面積 50 m ² 未満の消防団屯所のうち、耐震性の有無を把握しているものの、計画の検討対象外として耐震化の検討が行われていない屯所がある。市の市有建築物耐震化整備計画の検討対象基準に満たない施設であったとしても、その重要性に鑑み、耐震性の検討を行い、必要に応じて改善措置を図る必要がある。	意見 30
	③ 当団の女性比率は1.8%であり、依然として全国平均(4.0%)を下回っている。国は「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度(令和8年度)末まで当面5%とする目標を掲げている。女性消防団員の登用は、国の重点施策でもあり、消防団が有志の団体であることを踏まえても、国の目標との整合性を図る観点から、消防局が消防団と連携し、女性の入団促進を支援する具体的施策を講ずることが望まれる。	意見 31
	④ システムから個人ベースでしか年間の出勤実績を出力できないため、手作業で出勤実績のあった団員を年額報酬の支給対象者として消込してゆく状況となっている。年額報酬支給対象者の検証が容易となるよう、消防OAシステム見直しの際に、出勤実績のある団員がリストアップできるよう検討されたい。	意見 32
	⑤ 消防団活動の効率化のみならず、消防局における消防団活動の効果的、効率的な管理の面からも消防団アプリの導入を引き続き積極的に推進されたい。	意見 33

Ⅲ. 消防局全体に対する結果及び意見

① 東大阪市消防力整備計画について（結果1、意見1）

消防局は令和2年10月に、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第3期東大阪市消防力整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定している。

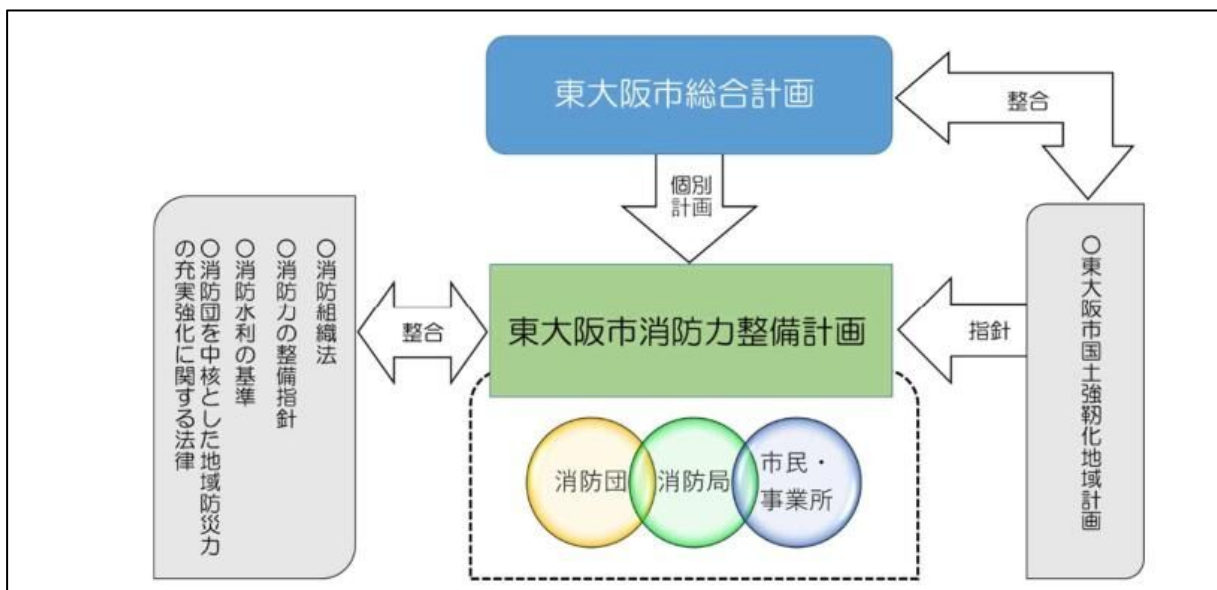
整備計画は東大阪市第3次総合計画基本計画において定められた消防部門の施策を効果的に実施するための個別計画であり、消防における施策の基本的方向性を明らかにするものである。

また、他の関連計画等における施策や事業とも整合性を図りつつ、整備計画で定められた基本的な方針や方向性を踏まえ、年度ごとの詳細な計画を実施計画で策定するとともに、実施計画以外の事業にあつては実施計画に準じた計画（消防実行計画）を各所属において策定することとされている。

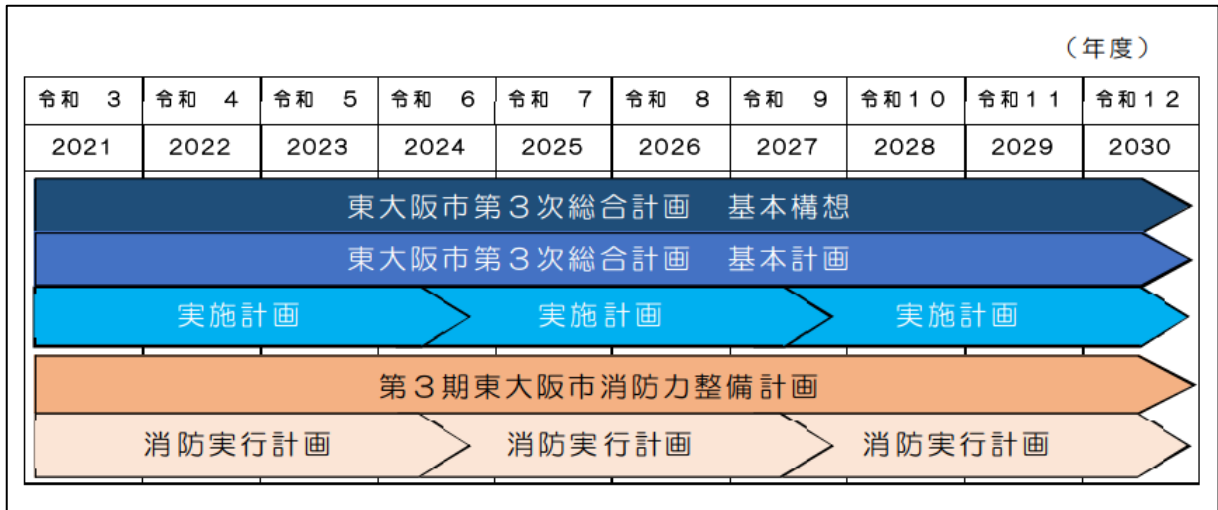
第一次実行計画（令和3年度から令和5年度）は策定されており、令和3年度及び4年度の実績については、各課からの報告を総務課でとりまとめている。しかし、整備計画で定められた消防力整備推進会議における進捗確認はなされていない。

また、令和5年度においては実績報告そのものがなされておらず、第二次実行計画（令和6年度から令和8年度）については、実行計画自体が策定されていない。

整備計画に基づき実行計画を策定するとともに、毎年度の実績確認を行うことは、消防力整備の適切な推進に不可欠であるが、計画の策定、実績報告がなされていない状況にある。



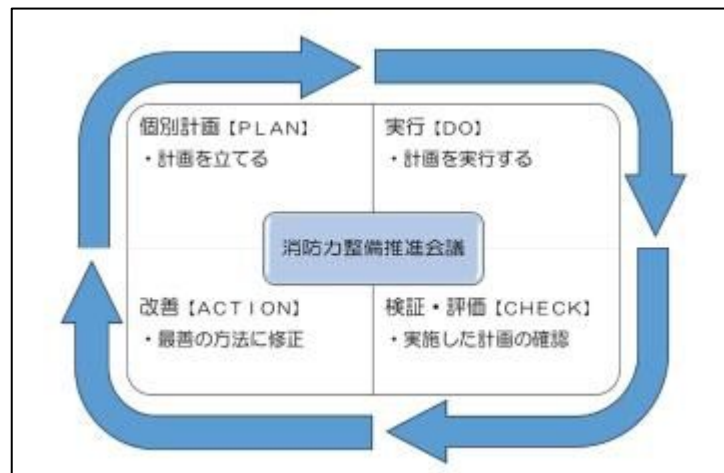
(出典：整備計画)



(出典：整備計画)

整備計画では、中期（令和3～7年度）と長期（令和3～12年度）の目標設定を行い、成果を重視した計画とすることが示されている。

また、進行管理に関しては、PDCAサイクルに基づく評価・改善を行い、消防力整備推進会議のもとで横断的に進行管理を実施することが定められている。しかし、監査対象年度である令和6年度までの間、同会議において整備計画の進捗確認は一度も実施されていない。



(出典：整備計画)

整備計画開始から4年が経過しているにもかかわらず、進捗管理が行われていない状況は整備計画に基づくPDCAサイクルが機能していないことを意味する。整備計画を着実に推進するためには、消防力整備推進会議を定期的で開催し、進捗状況を継続的に確認することが必要である。(結果1)

また、効果的な進捗管理を行うためには、目標設定をより具体的かつ測定可能なものとし、適切なマイルストーンを設定することが望ましい。(意見1)

② 女性消防吏員について（意見2）

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和44年に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性疾病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。（令和6年版消防白書より）

総務省消防庁では、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）を発出し、以下の取組を市町村及び各消防本部に対し要請した。

1. 女性消防吏員の計画的な増員の確保

（1）数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

（2）女性の採用拡大に向けた積極的な取組

（ア）積極的なPR活動の展開

女性消防吏員を増加させるためには、まずは消防を自らの職業として選択肢に含める女性を大幅に増やすことが喫緊の課題であることから、各消防本部は、これから社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め消防の仕事の魅力について、より積極的にPRするとともに、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めるための説明会等を行うこと。

（イ）採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

（ウ）女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

消防は、市長部局の他の業務とは異なり、一定の隊員数で現場の部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ずその欠けた1人を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという職務上の特殊性を有する。今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解の上、適切な措置を検討すること、具体的には想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

2. 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適正に応じた人事配置を行うこと。なお、各隊の活動水準について一定レベルを確保することは必要不可欠であり、性別を問わず、各隊員がその活動に必要な能力を満たさなければならない点に留意すること。

3. ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母性保護に係る配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要であること。

4. 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

消防長は、消防本部のトップとして消防事務を統括し、すべての消防職員を指揮監督するなど、市町村の他の幹部職員と比較しても特に思い責任・権限を有している。そのため、消防長には、女性消防吏員の活躍推進を組織的に実施していくための強いリーダーシップの発揮が求められる。各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

5. その他

(1) 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めること。

(2) 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

東大阪市において、令和6年4月1日時点の女性消防職員数は13名であり、広報、庶務、予防、警備（消防隊及び救急隊）等、様々な業務を行っているが、消防職員503名に占める割合は約2.6%であり、令和6年4月1日時点の全国平均3.7%より低い水準となっている。

なお、直近の職員採用試験（消防職）における受験者数及び合格者数は以下のとおりである。

実施時期	試験区分等	受験者数		最終合格者数		採用者数	
		全体	うち女性	全体	うち女性	全体	うち女性
令和4年9月から11月	令和5年4月採用 上級消防	29	6	2	2	2	2
令和4年9月から11月	令和5年4月採用 初級消防	26	2	2	0	2	0
令和5年7月から8月	令和5年10月採用 上級消防	62	0	4	0	4	0
令和5年7月から8月	令和5年10月採用 初級消防	134	8	5	0	5	1
令和5年6月から7月	令和6年4月採用 上級消防	181	12	6	1	6	1
令和5年9月から10月	令和6年4月採用 初級消防	134	10	4	0	4	0
令和6年6月から7月	令和7年4月採用 上級消防	140	10	4	1	3	0
令和6年9月から10月	令和7年4月採用 初級消防	151	6	4	0	4	0

(出典：市提供資料)

東大阪市消防局においては、消防庁の数値目標である5%に引き上げるためには、採用者に占める女性の割合を相当程度高める必要があり、現実的ではないとの判断から、令和11年度末において3%以上とする目標を定めている。

女性消防吏員数の増加のため、女性消防士の24時間勤務の様子に密着した動画や女性消防吏員ならではの仕事のやりがいや悩みなどを語るメッセージ動画等を作成し、各種SNSでの発信や採用説明会において放映するほか、女性消防吏員が採用広報を行い、仕事のやりがいや悩みなどについて説明を行うなどの取組を行っている。

なお、女性専用の施設・設備の状況は次のとおりであり、消防局・中消防署合同庁舎、西消防署本署以外は女性専用の施設・設備の設置がない状況である。

5 庁舎概要

女性専用の施設・整備
消防局・中消防署合同庁舎、西消防署本署以外は設置なし

名称		構造	建築年月	
消防局	消防訓練施設	主訓練塔 R C 造 地上6階地下1階建 補助訓練塔 R C 造 2階建	H20. 4	消防局・中消防署合同庁舎 更衣室 ○ 仮眠室 ○ 洗面室 ○ ユニットバス ○ 洗濯機 ○ 乾燥機 ○ トイレ ○
	消防局 (4・5階部分)	免震RC造5階建		
	防災学習センター (3・4階の一部)			
	本署 (1～3階部分)			
消防署	北部分署	R C 造 2階建	S41. 8	
	中新開出張所	S 造 2階建	S47. 4	
	若江出張所	S 造 2階建	S48. 5	
東消防署	本署 (1～3階一部)	S R C 造 4階建	H5. 5	
	四条分署 (地下1～1階一部)	R C 造 4階建	H8. 1	
	布市出張所	S 造 2階建	H25.11	
	額田出張所	S 造 2階建	S49.12	
西消防署	本署	R C 造 3階建	H29. 7	西消防署 本署 更衣室 ○ 仮眠室 ○ 洗面室 ○ ユニットバス ○ 洗濯機 ○ 乾燥機 ○ トイレ ○
	長堂分署	S 造 2階建	S45. 4	
	長瀬出張所	R C 造 2階建	S59. 9	
	楠根出張所	R C 造 2階建	S61. 3	
	足代出張所	S 造 2階建	S47. 4	
	上小阪出張所	R C 造 3階建	H11. 7	
	大蓮出張所	S 造 2階建	S55. 3	

(出典：市提供資料)

総務省消防庁が、女性消防吏員を対象として実施した調査によると、現在の職場で勤務する上で働きやすさを感じていない理由として「女性専用施設が十分に整備されていない」との回答が最も多いという結果であり、女性専用施設の整備が進んでいないことも、女性消防吏員が少ない要因となっている可能性もある。

全ての庁舎に女性専用スペースを設けるとなると相当の期間を要することと思われるが、建替え、改修時には、女性専用の設備を整備するなど、女性消防吏員の割合を増加させる取組を進めることが望ましい。

③ 受援計画について（意見3）

各都道府県は、平時から自らが被災地となる場合を想定して、都道府県内の消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、応援等の要請、指揮体制、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

各消防本部についても、同様に自らの地域において、県内応援隊及び緊急消防援助隊を受け入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合を図りつつ、都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の都道府県大隊等の指揮体制、消防機関及び関係機関との連絡体制並びに受援訓練の実施等、受入れに当たって必要な事項を加え、受援計画を策定する必要がある。

また、被災地は消火、救助、救急活動に追われる中、応援隊を円滑に受入れる役割を担い、連携して活動を行う必要がある。被災した経験が少ないため、応援要請の遅れや応援隊の受入れ等、受援に課題が生じる場合がある。受援能力向上のためには、受援計画の策定や見直し、訓練の実施等、平時からの準備が重要である。（出典：令和6年版消防白書）

東大阪市においても、市消防局管内で、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法第39条第2項の規定に基づく大阪府下広域消防相互応援協定による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受けする場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保することを目的として、東大阪市緊急消防援助隊等受援計画を策定している。

消防組織法

第三十九条

- 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。
- 2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

第四十四条

- 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

- 4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊（以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。）の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。
- 7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第十三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。
- 8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村（以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。）の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

消防庁調査における令和6年4月1日現在の受援計画の策定状況は次のとおりである。

受援計画（応援職員受入れなど受援に関する規定）の策定状況（令和6年4月1日現在）													
都道府県名 市町村名	市町村区分	（1）受援計画（応援職員受入れなど受援に関する規定）の策定状況について					（2）応援職員受入れのために定めている項目						
		①策定済み（複数選択可）			②未策定		庁内全体の受援を調整する担当部署	応援職員を受け入れて実施する業務	各受援業務の担当部署において受援を調整する担当者（職）	応援機関の活動拠点・執務スペース	応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化	その他（定めている項目の内容を記載）	受援計画に基づいた訓練の実施について
		地域防災計画に位置付けている	独立した計画書を定めている	その他の既存の文書体系の中に定めている	応援職員受入れに関して定めた規定はない	今後の予定時期							
東大阪市	中核市	○	○				○	○	○	○	×		×

（出典：地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果より監査人が抜粋）

東大阪市においては受援計画を策定しており、多くの項目は定めているものの、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化、及び、受援計画に基づいた訓練の実施はできていない。他の多くの自治体においても対応できていない項目ではあるものの、受援計画をより実効性の高いものとするため、今後計画的に対応していくことが望ましい。

④ コンプライアンス研修について（意見4）

東大阪市消防局及び消防署においては、職場研修として下記の研修を実施している。

(令和6年度中)

科 目	種 別	回 数	延 人 員	延 時 間 (分)	1 回 当 た り 平 均	
					人 員	時 間 (分)
特別教養	緊急自動車機関員認定講習	2	4	280	2	140
	交通安全講習	9	393	180	44	20
	昇任者研修(司令・司令補)	2	26	—	13	—
	昇任者研修(士長・副士長)	2	19	—	10	—
	全国消防救助シンポジウム	1	42	280	42	280
	通信指令シンポジウム	1	12	70	12	70
	消防局コンプライアンス研修	1	33	60	33	60
	職場集合研修	3	128	330	43	110
所属(局)教養	局(部)長教育	4	116	110	29	28
	行政一般	8	228	195	29	24
所属(署)教養	消防行政	528	2,878	8,010	5	15
	消防法規	92	441	1,770	5	19
	一般法規	109	546	2,180	5	20
	消防事務	75	395	1,410	5	19
	人事	852	4,954	13,880	6	16
	社会常識	391	2,030	7,630	5	20
	訓育	1,279	7,756	21,860	6	17
	礼式	27	186	1,020	7	38
	予防	503	2,548	9,980	5	20
	火災調査	62	295	1,240	5	20
	広報	27	161	520	6	19
	警備	1,721	9,015	33,810	5	20
	通信	87	434	1,740	5	20
	事故防止	760	4,504	12,400	6	16
	消防機械	195	996	3,890	5	20
	その他	254	1,202	4,820	5	19
合 計		6,995	39,342	127,665	6	18

(出典：令和6年版消防年報)

令和6年の研修のうち、消防局コンプライアンス研修については、管理職を対象にして実施している。対象者は38名であるが、外部から講師を招いて1回のみ実施したため、日程の都合上参加者は33名となり、5名が参加できていない。また、これとは別に若年層向けにハラスメント研修（表中「職場集合研修」に含まれる。）を行っているものの、対象者136名のうち受講者は128名となっている。

そして、管理職にも若年層にも該当しない職員348名については、これらの研修対象者には含まれていない。

令和2年度から令和6年度までの5年間において、ハラスメント事例は7件発生しており懲戒処分を受けた者も含まれている。また、令和7年8月には、複数の部下らに暴言を吐くなどして停職処分を受けた事例や、部下の側頭部を蹴るなどして減給処分を受けた事例も発生している。

No	事案	被処分者（階級）	処分理由
1	複数の職員への暴行行為等	消防司令	部下職員に対する パワーハラスメント
2	部下職員への訓練中の暴力行為	消防司令	部下職員に対する パワーハラスメント
		消防司令補・主査 【事案発生時：消防監・署長】	管理監督責任
		消防司令長・副署長	管理監督責任
		消防司令長・警備司令長	管理監督責任
		消防司令・警備司令 【事案発生時：消防司令・警備司令】	管理監督責任
3	後輩職員への暴力行為	消防士長	後輩職員に対する パワーハラスメント
4	部下職員への セクシュアルハラスメント	消防司令長	部下職員に対する セクシュアルハラスメント

（出典：令和7年8月26日 市の報道提供資料（消防職員の懲戒処分について）より監査人が要約）

この点、コンプライアンス研修について、対象者を管理職や若年層に限定するのではなく、全職員を対象として実施することが望ましい。また、研修の実施回数を増やす、又は、当日参加できない職員に対しても、研修の動画を後日閲覧できるようにする、あるいは別途研修用のDVDを閲覧できるようにするなど、研修対象者が研修を受講できる機会を確保するための取組を実施することが望ましい。

なお、令和7年度においては、ハラスメント対策研修を全職員を対象に企画し、対面受講できなかった職員に対しても動画視聴による研修受講を通知することに全職員が受講できるように計画・実施されているとのことである。

⑤ 防火協力会及び防火協力会連絡協議会について（意見5、6、7）

東大阪市においては、東大阪市東防火協力会、東大阪市中防火協力会、東大阪市西防火協力会が存在しており、各防火協力会においては、会員の会費及びその他の収入をもって運営資金に充てることとされている。また各防火協力会より選出された役員をもって組織される東大阪市防火協力会連絡協議会（以下「連絡協議会」）が存在しており、連絡協議会では各防火協力会からの委託事業分担金その他の収入をもって運営資金に充てることとされている。

東大阪市西防火協力会規約

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、東大阪市管内の無火災を目標に、自主積極的に火災予防の徹底強化を図り、市民の警火思想の普及、併せて東大阪市西消防署及び消防局の各般の施策の推進に協力することをもって目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防宣伝
- (2) 防火安全及び危険物災害防止の知識の普及
- (3) 部会の育成
- (4) 消防関係法規の周知徹底
- (5) 消防力の強化並びに消防研究に対する協力

- (6) 消防業務に功績のあった者に対する表彰
- (7) 会員相互の親睦
- (8) その他必要と認める事項

第3章 会員

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する企業若しくは団体等をもって組織する。

・・・

第4章 組織及び役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 会計理事 2名
- (5) 監事 2名
- (6) 理事 若干名

第11条 役員を選任は、次によるものとする。

- (1) 会長は、総会において承認された者とする。
- (2) 副会長、会計理事、監事は、常任理事の中から会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。
- (3) 常任理事は、理事の中から会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。
- (4) 理事は、本会への貢献度等を考慮して会長が指名し、総会の承認後、委嘱する。

第14条 会長は会議の議長であり、本会を代表して一切の事務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は、第16条における会議に出席して会務を審議する。
- 4 会計理事は、本会の会計を管理する。
- 5 監事は、本会の事務事業執行に関すること及び会計を監査する。
- 6 理事は、第16条第3号に掲げる会議に出席して会務を審議する。

第6章 会計

第22条 本会の運営資金は、会費及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

東大阪市防火協力会連絡協議会規約

第1章 総則

第1条 この会は、東大阪市防火協力会連絡協議会と称する。

第2条 この会の事務局は、東大阪市内で総会の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、東大阪市内の無火災を目標に市民の警火思想の普及及び自主積極的な火災予防の徹底強化を図り、併せて東大阪市消防局各般の施策推進に協力することをもって目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 火災予防の啓蒙
- (2) 危険物災害防止の指導
- (3) 消防関係法規の周知徹底
- (4) 消防力の強化及び研究に対する協力
- (5) 消防業務に関する功労者の表彰
- (6) 消防職員の福利厚生の助成
- (7) 会員相互の親睦
- (8) その他必要と認める事項

第3章 組織及び役員

第5条 この会は、東大阪市東防火協力会、中防火協力会及び西防火協力会（以下「各協力会」という。）より選出された役員をもって組織する。

第6条 この会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名又は3名
会計理事	1名
監事	2名
理事	若干名

2 この会に顧問又は相談役を置くことができる。

第7条 役員を選任は次によるものとする。

- (1) 会長は、各協力会の会長が互選する。ただし、各協力会の会長の合意に基づき、特に推薦があった場合は、他の役員を選任することができる。
- (2) 副会長は、会長以外の各協力会の会長とする。ただし、前号ただし書の場合は、各協力会の会長とする。
- (3) 会計理事、監事及び理事は会長が指名し委嘱する。
- (4) 顧問及び相談役は、この会の発展に功労があった会長が退任した場合、第11条第1項第2号に掲げる特別委員会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 役員任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

第9条 役員に欠員が生じた場合の役員任期は、当該役員の残任期間とする。

・・・

第10条 会長は、この会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計理事は、この会の会計を管理する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

．．．

第5章 委託事業分担金

第16条 この会の運営資金は、各協力会より特別役員会で定める年度ごとの委託事業分担金その他の収入をもってこれに充てる。

連絡協議会に関しては、その現金管理、帳簿記録を消防局にて実施していたが、令和5年2月に連絡協議会の現金を紛失するという事案があった。

金庫に保管していたものの施錠管理が十分でなく、「任意団体の会計事務取扱マニュアル」が事案発生前の令和4年7月に内部統制推進室より通知されていたにも関わらず、当該事案の預り金については準公金ではなく私金であるとの独自の認識理由から、同マニュアルに基づいた会計事務を履行しておらず、現金出納簿の金額と現金の突合を行わないまま現金出納簿に確認印を押印していたものである。

当該事案を受けて、令和6年度から消防局は現金管理、帳簿記録に関与せず、当該事務については、連絡協議会が委託する第三者にて行うこととされている。

当該事案に関しては、警察による捜査結果等を踏まえ、市としての事実関係の確認を行い、当該現金を取り扱っていた職員及び管理していた職員に対し、消防局長名により処分等を行っているものの、当該事案を受けた課題整理や改善提案を内部報告書として取りまとめたり、改善策の起案等は行っていないとのことである。

このような重大な事案が発生した際には、事案に係る事実確認をもとに原因分析を通じて課題整理をするとともに改善策をとりまとめ、これを組織内で共有して実行し、達成度合いを継続的に時系列で評価する進捗管理が必要である。そうした対応が、例えば監察（内部監査）の実施というような形で自律的に行われなかったことは組織的な大きな課題であり、課題認識の感度と適応力を高めるよう、組織の人事的な見直しや監察（内部監査）制度の再定義と実践も含めた組織風土改革に取り組むことが、非常に強く望まれる。（意見5）

過去より、市民用広報物品等について、連絡協議会の資金により調達することがある。

令和6年度における手続きとしては、事前に連絡協議会及び消防局内で決裁をとったうえで、消防局から発注し、消防局において現物を受領、納品書・請求書を連絡協議会事務局に送付し、連絡協議会事務局から支払うという流れであった。

この点について、令和7年度より、消防局と連絡協議会事務局とで調整の上、連絡協議会から、寄付收受申込書を受領し、消防局内で寄附決定起案を経て寄附物品の受領を行う流れへと変更されている。

西消防署と西防火協力会との関係においても同様の状況である。

中消防署においては、中防火協力会において対応できる人員がないことを踏まえ、通帳・印鑑の管理及び帳簿記録を中消防署において実施している。

支出の際は、防火協力会会長に電話等で確認を行った後、支出伺いにより消防署内の決裁を経て消防署が発注を行っているとのことである。

しかしながら、支出に際して防火協力会会長から都度、電話での口頭承認を得たことは支出伺い上明確にはなっておらず、承認を得たことを明確にするために、支出伺い上その日時、旨を記載する、あるいは、メールで承認をもらうなど、承認関係を明確にすることが望ましい。（意見6）

なお、東消防署と東防火協力会の関係においても同様の状況である。

中・東の両消防署において、防火協力会の通帳・印鑑の管理や帳簿記録を行っていることについては、防火協力会は地域防災に不可欠な存在であり、良好な協働関係を維持することも重要であり、「事務分掌」に定められている「コ 消防協力団体に関すること」に該当し特段の問題はないとのことである。

しかし、一方で、任意団体の会計処理マニュアルにおいても、3. 所属長の責務として「③所属長は、任意団体の運営の自立や自主運営能力の育成等により、任意団体へ会計事務を引き継ぐよう絶えず務めること」とされている。

これは、消防署員が任意団体の会計事務を行うと、過去に発生した現金紛失事案のようなリスクを負うとともに、当該業務がなければ、関与する署員が他の業務に充てられる時間を当該業務に充てることになってしまうため、できる限り任意団体へ会計事務を引き継ぐべき、との考え方によっているものと考えられる。

連絡協議会や西防火協力会においては、会計事務を引き継いで自主管理しているという事例もあることから、中・東の両防火協力会への業務の引継ぎについても、今後3年程度を目途に防火協力会が規約に沿って完全に自主運営するように、消防局として真摯に継続的に要請・尽力することが望ましい。(意見7)

例えば、第1段階として、署が印鑑と通帳を同時保管することによって防火協力会の口座管理をしている現状から、防火協力会自身が口座管理をする体制へ速やかに移行し、その後、第2段階として小口現金管理や帳簿管理も防火協力会にて管理する体制へとするなど、段階的に業務の引継ぎを行うことも考えられる。

連絡協議会及び各防火協力会における統制強化・事務効率化の一環として、例えば、中防火協力会と東防火協力会の事務を西防火協力会事務局にてまとめて実施してもらい、あるいは、3防火協力会の事務を連絡協議会事務局にまとめてもらうということも、一案として消防局から提案するに値しないか検討いただきたい。

(任意団体の会計事務取扱マニュアル)

1. マニュアルの目的

市政運営上の必要性から、市職員（会計年度任用職員、任期付職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が外部の任意団体（職員が行うその職務と密接に関係する協議会、協会、実行委員会等の任意団体。以下「任意団体」という。）の会計事務を取扱うに当たっては、会計事務の処理の適正化を図るとともに透明性を確保し、不適切な会計処理や事故等を未然に防止する必要がある。このため、任意団体の会則、規定、マニュアル等（以下「規約等」という。）に定めるもののほか、このマニュアルを参照の上、任意団体との相互牽制及び職員間の内部牽制が十分に機能する会計事務の整備を図るものとする。

2. 対象となる会計事務

対象は、職員が職務上取扱う公金に属さない現金等（東大阪市財務規則、東大阪市水道事業会計規程及び東大阪市下水道事業会計規程の適用を受けない預金、有価証券を含む）に関する会計で、次のいずれかの任意団体の所有に属するものとする。

- ① 市が構成団体となっている任意団体
- ② 市の課等に事務局等が設置されている任意団体
- ③ 契約等により市が現金等の管理を行うこととなっている場合の当該任意団体

3. 所属長の責務

- ① 所属長は、職員が担当する任意団体の会計事務について管理・監督すること。
- ② 所属長は、任意団体の事業内容及び予算の規模等を把握し、適正な事務執行を確保するために事務の取扱担当者を定め、任意団体の規範の中で常に事務の効率化に努めること。
- ③ 所属長は、任意団体の運営の自立や自主運営能力の育成等により、任意団体へ会計事務を引き継ぐよう絶えず努めること。

4. 会計事務の処理

(1) 会計事務の基本

所属長及び取扱担当者は、任意団体の会計事務を担当するにあたり、規約等に準拠した処理の手順で執行すること。ただし、準拠すべき規約等に定めがない場合は、(3)の「取扱手順及び留意点」の手順を遵守して適正な会計事務の確保に努めること。

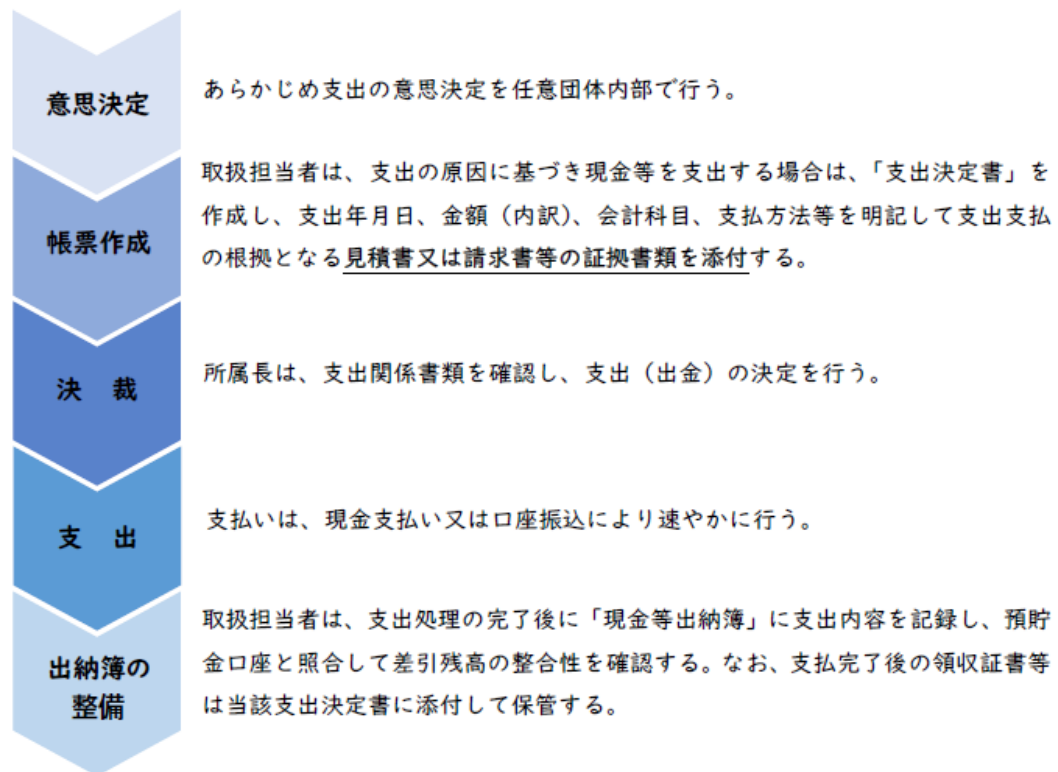
(2) 会計事務備付書類

任意団体の会計事務を取扱うに当たっては、次に掲げる書類を備えること。任意団体の慣例や規約等により同様の書類を整備している場合は、基本的に既存の書式等を使用することができるものとするが、書式の項目等を確認の上、必要に応じて見直しを行うこと。

なお、既存様式が無い場合は、別添の参考様式を用いるなど、新たに会計事務に係る書類の整備を含め、適正な会計事務の整備に努めるものとする。また、収入支出の決定調書による決裁に当たっては、原則、所属長が決裁を行うこと。

収入決定書	収入年月日、収入金額（内訳）、会計科目、相手方等を記載の上、決裁を受ける
支出決定書	支出年月日、支出金額（内訳）、会計科目、相手方等を記載の上、決裁を受ける
現金等出納簿	収入支出の内容及び差引残高等を記載

② 支出事務の取扱手順



※任意団体の役員等からの決裁を受ける時期については、任意団体の了承を得た上で事後でも可としますが、所属長の支出（出金）における決裁は、原則、事前に行うよう徹底してください。

(4) 現金等の管理及び留意点

- ① 任意団体ごとに預貯金口座を開設して出納を管理し、市の公金等を扱う預貯金口座(資金前渡用口座)は使用しない。
- ② 預貯金通帳及び印鑑は、職員間の内部牽制が機能するよう預貯金通帳は施錠ができる金庫またはロッカーに、印鑑は所属長が管理するなど分散管理する。また、事務の効率化等のためにやむを得ずキャッシュカードを管理する際も同様に、所属長の管理のもと入出金を行うなどの牽制を働かせ、容易に出金しやすい環境に置かないよう努めること。一時的に現金を管理する必要が生じた場合も同様に扱うこと。
- ③ 取扱担当者は、郵便切手等(商品券や図書カードなどの金券類も含む。)の現物について、「受払簿」を常備し、定期的に収支や残数を確認するなどの点検を行い管理すること。なお、会計年度切替時は「受払簿」の収支残高を翌年度に繰越処理を行うこと。

6. 会計事務の月例点検

- ① 取扱担当者は、毎月10日までに前月分の会計事務の月例点検を入出金の有無にかかわらず実施する。
- ② 月例点検は、「公金外現金月例点検シート」に則して、現金等出納簿と預貯金口座残高及び手持現金の管理残高の照合など各項目を確認する。
- ③ 点検完了後、「公金外現金月例点検シート」に所属長の決裁を受け、各所属で保管する。

公金外現金 月例点検シート

所属	課（室）
団体名	

【令和 年度】 令和 年 月 分

	目的 点検内容	点検方法	確認欄	
			総括 主幹	取扱 担当者
1	【収支残高の管理】 現金等出納簿と預貯金口座及び現金の残高を確認した	・月末現在の現金等出納簿の差引残高（収入－支出）と預貯金口座（通帳）残高（現金管理分含む）が同じであることを確認する。 ・現金残高がある場合は、現金残高と現金の照合を行う。		
2	【金券類の管理】 金券類の残数を確認した	金券類（郵便切手等）の残数が受払簿等の残数と同じであることを確認する。		
3	【金庫等の管理】 金庫（保管庫）内を確認した	金庫（保管庫）内に不明金などの現金等がないかを確認する。		

上記点検の実施結果及び団体の会計処理状況を確認しました。

所属長確認欄

令和 年 月 日

【実施上の注意】

- 毎月10日（休日の場合は直後の休日でない日）までに前月分の点検を行い、各所属で保存（保存年限5年）してください。※文書管理システムによる決裁手続きは不要
- 点検は各団体単位で実施してください。
確認押印欄は適宜、見直していただいて結構ですが、所属長の確認押印は必須とします。
- 上記検査項目は、最低限度実施すべき基本的な項目であり、各団体の会計事務の特性に応じて、その他の検査項目（例：収入・支出決定書等）のチェックも必要に応じて実施してください。

⑥ 防火協力会の懇親会への参加について（結果2）

1. 事実関係

中消防署の署長1名、副署長2名、警備司令長1名の計4名が防火協力会の研修及び懇親会に参加していた。

懇親会の費用は一人当たり12,000円程度であったところ、署長は防火協力会から請求のあった10,000円を自己負担していたが、その他署員3名は費用を負担していなかった。

この点について中消防署からは、当該3名は中防火協力会規約に基づく事務局員として運営に従事しており、会費負担の対象外として取り扱っていたとの説明を受けた。

2. 職員倫理制度の規定

東大阪市では、職員が市民全体の奉仕者として公正な職務執行を行うことを確保するため、「東大阪市職員倫理条例」及び「東大阪市職員倫理規則」を定めている。

倫理規則第3条第3号では「立入検査、監査又は監察を受ける事業者等」を利害関係者として規定しており、また、同規則第4条第6号では、職員が利害関係者から供応接待を受けることを禁止している。

さらに、倫理条例第6条では、職員が事業者等から金銭その他の財産上の利益（供応接待を含む）を受けた場合には、一定額を超えるとき、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない旨が規定されている。

3. 利害関係者に該当するかどうかの検討

利害関係者に該当するかどうかについて、中防火協力会は、防火・防災活動に協力いただいている団体であり、倫理規則3条の典型的な利害関係者には該当しないとの説明を受けた。

中防火協力会自体は立入検査等を受ける事業者ではないものの、防火協力会の会員には消防局の立入検査等の対象となる東大阪市に所在する企業が多く含まれる。このような団体から供応接待を受けることは、職員倫理規則の趣旨である「市民の疑惑や不信を招く行為の防止」という観点から適切性に欠け、利害関係者との関係性が潜在的に存在すると評価せざるを得ない。防火協力会は利害関係者に準ずるものとして整理すべきである。

4. 職員倫理条例等に則した事前の相談・許可申請等の実施を通じた倫理の実践について

費用を負担していない3名の職員については、防火協力会から供応接待に相当する利益を受けたものと考えられる。この点について、当該職員は防火協力会の事務局員としての立場で参加していることから、利害関係者性の有無や供応接待の該当性について認識していなかったと説明を受けた。

防火協力会の事務局員という立場で参加していたとしても、身分は市の職員であることに変わりはないことから、防火協力会から部分的であっても供応を受けて懇親会に参加することは、職員倫理規則第4条第6号の禁止行為に抵触するおそれが懸念されるべきことと認識して、少なくとも事前に倫理監督者に相談すべきであった。より本来的には、利害関係者との懇親として自己負担を前提に、倫理監督者の許可を事前に得るべく申請すべきであったし、今後はそうした感覚をもって職員倫理条例・規則に則した倫理の実践に心がけることが必要である。（結果2）

なお、倫理監督者の実効性を高めるために、当面の間、消防局の倫理監督者に許可を求める際には、合議先として市長部局の管理職を加えることも一案として考えられる。

【東大阪市職員倫理条例】

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(贈与等の報告)

第6条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が職員倫理規則で定める額を超える場合に限る。）は、職員倫理規則で定める期間内に贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

【東大阪市職員倫理規則】

(利害関係者)

第3条 条例第4条第1項に規定する利害関係者とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者を除く。

(3) 立入検査、監査又は監察（法令（東大阪市行政手続条例第2条第1号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(禁止行為)

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者と共に飲食をすること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督者（条例第10条第1項の倫理監督者をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

⑦ 救急体制について（意見 8）

1. 全国における救急業務の現況

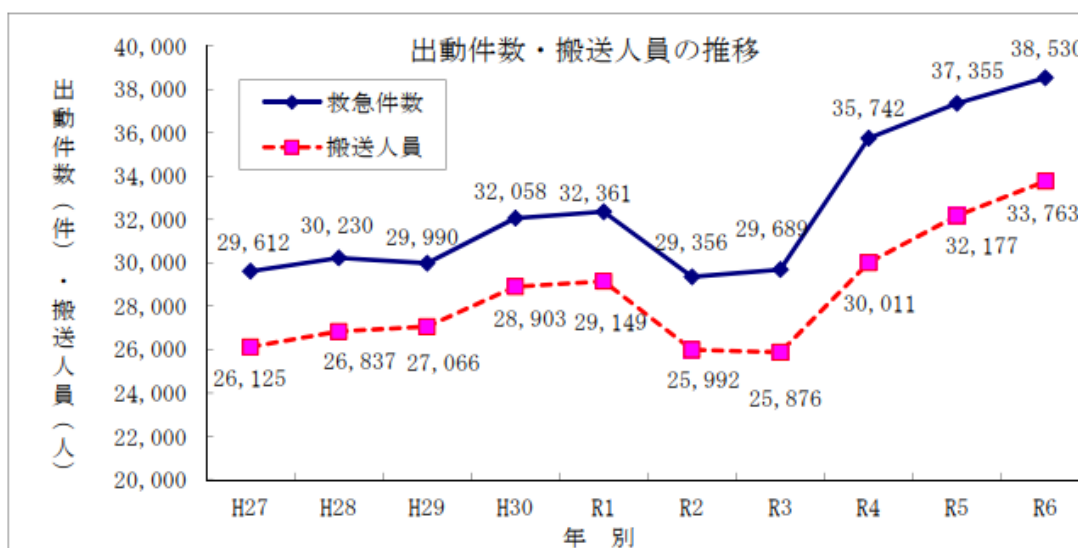
令和5年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、763万8,558件となっており、1日平均では約2万928件で、平均すると約4.1秒に1回の割合で救急自動車が出動することになる。また、救急自動車による搬送人員は、664万1,420人となっている。これは国民の延べ19人に1人が救急自動車によって搬送されたことになる。令和5年の救急自動車による全国の救急出動件数や搬送人員は集計を開始した昭和38年以降、最多となった。さらに、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）の平均は約10.0分（前年約10.3分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本特集において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.3分延伸している。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）の平均は約45.6分（前年約47.2分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約6.1分延伸している。

救急需要増大の要因の一つとして、高齢化の進展が挙げられる。令和5年中の搬送人員に占める高齢者の割合は61.6%となっており、高齢者の約9人に1人が搬送されていることになる。（出典：令和6年版 消防白書）

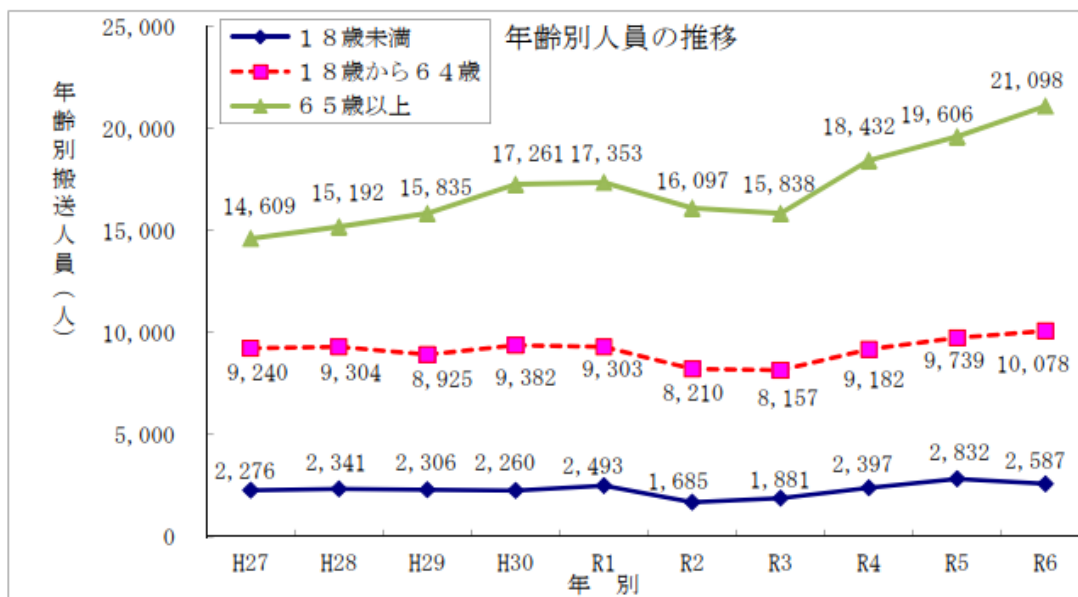
2. 市における救急の現況

令和6年中の救急出動件数は38,530件（対前年比1,175件増）、搬送人員は33,763人（対前年比1,586人増）であった。

救急車は13分42秒に1回出動しており、市民の14.1人に1人が搬送された計算となるなど、救急需要は引き続き増加傾向にある。



《注》保健所の依頼による新型コロナウイルス感染症患者の移送を除く。



（出典：令和6年版 消防年報）

(令和6年中)

隊 別 \ 区 分	出動件数	1日当たりの 平均出動件数	全出動件数 に対する割合 (構成比%)
局 救 急 隊	231	3.9	0.6
東 救 急 隊	3,566	9.7	9.3
四 条 救 急 隊	3,290	9.0	8.5
布 市 救 急 隊	2,672	7.3	6.9
中 救 急 隊	3,811	10.4	9.9
中 第 2 救 急 隊	3,716	10.2	9.6
北 部 救 急 隊	2,618	7.2	6.8
西 救 急 隊	3,291	9.0	8.5
西 第 2 救 急 隊	3,227	8.8	8.4
西 第 3 救 急 隊	2,222	8.1	5.8
大 蓮 救 急 隊	3,127	8.5	8.1
長 堂 救 急 隊	3,946	10.8	10.2
楠 根 救 急 隊	2,813	7.7	7.3
合 計	38,530	105.3	

(出典：令和6年版 消防年報)

市の救急隊は12隊で運用されているが、消防力整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第13条第1項の規定に基づく基準隊数は13隊となり、基準を1隊下回っている。

基準未達となっている理由は、現状の救急需要や庁舎の整備状況等、複合的であり、特定の要因に集約できるものではないと説明を受けた。

過去10年間の救急活動状況は下記のとおりであり、人口は減少傾向にある一方、出動件数・搬送人員は一貫して増加しており、救急需要の構造的な高まりが認められる。また、これまでに適宜の増隊が行われてきたものの、現状では基準隊数を下回る状態が続いている。人口規模や救急需要の推移を踏まえると、現行体制のままでは現場到着所要時間に影響を及ぼす可能性がある。したがって、救急体制の確保・強化に向け、救急需要の分析を継続するとともに、基準隊数との乖離を解消する観点から、増隊の必要性や時期について、計画的に検討を進めることが望まれる。

(1) 過去10年間の救急活動状況

区分 年別	出動件数	搬送人員	隊数	人口	1 隊 平 均 出 動 件 数	1 日 平 均 搬 送 人 員	市 民 100 人 に 対 す る 搬 送 人 員
平成27年	29,612	26,125	10	496,659	2,961	72	5.3
平成28年	30,230	26,837	10	493,922	3,023	73	5.4
平成29年	29,990	27,066	10	491,939	2,999	74	5.5
平成30年	32,058	28,903	10	490,217	3,206	79	5.9
令和元年	32,361	29,149	11	488,618	2,942	80	6.0
令和2年	29,356	25,992	11	485,928	2,669	71	5.3
令和3年	29,689	25,876	11	482,133	2,699	71	5.4
令和4年	35,742	30,011	11	480,137	3,249	82	6.3
令和5年	37,355	32,177	11	478,539	3,396	88	6.7
令和6年	38,530	33,763	12	477,000	3,211	92	7.1

《注》1 人口は、毎年12月31日現在の住民基本台帳人口である。
 2 西第2救急隊は令和元年10月1日から運用を開始した。
 3 西第3救急隊は令和6年4月1日から運用を開始した。

(出典：令和6年版消防年報)

(消防力整備指針)

(救急自動車)

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口十万以下の消防本部又は署所にあつてはおおむね人口二万ごとに一台を基準とし、人口十万を超える消防本部又は署所にあつては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

2 前項の規定による救急自動車は、消防本部又は署所が管理するものとする。

(救急隊の隊員)

第二十八条 消防法施行令第四十四条第一項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車一台につき三人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車一台につき二人とすることができる。

2 消防法施行令第四十四条第二項に規定する救急隊の救急自動車に搭乗する隊員の数は、救急隊員二人及び准救急隊員一人とする。

3 救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて前二項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保するものとする。

4 救急用航空機に搭乗する救急隊員の数は、救急用航空機一機につき二人とする。

5 第一項及び第二項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊員のうち、一人は、消防士長以上の階級にある者とするものとする。

6 第一項及び第二項の規定による救急自動車並びに第四項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、一人以上は、救急救命士とするものとする。

また救急隊員数は令和6年度において108名である。

一方、消防力整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第28条の規定に基づく基準は108人となり、基準と同水準となっている。

近年において救急需要が増大していることに対して、消防局では下記のとりの課題認識をもとに取組を行っている。

<救急体制について>

【課題認識】

救急出動件数の増加によって救急活動時間が延伸するなど救急体制に影響を及ぼすため、現有の体制でより効率的な運用を図るとともに、医療機関をはじめ関係機関との連携をより一層強化していく必要があると認識している。

【取組状況】

- ・ マイナ救急実証実験への参加などDX化について検討
- ・ 効率的な救急活動について検討し救急隊間で共有
- ・ 市立東大阪医療センターをはじめ救急医療機関、関係部局とともに「救急搬送患者の受入れ確保について」継続して検討、協議している。

<適正利用を促進するという観点>

【課題認識】

不要不急の救急要請を控えることだけが適正利用の促進ではなく、緊急の症状を見逃さず、迷わずすぐに救急車を呼ぶことなど適時適切な救急車利用への理解が必要であると認識している。

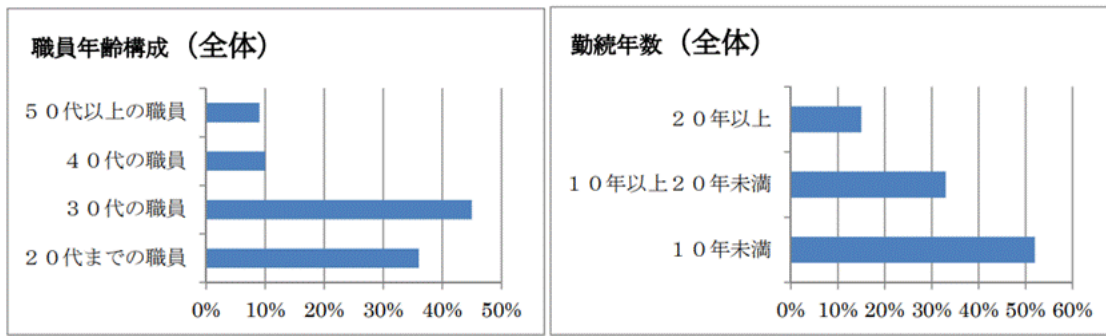
【取組状況】

- ・ SNSや市政だより、J-COMなど様々媒体を利用した広報
- ・ 救急車を呼ぶ事態を未然に防ぐ予防救急について、地域包括支援センター、老人クラブ等を対象とした予防救急講習を開催
- ・ 応急手当普及啓発事業（市民や各事業所等での救命講習開催）

⑧ 消防局の組織風土改革に向けた人事交流について（意見9）

消防職員の人材育成については、平成30年4月にその基本方針（「東大阪市消防局人材育成基本方針」以下、局人材育成基本方針という。）が示されている。それまでの10年間、大量退職と大量採用によって消防職員の約半数が入れ替わり、計画的な人材育成によって新しい組織風土を醸成する転換期にあると認識されたことが背景にある。

【平成30年4月1日現在の人員構成（総員495名）】



（出典：東大阪消防局人材育成基本方針（平成30年4月）から抜粋）

令和7年4月1日現在の人員構成は、総員513名中、20代までの職員14%、30代46%、40代31%、50代以上8%であり、平成30年4月に比して40代職員の構成割合が20%程度増え、20代までの職員については20%程度減っている。

【令和7年4月1日現在の年齢別人員構成】

(令和7年4月1日現在)

階級 年齢	合計	消 防 吏 員								その他 職員
		正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	
総人員	513	1	9	35	83	114	163	14	92	2
平均年齢	38歳6月	58歳4月	55歳2月	49歳11月	42歳8月	41歳4月	36歳4月	38歳10月	27歳4月	59歳9月
18歳										
19歳	2								2	
20歳	1								1	
21歳	5								5	
22歳	3								3	
23歳	12								12	
24歳	10								10	
25歳	7						1		6	
26歳	5						1		4	
27歳	8						2		6	
28歳	15						2		13	
29歳	6						1		5	
30歳	21					1	10		10	
31歳	7						4		3	
32歳	14					2	10		2	
33歳	26					4	15		7	
34歳	22					3	14	4	1	
35歳	36				1	15	20			
36歳	20				1	4	13	1	1	
37歳	30				4	10	15	1		
38歳	30				2	11	15	1	1	
39歳	32				9	11	10	2		
40歳	34				9	12	11	2		
41歳	26				8	8	10			
42歳	22				13	4	4	1		
43歳	16			1	10	5				
44歳	11				8	2		1		
45歳	13			3	7	2	1			
46歳	12			4	4	3	1			
47歳	8			3	4	1				
48歳	10			4	1	3	1	1		
49歳	6			5			1			
50歳	3			3						
51歳	6		1	2	1	2				
52歳	7		2	3		1	1			
53歳	5		1	4						
54歳	2				1	1				
55歳	2		2							
56歳	2		1	1						
57歳	1			1						
58歳	2	1		1						
59歳	3		2							1
60歳	4					3				1
61歳	5					5				
62歳	1					1				
63歳										
64歳										
65歳										

《注》 派遣者2名及び初任教育生7名、短時間再任用職員2名、任期付職員1名を除く。

(出典：令和6年版消防年報（東大阪市消防局）)

では、こうした人員構成の変化とともに、「新しい組織風土は醸成」されたのか。局人材育成方針を見ると、「日常業務を通じて知識、意識、技能及び態度について指導するOJT（職場内研修）が人材育成の基盤となる」とすると同時に、「一方で、OJTは、消防活動訓練や部下職員の実務能力向上には適しているが、社会の変化と技術の進展のスピードに伴う消防行政事務の高度化、専門化、ICTの進展にはOJTのみでは対応できない」との認識も示されている。職場内研修が指すところの職場は市消防局内と定義されており、職場外研修としては、総務省消防庁消防大学校や大阪府立消防学校、市本庁で実施する研修などが挙げられている。

そして、こうした職場外研修の延長として、職場外への職員出向、人事交流も行われてきた。幹部教育を担う消防大学校や消防学校、業務関連性の高い市危機管理室への出向が大半を占める。

【平成26年以降の出向実績】

年度	出向先	大阪府立消防学校			東大阪市		
		3年	1年	半年	危機管理室	経営企画部	財政部
H26	H26：消防司令 総括主幹 H27：消防司令長 司令長	消防司令 総括主幹	1	消防士長 係員	消防司令補 主査	消防司令長 司令長	消防司令長 司令長
H27		H27：消防司令 司令 H28・29：消防司令 総括主幹		消防士長 係員	消防司令 総括主幹		
H28	消防司令 総括主幹			消防司令補 主査	消防士長 係員		
H29		消防司令 総括主幹					
H30	消防司令 総括主幹			消防司令補 主査	消防司令長 司令長		
H31(R1)		消防司令長 司令長					
R2	消防司令長 司令長			消防司令補 主任	消防司令 司令		
R3		消防司令長 司令長					
R4	消防司令長 司令長			消防司令補 主査	消防司令 司令		
R5		消防司令 総括主幹					
R6	消防司令 総括主幹		消防司令補 主査	消防司令補 主査			
R7							

※ 出向者の出向中における階級（上段）と役職（下段）を記載している。

消防職員は、使命感が高く現場第一主義である。現場に駆けつけて市民と自身の命を守るために、隊の組織力を最大限に発揮する必要性から、一致団結が非常に重視される。これは職責上、当然のことである。

ただ、その特性から組織全般に自己完結・上意下達の徹底が志向されるあまりか、あるいは社会の変化への適応性を備えるに十分でなかったためか、社会的な期待水準・許容水準から大きく逸脱した事案が、上述したようについ最近まで見受けられているのも事実である。

これには組織自身による反省と改革を要することはもちろん、「新たな組織風土の醸成」を推進する施策としては、組織外との人事交流をこれまで以上に深めることが考えられる。現場重視の消防職員が、組織マネジメントを学び、現場から一定の距離

を置いて社会の変化に適応できる組織化に向けたマネジメントを実践するには、理念や規範に関する座学だけでは足りず、外部からマネジメント人材を招き、あるいはマネジメントを担う（候補）者を一定期間外部に派遣・出向等することが効果的ではあるが、これまでの出向実績の効果を勘案すると、消防業務との直接的業務関連性を超えた外部、現実的には市長部局（危機管理室を除く。）との継続的かつ中長期的な人事交流、しかも局管理層の一定割合を占める程度の規模の人事交流を要する状況ではないかと思料する。

消防職員においても、年単位で市長部局に属してこれまでとは異なる組織風土や情報共有・伝達の在り方に接することで、企画や調達、財務など実務面でのスキルアップのみならず、消防局の組織運営・マネジメントについて自ら考え試行錯誤する機会と刺激を受けて、本人のキャリア形成に大いに寄与するものと考えられる。特に消防局（総務部、警防部）に配属されて管理監督の任に就く職員には、一定期間の出向を義務付けることも一案であろう。

IV. 各業務に関する結果及び意見

1. 財産管理に係る監査の結果及び意見

① 「金銭出納帳」の収入日の誤りについて（結果3）

東大阪市消防局が作成している資金前渡事務マニュアル「11 金銭出納帳への記帳について」によると、「金銭出納帳」に記載する収入日は、資金前渡口座に前渡資金が振り込まれた日付である。これは、東大阪市から資金前渡口座に入金がされた時点で、その前渡資金は東大阪市消防局の管理下に入り、管理責任が東大阪市消防局に移転するため、そのタイミングで「金銭出納帳」に記帳することで、適切な管理がされることを目的としている。

一方、予防課においては、前渡資金である駐車場借上料が、令和6年11月27日に資金前渡口座に1,000円振り込まれていたが、同日には「金銭出納帳」に記帳していなかった。実際には、資金前渡口座から引き出し使用した令和6年12月10日に、はじめて1,000円の収入として記帳するとともに、同日に駐車場借上料としての支出200円及び220円を「金銭出納帳」に記帳していた。

このように口座への入金日付にて収入の事実を「金銭出納帳」に記帳していない場合、当該前渡資金が東大阪市消防局の管理下にあることが「金銭出納帳」上で確認できないこととなり、資金管理の適正性が損なわれるおそれがある。

資金前渡事務マニュアルに従い、入金日に収入を記帳するなど、適切な前渡資金管理を徹底されたい。

(資金前渡事務マニュアル)

1.1 金銭出納帳への記帳について

資金前渡口座に資金が振り込まれてから資金の精算・戻入までの出納状況(「日付」、「事由」、「収入金額」及び「支払金額」等)を金銭出納帳へ記帳して下さい。

【金銭出納帳の記載例】

【想定内容】

- ◎ 駐車場利用料
 - ・ 資金前渡
 - 2月分 8,000円 (令和6年 1月26日口座振込)
 - 3月分 8,000円 (令和6年 2月26日口座振込)
 - ※ 1月分の繰越しは2,000円 (2月4日に戻入)
 - ・ 使用履歴

2月 2日	800円	2月 5日	900円
2月 15日	400円	2月 22日	1,000円
2月 29日	500円		

年 月 日	科 目	摘 要	収 入 金 額	支 払 金 額	差 引 残 高
2 1	前月より繰越		10000		10000
2 2	駐車場利用料			800	9200
2 4	駐車場利用料 (1月分)	戻入		2000	7200
2 5	駐車場利用料			900	6300
2 15	駐車場利用料			400	5900
2 22	駐車場利用料			1000	4900
2 26	駐車場利用料 (3月分)		8000		12900
2 29	駐車場利用料			500	12400
月分計			16000	3600	12400
次月繰越					12400

課長 給付主幹 担当
印 印 印

通帳 (例)

年 月 日	内 容	収 入 金 額	支 払 金 額	差 引 残 高
05-01-26	振込	8,000		8,000
05-01-29			8,000	0
05-02-26	振込	8,000		8,000
05-02-29			8,000	0

※ 収入日は、口座に振込まれた日を記入

高 納 通 帳 番 ・ 領 収 証 番 0038327-002 歳出 (様式7)

自 州 振 込 局

資金前渡精算

令和6年度 所課 440100 道税総務課
内 課 第 47 係 引 込 01 振込011 振付日 01 月 13 日
0000 駐 車 場 上 料

金額 42,000 円

年月日 令和6年1月分 駐車場費上料に係る精算

上記の金額を振込いたしました。

この領収証書は市税納付書(納付日)の目的に応じてご利用いただけます。なお、請求(入金)票、領収(入金)票は請求書と併せてお送りいたします。請求書(入金)票は請求書の添付書類となります。請求書(入金)票は請求書の添付書類となります。

東大市市長 野田 義和 (個人印)

出納
6.2.4
0.0000

※ 戻入日は、納付書により振込んだ日を記入

② 前渡資金に係る「金銭出納帳」の記帳と現金の記帳管理 について (結果4)

総務課が取り扱う前渡資金(消防団交際費)について、監査人が令和7年8月28日に金庫内の現金有高を実査するとともに「金銭出納帳」の記帳内容を閲覧したところ、以下のとおりであった。

- ・ 「金銭出納帳」残高(最終記帳日:令和7年7月31日):10,000円
- ・ 総務課の金庫内の現金有高は5,000円

総務課では、7月末の前渡資金残高10,000円(7月分5,000円と8月分5,000円)のうち7月分5,000円を前渡資金の戻入として8月20日に東大阪市の口座に振り込んでおり、その際に「返納通知書・領収証書」を受け取っている。よって資金前渡事務マニュアル「11 金銭出納帳への記帳について」に従えば、8月20日に戻入の事実を「金銭出納帳」に記帳する必要がある。

しかし、総務課の担当者は、振り込んだ後に金融機関での入金処理完了後に交付される「収納済み通知書」を受領した時点で記帳するものと、誤って認識していた。その認識のもと、8月28日時点ではその「収納済み通知書」を受領していなかったことから、「金銭出納帳」に戻入の事実を記帳しておらず、その後、「収納済み通知書」を受領したタイミングで、8月20日の日付をもって7月分前渡資金の戻入5,000円を記帳していた。

その結果として、8月28日時点では「金銭出納帳」に5,000円の戻入出金の事実が記帳されておらず、金庫内の現金有高が正しいのか、「金銭出納帳」の残高とどのように整合しているのかが判然としない状況であった。

(返納通知書・領収証書)

歳 出 (様式7)
返納通知書・領収証書

消防局 総務部 総務課長
資金前渡職員 [REDACTED]

金額	¥5,000 円
納期限	年 月 日

摘要: 令和7年7月分消防団交際費(精算)

伝票番号 0039555-002

令和7年度 所属 0000440100 消防総務課
会計 01 款 07 項 01 目 02 事業1 011 事業2 01 節 09
細節 11 交際費

返納場所 東大阪市収納金融機関
上記のとおり納付してください。
令和7年8月1日

東大阪市長 野田 義利

上記の金額を領収いたしました。
この領収証書は市収納金融機関の領収日付印の押捺によってその効力を生ずる。ただし、証券(小切手等)使用の場合は交換計算をおえた後でなければ本領収証書の効力が生じない。
東大阪市収納金融機関 (納入者用)

2727272 大阪府 東大阪市

電子印実用
東大阪市長 野田 義利

領収 出納
7. 8. 20
りそな銀行

(消防団交際費分「金銭出納帳」の該当ページ)

年 月日	科 目	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高
7	1	前月繰越	5000 -		5000 -
	2	交際費 7月分	5000 -		10000 -
	22	戻入 6月分		5000 -	5000 -
	31	交際費 8月分	5000 -		10000 -
			15000 -	5000 -	10000 -

年 月日	科 目	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高
8	1	前月繰越	10,000 -		10,000 -
	10	戻入 7月分		5,000 -	5,000 -
	19	交際費 9月分	5,000 -		10,000 -
			15,000 -	5,000 -	10,000 -

戻入出金の記帳が遅れていたことは一つの反省点であるが、もう一つの課題として、金庫に保管されていた現金そのものの受払残高が記録管理されていなかったことが挙げられる。

この背景として考えられるのは、前渡資金は支払時まで口座に預けておくべきもの、すなわち口座から引き出して現金化したら直ちに支払いに充てるべきことが原則であり、実際の支払前に月次分全額を口座から引き出しておいて当月中に生じた必要の都度支払いに充てる、結果として1か月程度に亘り未使用現金を保管するというような実務については、例外的な取扱いとして位置付けられ、これをどのように記帳・管理するのか、具体的な手法・設例が示されていないということである。東大阪市出納室の公金取扱いマニュアルには、現金の出し入れの日ごとに記帳する現金出納簿を備えるべき旨が示されているのみである。

今回の消防団交際費は、財務規則第41条第1項第2号に規定される「交際費又はこれに類する経費」であり、慶弔金支払にも備えた前渡資金として、必要時に速やかに対応できるよう、例外的な取扱いとしての現金保管が恒常化していたものである。

以上のように、金庫内で現金を保管する場合には、現行のままの「金銭出納帳」のみでは管理できず、前渡資金の適切な管理ができないことに繋がる。今後の対応としては、現行の「金銭出納帳」に金庫内現金の管理簿としての機能も追加することが実務的で有益である。具体的には、現在の資金前渡事務マニュアルに従い記帳している「金銭出納帳」に、実際の現金の入出金及びその時点の現金残高を併記して、消防局が管理する前渡資金の残高とその一部である金庫内保管している現金残高とをそれぞれ把握管理する必要がある。

今回のケースに当てはめてみると、まず収入については、7月分の消防団交際費が資金前渡口座に入金された取引（7月2日付）を、その入金を確認できた7月4日に「金銭出納帳」に記帳する（7月2日付 収入金額5,000円）。

同時に、資金前渡口座から引き出して総務課の金庫に保管した日（7月4日）に、「7月4日付 資金移動：預金残高0円、金庫内残高5,000円」を記載する。そして金庫内現金残高があるべき前渡資金の現金保有額と一致することを確認する。

未使用前渡資金（現金）の戻入については、金庫から持ち出して東大阪市に振り込んだ当日（8月20日）に、「金銭出納帳」に支払金額5,000円の記帳をする。合わせて金庫内現金残高についても記載する。

そうすることで、資金前渡事務マニュアルの目的と、公金取扱いマニュアルの目的の両方に即した適切な管理をすることができる。

（現状の「金銭出納帳」の作成方法で該当部分のみ監査人が作成）

月	年 日	科目	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
7	2	交際費	7月分	5,000		5,000
		～				
8	20	戻入	7月分		5,000	0

（金庫内現金の管理も含んだ「前渡資金管理簿」の記載例）

その1

月	年 日	科目	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
7	2	交際費	7月分	5,000		5,000 (金庫内残高0円)
		～				
8	20	戻入	7月分		5,000	0 (金庫内残高0円)

その2

月	日	科目	摘要	収入金額	支払金額	差引残高	うち金庫内 現金残高	金庫確認
7	2	交際費	7月分口座入金（7/4記帳）	5,000		5,000	0	
	4		7月分資金移動：預金残高0円				5,000	田中7/4
	31		現金実査				5,000	鈴木7/31
7	31	交際費	8月分口座入金（8/1記帳）	5,000		10,000	5,000	
				10,000		10,000	5,000	
8	1	前月繰越		10,000		10,000	5,000	
	1	交際費	8月分資金移動：預金残高0円				10,000	田中8/1
	20	戻入	7月分振込		5,000	5,000	5,000	田中8/20
	31		現金実査				5,000	鈴木8/31
	31	交際費	9月分口座入金（9/5記帳）	5,000		10,000	5,000	
				15,000	5,000	10,000	5,000	

※8月1日と9月5日に、資金前渡口座から資金を引き出し通帳記入、現金を金庫に保管した想定

(公金取扱いマニュアル)

2. 前渡資金の取扱い

(1) 前渡資金は、支払い時期が到来するまで、金融機関に預け入れておいてください。ただし、直ちに支払うときやその他特別な理由があるときは、安全性の高い場所(施錠できる金庫またはロッカーなど)で保管してください。個人の引き出しや鍵のかからないところでの保管は避けてください(財務規則第42条)。

(2) 資金前渡職員は、現金出納簿(P3【帳簿について】参照)を備えなければなりません(財務規則第206条の7)。また、前渡資金により切手などを購入したときは、切手受払簿を作成してください。

(3) 前渡資金を取り扱う際は、その都度、現金出納簿に受払状況を記帳し、預金通帳の残高と一致しているかを確認してください。また、月ごとに計および累計を記帳し、複数の職員で記載内容を確認・点検のうえ、所属内で決裁をしてください。なお、切手受払簿についても同様に取扱いをしてください。

※【(帳簿) について】

帳簿の種類は、財務規則で定められています(財務規則第206条の7)。帳簿は、会計事務の実績を証拠書類に基づき記帳するものです。

帳簿に記帳するときは、次のことに注意してください。

- ①現金の出し入れの日ごとに記帳する。
- ②残高欄に記入すべき金額がないときは“0”を記帳する。
- ③金額その他記載事項の改ざん禁止(例:ナイフで削る、上からなぞる、インク消しや修正液・テープ等で消す、ペン書きの上にゴム印等を重ねて押す)。
- ④誤りを発見し、訂正する場合は、二重線を引きその上位に正書して担当者の訂正印を押す。

なお、総務課においては、上記の消防団交際費のほかに、消防局交際費についても毎月次11,000円の毎資金前渡を受けている。ただし、消防局交際費の最終使用年月は平成31年4月、消防団交際費の最終使用年月は平成30年6月であり、それ以降は経費支出に充てられることなく毎月次に資金前渡とその戻入が繰り返されている。

具体的な使用見込みがない段階で資金前渡を受けることについては議論のあるところであるが、慶弔に備えたものであり、長期に亘り使用実績がない、あるいは具体的な使用時期が分からないとしても、常に備え置いておく必要性については理解しうるものであるから、実務上は適切な管理のもとに一定、許容されうる余地はあろう。

(地方自治法施行令)

(資金前渡)

第六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- 一 外国において支払をする経費
 - 二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
 - 三 船舶に属する経費
 - 四 給与その他の給付
 - 五 地方債の元利償還金
 - 六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
 - 七 報償金その他これに類する経費
 - 八 社会保険料
 - 九 官公署に対して支払う経費
 - 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費
 - 十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
 - 十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費
 - 十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - 十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - 十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
 - 十六 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
- 2 歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。
 - 3 前二項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。

(財務規則)

(資金前渡の範囲)

第41条 令第161条第1項第1号から第16号まで及び第2項に掲げる経費のほか、次の各号に掲げる経費については、主管の課長又はこれと同等の職にある者に資金の前渡をすることができる。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、他の職員又は他の地方公共団体の職員に対しても資金の前渡をすることができる。

- (1) 国民健康保険給付金
 - (2) 交際費又はこれに類する経費
 - (3) 有料の道路、橋りょう、駐車場等の利用に要する経費
 - (4) 土地買収費、補償金、その他これに類する経費
 - (5) 賃金の支払に要する経費
 - (6) 自動車、会場その他物件の借上げに要する経費
 - (7) 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料その他これらに類する経費
 - (8) 奨学資金貸付金、国民健康保険高額療養費貸付金、同和更生資金貸付金その他これらに類する経費
 - (9) 消防団員等の公務災害に係る補償金
 - (10) 賠償金
 - (11) 借地料
 - (12) 食糧費
 - (13) 供託金
 - (14) 通信運搬費
 - (15) 浄化槽清掃作業費用助成金及び浄化槽清掃経費補助金
 - (16) 実験、検査、実習、講習及び訓練のために購入する物品に要する経費
 - (17) 講習会等の参加費、資料代その他これらに類する経費
 - (18) 検査に要する経費、登録手数料その他これらに類する経費
 - (19) 支払場所その他住民の利便のため、市長が必要と認める資金又は経費
- 2 常時の費用に係る資金については、毎月分の所要額を予定して、その範囲内において前渡するものとし、随時の費用に係る資金については、そのつど前渡するものとする。
- 3 資金の前渡は、口座振込により行うものとする。ただし、会計管理者が特に必要と認めた資金については、この限りでない。

(前渡資金の保管)

第42条 資金の前渡を受けた者（以下「資金前渡職員」という。）は、前渡を受けた資金（以下「前渡資金」という。）を金融機関に預け入れなければならない。ただし、直ちに支払うとき、その他特別の理由があるときは、預入れ以外の確実な方法により前渡資金の保管の安全を図らなければならない。

- 2 前項本文の規定により前渡資金を預け入れるために金融機関に預金口座を設けたときは、直ちに預入先金融機関、預金口座番号、名義人等を会計管理者に通知するものとし、預金利子については、利子記入期のつど市の収入としなければならない。預金口座を解約したときも、同様とする。
- 3 会計管理者は、資金前渡職員に対し現金の出納保管の状況について報告を求め、又は預金通帳、証拠書類、現金出納簿等について随時調査することができる。

(前渡資金の支払)

第42条の2 資金前渡職員は、債権者から支払の請求を受けたときは、法令、契

約等の規定に基づきその請求が正当であるかどうか、資金の前渡を受けた目的に適合するかどうか等を調査のうえ、領収証書と引換えに支払をしなければならない。領収証書を徴しがたいものについては、その支払の事実を証明することができる書類又は各部等の長の認証書をもってこれに代えることができる。

(前渡資金の精算)

第 43 条 資金前渡職員は、常時の費用に係るものについては、当月分のものを翌月 5 日（その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）までに、随時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に、精算命令書に証拠書類を添えて、当該支出を命令した各部等の長に提出しなければならない。

2 各部等の長は、前項の精算命令書及び証拠書類の提出を受けたときは、支払残額について返納の手続をとるとともに、直ちに当該書類を会計管理者に送付しなければならない。ただし、会計管理者が特に指定する証拠書類については、送付しないことができる。

(資金前渡職員の更迭等)

第 43 条の 2 資金前渡職員は、その用務の中途において退職又は転勤するときは、直ちに精算しなければならない。ただし、常時の費用について指定を受けた者が当該資金前渡職員から引継ぎをした場合は、この限りでない。この場合において、引継ぎを受けた者は、資金前渡職員とみなす。

2 資金前渡職員が死亡その他の事故により自ら精算することができないときは、各部等の長は、他の職員に命じて精算させなければならない。

④ 物品不用決定の処理漏れについて（結果 5）

財務規則第 190 条によると、各部等の長は、その使用に係る物品について使用することができなくなったときは、物品不用決定伺書により不用の決定をするよう要求されている。

一方で、東大阪市では平成 25 年 11 月に東消防署石切出張所が移転し、布市出張所として新たに開設されており、このとき石切出張所にあった備品は廃棄されている。そのため、物品不用決定伺書により不用の決定をする必要があったが、この処理が令和 6 年度まで漏れていた。

適正な事務処理をされたい。

⑤ 備品リストの設置場所について（意見 10）

令和 6 年度に東大阪市消防局が実施した現物照合の備品リストの中から、監査人によるサンプル検証を実施したところ、備品リストには所在が総務課になっているものの、実際には総務課にはなかったものがあつた。（監査人によるサンプル検証で確認した件数が 35 件であり、その内 4 件が実際には別の場所に保管されていた。）

（備品リスト抜粋及び実際の保管場所）

所属名称	備品分類	個別番号	備品品名	備品規格	設置場所	金額	数量	単位名称	実際の保管場所
消防総務課	20121002	05120	消防ホース	(円φ 65 mm)	消防総務課	31,350	1	本	第 2 分団 1 号車
消防総務課	20121019	00007	救命ボート	消防団用ボート・アキレス (E Z 6-942)	消防総務課	292,050	1	台	東方面隊 (布市水防倉庫)
消防総務課	20140004	00417	無線機	携帯型 350MHz 帯 デジタル簡易無線機	消防総務課	45,940	1	台	第 1 分団 3 号車
消防総務課	20121032	00001	標的	団 消防ポンプ操法用 ステンレス製	消防団総務	52,000	1	台	東方面隊 (布市水防倉庫)

備品リストの設置場所が実際の設置場所と異なる場合、所在が不明となる可能性や盗難・紛失の際の発見が遅延する可能性が高まると考えられるため、備品リストに記載されている設置場所と、実際に備品が保管されている場所が異なる場合には、適切に修正すべきである。

⑥ 現物照合に関する詳細な規程について（結果 6、意見 11）（出納室）

1. 概要

東大阪市では、令和 2 年度の包括外部監査人による指摘を受け、財産管理の観点から、出納室が担当課となり、備品調査（現物照合）の実施を各部署に要請している。

（令和 2 年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容（令和 7 年 6 月末日現在）より抜粋）

整理番号	報告書ページ	結果	意見	監査の結果又は意見の概要	内容	担当課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
87	289 頁		○	備品の管理ルール の明確化について	備品の管理方法を具体的に定めた備品取扱要領を作成することを検討することも含めて、備品の管理ルールを明確に定める必要がある。また、備品台帳を固定資産台帳(公有財産台帳)とは別に運用していくのであれば、備品台帳の位置づけを明確にするとともに、備品台帳の登録ルールや適切に維持・整備するためのルールも作成する必要がある。	出納室	備品要件の部分については、令和3年4月1日付で財務規則改正済となっていますが、備品管理ルール部分については、関係各課と調整中です。 (令和7年度の財務会計システムの更改に伴い、不要物品(備品)ルールの見直しを行っています)	措置予定
88	289 頁		○	備品の現物調査 について	備品の管理方法を具体的に定めるにあたって、備品の現物調査に基づく調査を行うべきことを明確に定めたうえで、定期的に備品の調査を行うべきである。また、当該調査は実際に現物の調査が行われたことを出納室が事後的にチェック・検証することができるような形式で行われる必要がある。	出納室	備品調査(現物照合)については、令和3年度に措置済であり、毎年度実施しておりますが、本市財務規則上の規定が未整備であるため、上記内容(整理番号87)と併せて調整中です。	措置中

東大阪市消防局の備品については、出納室から年度末に実施の通知を受けており、その際に備品の現物照合の実施方法について、出納室が作成しているマニュアル（「備品調査（現物照合）の実施について（照会）」）も送付される。

しかし、出納室が作成している「備品調査（現物照合）の実施について（照会）」は、調査結果の回答方法やその後の対応について定められているものの、調査の具体的な実施方法等の情報が不足している部分があつた。例えば、マニュアルには調査時の立会人の有無について記載がなかったため、東大阪市消防局では調査時に立会人の立会いの下で実施している部署もあれば、立会人は置かずに実施していた部署もあつた。また、立会人の有無が分かる記録についても保管はされていなかった。さらに、結果 5 のとおり、石切出張所に関する備品については、平成 25 年から令和 6 年度まで廃棄の処理漏れに気づいていない状況であつた。

2. 現物照合に関する担当部署

令和2年度の包括外部監査人による指摘を受け、出納室が現物照合に関する措置を担当しているが、実施時の具体的な実施手順や方法については財務規則第194条に基づき各部署が各自で決定し運用すべきものであるという考え方であった。一方で、東大阪市消防局では、現物照合のマニュアルは出納室から送付されてくるものであり、そのマニュアルに従っていれば適切な財産管理をしているという認識であった。

地方自治法第170条において、会計管理者は地方公共団体の会計事務をつかさどることとされており、会計事務には、財産の記録管理（同条第2項第5号）や、決算の調整（同項第7号）が含まれている。東大阪市においては出納室が会計管理者としてこれらの職務を行う立場にあり、当該職務の一環として、備品調査（現物照合）の実施を各部署に要請している。財産の記録管理や決算の調整を適切に行う観点からは、備品調査（現物照合）により市全体の物品の正しい残高を把握し記録すること、言い換えればその内部統制を確保することも出納室の職責に含まれると考えられる。

この点、出納室は過年度の包括外部監査による上記意見に対する措置を速やかに完遂し、その管理ルールの明確化の一環として実査・棚卸マニュアルを整備・充実すべき職責を認識する必要がある。（結果6）

（地方自治法）

第七十条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

② 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- 二 小切手を振り出すこと。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行うこと。
- 四 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。
- 五 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- 六 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- 七 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

③ 普通地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができる。

3. 現物照合マニュアルの改訂

そうした認識のうえで、実務の精度向上に向けて、現物照合の実施マニュアルにおける具体的な改善点を以下にいくつか例示するので、これらを踏まえたマニュアル改訂が望まれる。(意見 11)

- ・ 事前に現物照合の実施者の他に立会人を定め、実施者がマニュアルに則して手続きを行っていることを立会人がその現場に立会い確認すること
- ・ 責任の所在を明らかにするため、現物照合の実施者及び立会人は照合結果を示すリストにそれぞれ自署すること
- ・ 上長は両者による自署を確認するとともに、当該リストを通覧して現品の過不足の状況を把握し、差異原因を調査したうえで承認を行い、調査結果を提出すること
- ・ 「× (現物照合できなかった)」で回答したものについては、財務会計システムにより「物品返納書兼不用物品報告書/物品売り払い・廃棄書」を作成することが求められているが(「備品調査 (現物照合) の実施について (照会)」)、結果5のように長期にわたる廃棄処理漏れがあったことを踏まえ、廃棄処理が必要なものを一覧表示できるようにしておくこと。
例えば、備考欄に「廃棄処理必要」等のステータスを用意しておき、「× (現物照合できなかった)」旨の回答時に同時に選択できるようにしておくなど。

(備品調査(現物照合)の実施について(照会))

部 局 長 様

令和7年2月20日

会 計 管 理 者

備品調査(現物照合)の実施について(照会)

備品管理の適正化に係る取り組みの一環として、昨年度に引き続き、今年度も下記要領で備品調査(現物照合)を実施いたしますので、ご回答をお願いします。

記

1. 当調査照会文の送付先、および取りまとめについて

当照会文は総務担当課および、子どもすこやか部保育室保育課、教育委員会施設整備室(以下、「取りまとめ課」と表記)へ送付しています。取りまとめ課におかれましては、下に掲げるとおり、()内の組織について当照会文の転送、および回答の取りまとめを行い、文書管理システムにて出納室へご提出をお願いします。

- ① 各総務担当課 (下記②③を除く部内所属)
- ② 子どもすこやか部保育室保育課 (保育室内全所属)
- ③ 教育委員会施設整備室

(施設整備室、市立小学校・中学校、義務教育学校、幼稚園、教育委員会内こども園分)

2. 提出期限 令和7年3月21日(金)

3. 提出様式 備品リスト

4. 調査の概要・手順

- (1) 出納室共有キャビネット内「備品調査 → 備品リスト(R6調査)」に部局ごとに格納している備品リスト「備品マスタ_所属コード(所属名)」をダウンロードしてください。

<注意点>

- ◇備品リストには、令和6年12月4日時点で、財務会計システムに登録されている備品を掲載しています。それ以降に取得・受入された備品は今回の調査の対象外です。
- ◇備品リスト内の所属名については、旧名称で表示されている場合もあります。
- ◇下記の所属については、今回調査対象となる備品の登録情報が無く、備品リストを掲載していませんので、今回の調査および回答の必要はありません。

調査対象となる備品の登録情報が無い所属

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ・ 公民協働連携室 | ・ 子どもすこやか部 子育て支援室 施設指導課 |
| ・ 市長公室 政策調整室 | ・ 子どもすこやか部 児童相談所設置準備室 |
| ・ 企画財政部 企画室 行財政改革課 | ・ 健康部 斎場管理室 新斎苑整備課 |
| ・ 都市魅力産業スポーツ部 商業課 | ・ 建築部 住宅政策室 企画推進課 |
| ・ 人権文化部 人権室 人権同和調整課 | ・ 建築部 市街地整備課 |
| ・ 福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課 | ・ 建築部 建築営繕室 建築課、電気課、機械課 |
| ・ 福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課 | ・ 教育委員会事務局 小中一貫教育推進室 |

(2) 備品リストと現物を照合し、照合結果を備品リストのQ列「回答欄」に「○」か「×」で記入してください。なお、記入に当たっては下記の基準を参考にしてください。(指定管理者に当該備品を貸与して管理させている場合も同様です)。

N	O	P	Q
年度年月日	備考	事由	回答欄
		新庁舎移転に伴	
		新庁舎移転に伴	
		新庁舎移転に伴	
		新庁舎移転に伴	

Q列「回答欄」に記入
※Q列「回答欄」以外は記載内容
を変更しないでください。

○で回答する場合・・・現物照合（現存確認）できた場合の例

- ・備品リストの内容と、対象備品に貼付されている備品シールの内容が合致した場合
- ・対象備品に備品シールが貼付されていないものの、備品リストに掲載されている品名や規格等の情報から、現物と判断できる場合
 - ※対象備品の形状や使用状況等により備品シールの貼付が困難な場合以外は、できる限り備品シールを貼付しておいてください。備品シールは財務会計システムから出力できます。出力方法は「(資料①)備品ラベル印刷方法」を参照してください。備品シールは所属でご用意ください。
- ・同じ備品が複数個ある場合で、対象備品に備品シールが貼付されておらず、個別の照合はできないものの、備品リストに掲載されている個数と実際に確認できた当該備品の個数が合致している場合
- ・業務上、複数の場所に対象備品を保管している所属で、実際の現物照合作業は困難なものの、所属で作成している台帳等により対象備品配置状況を管理できており、当該台帳等と備品リストにより一定の照合ができる場合
- ・既に別所属に引渡（所管換）していた事実が確認できたものの、財務会計システムでの所管換処理ができていない場合
 - ※財務会計システムの備品管理メニューにある「備品所管換」で所管換入力を行い、「所属内で物品所管換(所属替)書」を決裁後、出納室へ提出してください。

・今回の備品リストには掲載されているが、令和6年12月5日以降（リスト抽出後）に、適正に所管替処理や廃棄処理を行った（現物が所属に無く、財務会計上の処理も終了している）場合は、「○」で回答してください。

×で回答する場合・・・現物照合（現存確認）できない場合の例

- ・既に廃棄していた事実が確認できたものの、財務会計システムでの廃棄処理ができていなかった場合
- ・備品リストに掲載されている対象備品について、対象備品の所在が確認できず、且つ廃棄したか等の判断ができない場合
 - ※確認作業を行った結果、「当該備品を廃棄していたことが確認できた場合」や「対象備品の所在が確認できず、且つ廃棄したか等についても不明と判断した場合」は、速やかに財務会計システムより「物品返納書兼不用物品報告書／物品売り払い・廃棄書」を作成し、所属内で決裁処理をした後、出納室へ送付していただくようお願いします。

(3) 回答を記入した備品リストを取りまとめ課で取りまとめの上、文書管理システムで出納室にご提出ください。

5. 備品に準じる物品の管理について

備品以外の物品の内、以下の物品については、その性質や内容から他の消耗品類とは区別して管理することが望ましいため、昨年度までの本調査実施の際に、「物品管理台帳（資料②参照）」を作成した上で、管理するようお願いしているところです。

・美術品、骨董品類 ・パソコン（庁内LANパソコンは除く）

※美術品、骨董品類に関しては、令和4年8月22日付で、文化のまち推進課より発出された「東大阪市美術工芸品等の寄贈受入れ基準について（通知）」の内容に基づき、東大阪市美術工芸品等台帳で管理していただいても結構です。

当該物品につきましては、物品管理台帳の内容に基づき、今回の調査に併せて現物照合の実施をお願いします（但し、今回の調査に際し、調査結果や物品管理台帳を、出納室へ提出していただく必要はありません）。

尚、当該物品に関して、新規取得や所管替、廃棄等、管理状況に変更が生じた場合は、必ず物品管理台帳に記録していただくようお願いします。

6. (問合せ先) 出納室 (直通 06-4309-3286)

担当者				
担当部局	健康部	行政管理部	都市計画室	市民生活部
	企画財政部	環境部	交通戦略室	福祉部
	都市魅力産業スポーツ部	税務部	土木部	人権文化部
	生活支援部	子どもすこやか部	建築部	公平委員会事務局
	危機管理室	市長公室	消防局	
	公民連携協働室	議会事務局		
	出納室	選挙管理委員会事務局		
	教育委員会	農業委員会事務局		
	監査委員事務局			

⑦ 備品リストの抽出時点及び現物照合の実施時期について（意見 12）

（所管課：出納室）

消防局において、現物照合を実施する際に使用する備品リストは、東大阪市の備品台帳をベースにし、令和 6 年 12 月 4 日時点で抽出されたものである。一方で、実際に東大阪市消防局に現物照合の実施の案内がされたのは、令和 7 年 2 月 20 日であり、東大阪市消防局から現物照合の実施の回答を行ったのは令和 7 年 3 月 19 日である。東大阪市消防局では 3 月に数日にわたって現物照合を実施している。

抽出時点と実施時期に 3 か月ほどのズレがあるため、例えば備品リストには記載されているものの、その 3 か月の間に所管替え処理や廃棄処理をしていた場合、現物照合時には現物は確認できない。そのため、備品リストに記載されているが、現物がない場合、単に「現物無し」と回答するのではなく、3 か月の間に所管替え処理や廃棄処理をしているかどうかを都度確認したうえで回答しなければならないため、手間がかかる。令和 6 年度の現物照合では、この 3 か月の間に所管替え処理や廃棄処理をしていた件数は 7 件であった。

備品リストの抽出時点と現物照合の時期を一致させることに、一定の制約があることは理解できるが、現物照合時の業務の負担を考慮し、備品リストの抽出時点は、現物照合の時期に近い時点とすることが望ましい。

⑧ 備品整理票の貼付漏れについて（結果 7）

財務規則第 193 条において、備品については備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号を表示しなければならないと規定されている。

一方、備品管理システムに登録されている備品について、監査人によるサンプル検証を実施したところ、備品整理票をはり付けることが可能なものにもかかわらず、これをはり付けていないものが散見された。（監査人によるサンプル検証 35 件の内、3 件（総務課：電気冷蔵庫、除細動器。予防課：その他産業用器具として卓上彫刻機））

適正な備品管理をされたい。

⑨ 備品整理票の貼付基準について（意見 13）

財務規則第 193 条ただし書きにおいて、備品整理票等により、品名、整理番号を表示することができないもの又は表示することが困難なものについては、表示を省略することができる」とされている。

一方、東大阪市消防局においては、消防ホースや救命胴衣等、現場で使用するため、備品整理票をはり付けて使用することが適さないものについては備品整理票をはり付けていない。財務規則第 193 条ただし書きに記載があるため、当該事情があるものについては備品整理票をはり付けていないことは許容されるが一方で、備品整理票をはり付けるか否かは現場判断になっていた。備品整理票が貼られていないものについて、貼付漏れであるのか否かを客観的に判断できない状況であるため、貼付対象備品を規定したマニュアルを作成することが望ましい。

⑩ 防火協力会連絡協議会の財産管理について（結果 8）

令和 5 年 2 月に現金紛失事案が発生したことから、東大阪市消防局では、令和 6 年度に今まで防火協力会連絡協議会から預かっていた現金や現金同等物は全て防火協力会連絡協議会に返還したとされていたが、監査人が実査を行った結果、東大阪市消防局の総務部の大金庫の鍵付きの引き出しの中から、防火協力会連絡協議会が所有する商品券 24,000 円分が発見された。

これについて消防局は、防火協力会連絡協議会の所有物であるため同会にて保管されるのが本来であるが、現金紛失事案に係る当局の捜査対応の一環として総務部の大金庫にて厳重に保管していた旨、説明している。

その一方で、当該商品券の一時保管にかかる預かり書の収受はしていなかった。

また、一時的な預かりであったことから任意団体の会計処理マニュアルの適用対象外であるという認識をされていたが、現金紛失事案の重大性を踏まえると、資産管理における透明性及び適正性の確保という認識に欠けており、適切な対応ではなかったといえる。

外部の任意団体の所有物を預り保管する場合にはなお更、透明性のある管理を実践して事故等を未然に防止しなければならないという意識を徹底し、例えば、預り書の収受や定期的な現物確認など、適切な管理を励行されたい。

任意団体の会計処理マニュアル

1. マニュアルの目的

市政運営上の必要性から、市職員（会計年度任用職員、任期付職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が外部の任意団体（職員が行うその職務と密接に関係する協議会、協会、実行委員会等の任意団体。以下「任意団体」という。）の会計事務を取扱うに当たっては、会計事務の処理の適正化を図るとともに透明性を確保し、不適切な会計処理や事故等を未然に防止する必要がある。このため、任意団体の会則、規定、マニュアル等（以下「規約等」という。）に定めるもののほか、このマニュアルを参照の上、任意団体との相互牽制及び職員間の内部牽制が十分に機能する会計事務の整備を図るものとする。

2. 対象となる会計事務

対象は、職員が職務上取扱う公金に属さない現金等（東大阪市財務規則、東大阪市水道事業会計規程及び東大阪市下水道事業会計規程の適用を受けない預金、有価証券を含む）に関する会計で、次のいずれかの任意団体の所有に属するものとする。

- ① 市が構成団体となっている任意団体
- ② 市の課等に事務局等が設置されている任意団体
- ③ 契約等により市が現金等の管理を行うこととなっている場合の当該任意団体

3. 所属長の責務

- ① 所属長は、職員が担当する任意団体の会計事務について管理・監督すること。
- ② 所属長は、任意団体の事業内容及び予算の規模等を把握し、適正な事務執行を確保するために事務の取扱担当者を定め、任意団体の規範の中で常に事務の効率化に努めること。
- ③ 所属長は、任意団体の運営の自立や自主運営能力の育成等により、任意団体へ会計事務を引き継ぐよう絶えず努めること。

(4) 現金等の管理及び留意点

- ① 任意団体ごとに預貯金口座を開設して出納を管理し、市の公金等を扱う預貯金口座（資金前渡用口座）は使用しない。
- ② 預貯金通帳及び印鑑は、職員間の内部牽制が機能するよう預貯金通帳は施錠ができる金庫またはロッカーに、印鑑は所属長が管理するなど分散管理する。また、事務の効率化等のためにやむを得ずキャッシュカードを管理する際も同様に、所属長の管理のもと入出金を行うなどの牽制を働かせ、容易に出金しやすい環境に置かないよう努めること。一時的に現金を管理する必要が生じた場合も同様に扱うこと。
- ③ 取扱担当者は、郵便切手等（商品券や図書カードなどの金券類も含む。）の現物について、「受払簿」を常備し、定期的に収支や残数を確認するなどの点検を行い管理すること。なお、会計年度切替時は「受払簿」の収支残高を翌年度に繰越処理を行うこと。

6. 会計事務の月例点検

- ① 取扱担当者は、毎月10日までに前月分の会計事務の月例点検を入出金の有無にかかわらず実施する。
- ② 月例点検は、「公金外現金月例点検シート」に則して、現金等出納簿と預貯金口座残高及び手持現金の管理残高の照合など各項目を確認する。
- ③ 点検完了後、「公金外現金月例点検シート」に所属長の決裁を受け、各所属で保管する。

**公金外現金
月例点検シート**

所属	課(室)
団体名	

【令和 年度】 令和 年 月分

	目的 点検内容	点検方法	確認欄	
			総括 主幹	取扱 担当者
1	【収支残高の管理】 現金等出納簿と預貯金口座及び現金の残高を確認した	・月末現在の現金等出納簿の差引残高（収入－支出）と預貯金口座（通帳）残高（現金管理分含む）が同じであることを確認する。 ・現金残高がある場合は、現金残高と現金の照合を行う。		
2	【金券類の管理】 金券類の残数を確認した	金券類（郵便切手等）の残数が受払簿等の残数と同じであることを確認する。		
3	【金庫等の管理】 金庫（保管庫）内を確認した	金庫（保管庫）内に不明金などの現金等がないかを確認する。		

上記点検の実施結果及び団体の会計処理状況を確認しました。

所属長確認欄

令和 年 月 日

【実施上の注意】

- 毎月10日（休日の場合は直後の休日でない日）までに前月分の点検を行い、各所属で保存（保存年限5年）してください。※文書管理システムによる決裁手続きは不要
- 点検は各団体単位で実施してください。
確認押印欄は適宜、見直していただいて結構ですが、所属長の確認押印は必須とします。
- 上記検査項目は、最低限度実施すべき基本的な項目であり、各団体の会計事務の特性に応じて、その他の検査項目（例：収入・支出決定書等）のチェックも必要に応じて実施してください。

⑪ 歓送迎会会費の残金の管理について（結果 9）

東大阪市消防局の警防部の大金庫を確認したところ、予防課において、予防課内の歓送迎会の残金 3,069 円が、大金庫内の小金庫に保管されていた。

一方、財務規則第 206 条の 5 に、会計管理者、出納員及び現金取扱員並びに資金前渡職員は、その取り扱う現金を私金と混同してはならないとされている。

今回の歓送迎会会費の残金は、公金とは別の金庫に入っており、公金と私金は区別されていたものの、歓送迎会の会費は個人的な金銭と言わざるを得ず、本来は公金の保管場所である局金庫で管理すべきものではない。また、歓送迎会会費の残金が入っていた小金庫が破損していたこと、また、予防課の職員自身も指摘があるまで小金庫に残金を保管していたことを失念していた状況であった。

紛失リスクや盗難リスクを低減するため、歓送迎会などの会費は即時精算し、残金を持ち越さないようにし、また、公金を保管する局金庫には持ち込まないことが望ましい。

⑫ 中消防署の財産管理について（結果 10、意見 14）

1. 概要

中消防署において、公金とは別に、歴代幹部や職員有志の拠出金、親睦会会費の残額、贈答品（商品券等）を換金した資金などを原資とする「雑金」が、管理簿とともに金庫内に保管されていた。（結果 10） 監査人が令和 7 年 8 月 29 日に確認した時点の残高は 12,802 円であった。

管理簿によれば、この雑金は少なくとも、平成 26 年 4 月 10 日から支出に用いられ、収入記録は平成 26 年 5 月 15 日から確認されている。また、中消防署に保管はされていなかったものの、過年度分の管理簿の存在も確認されており、雑金の使用開始時期は特定できないものの長期にわたり、運用されてきたとみられる。

2. 雑金の構成と性質

雑金の原資は以下のとおりである。

- ・ 歴代幹部や職員有志による拠出金
- ・ 親睦会会費の残額
- ・ 中元期等に受領した商品券などを、署員全体のために換金した資金 など

これらは、公金ではなく、任意性を有する私金である。

ただし、公金と明確に区分されていなければ、混同の発生を招く可能性がある。

3. 雑金の支出状況

(1) 令和 2 年度までの状況

中消防署では、令和 2 年度まで高速道路通行料金及び立入検査時の駐車場利用料金について予算化が行われておらず、これらの業務上の公費支出が雑金から賄われていたとのことである。高速道路通行料金としての使用は比較的少なく、ほとんどが立入検査時の駐車場利用料金としての使用であった。

これは、地方自治法第 243 条が定める「徴収・収納・支出はすべて公金で行う」という原則に反する運用である。

(2) 令和3年度以降の状況

令和3年度からは駐車場利用料金については、当時の消防局警防部予防広報課で予算化され、公費での支出管理が開始された。これにより、駐車場代としての雑金の使用回数は以前よりも減少した。

しかし、令和3年度以後の管理簿からも依然として駐車場利用料金として雑金が支出されている記録が確認された。記帳日が月末に集中していることから、月末に公費不足が生じた際に、従前の慣行により雑金で補填していた可能性が高い。このことから、職員の間には「不足時には雑金を使用してもいい」という認識が残存していたと見受けられる。

(3) 令和5年度以降の状況

令和5年度の定期監査の指摘を受け、令和6年度以降の駐車場利用料金については、資金前渡を受けるよう運用を移行した。しかし、令和6年度の管理簿においても、駐車場利用料金として雑金が1回使用されており、これは急遽発生した事案であったため、公費処理や資金前渡申請もしていなかった。

4. 意見

これらの状況から、中消防署においては、公金と私金（雑金）の区分を図る取り組みは進められているものの、職員間には、「いざという時は雑金で対応できる。」という認識が残っているのではないかとと思われる。

このような事態が発生しないよう、職員に対して公金と私金の区別を周知徹底し、公務で使用する費用について雑金から支出をしないようにすることが必要である。（結果10）そして、業務上必要な経費は適切に予算化し公費で支出できる体制を維持すること、また、急な支出が想定される場合には、予め資金前渡を受けて備えるべきである。

なお、本来は認められないが、一時的にでも雑金を署内で管理する場合には、署内での管理をなくすことを最終の着地点として、下記のようなルールに基づく運用管理を複数人で行うことが考えられる。（意見14）

- ・ 明確に区分保管する。
- ・ 使用目的の範囲を明確にする。
- ・ 帳簿に使用目的と使用実績、残高を記載する。
- ・ 定期的に複数人で、帳簿と現金残高の照合を行う。

（地方自治法）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

2. 契約管理に係る監査の結果及び意見

1. 高機能消防指令センター整備事業整備機器に関する維持管理業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	高機能消防指令センター整備事業整備機器に関する維持管理業務委託契約
契約先名	株式会社日立製作所関西支社
契約内容	高機能消防指令センター整備事業にて整備した機器及び機能の維持管理業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成30年4月1日
契約額（税込）	86,453千円【変更前85,189千円】
令和6年度決算額	86,453千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	本契約にあたり、履行保証保険契約を締結しているため、東大阪市財務規則第117条第1号に該当し、契約保証金は免除とする。
当初の契約方法及び根拠法令	一者随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
履行の実績確認方法	契約書第6条、第8条及び仕様書に従い、保守対応、定期点検、有寿命部品交換作業、車載端末載替え作業を行った際は、書面にて報告させ、履行を確認している。
再委託先の有無、ある場合は件数	無
再委託の業務範囲	—
再委託金額	—
再委託確認方法	契約書第10条において、再委託は原則禁止とし、必要な場合は書面による承諾を求めている。
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	高機能消防指令センター整備事業整備機器は、119番通報の受信から出動指令を行うための機能を有し、市民生活の重要な基盤である。そのため、24時間365日停止させることなく稼働させる必要があるため、知識、技術等を有する専門業者に保守業務を委託し、万全の体制を築いている。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—

併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	高機能消防指令センター整備事業整備機器は、株式会社日立製作所製の特殊なシステムであり、構築した株式会社日立製作所以外が安全性を担保した維持管理を行うことができないため
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	一者随意契約／株式会社日立製作所
前々回の契約方法及び契約先	一者随意契約／株式会社日立製作所

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

該当なし

(2) 監査の結果及び意見

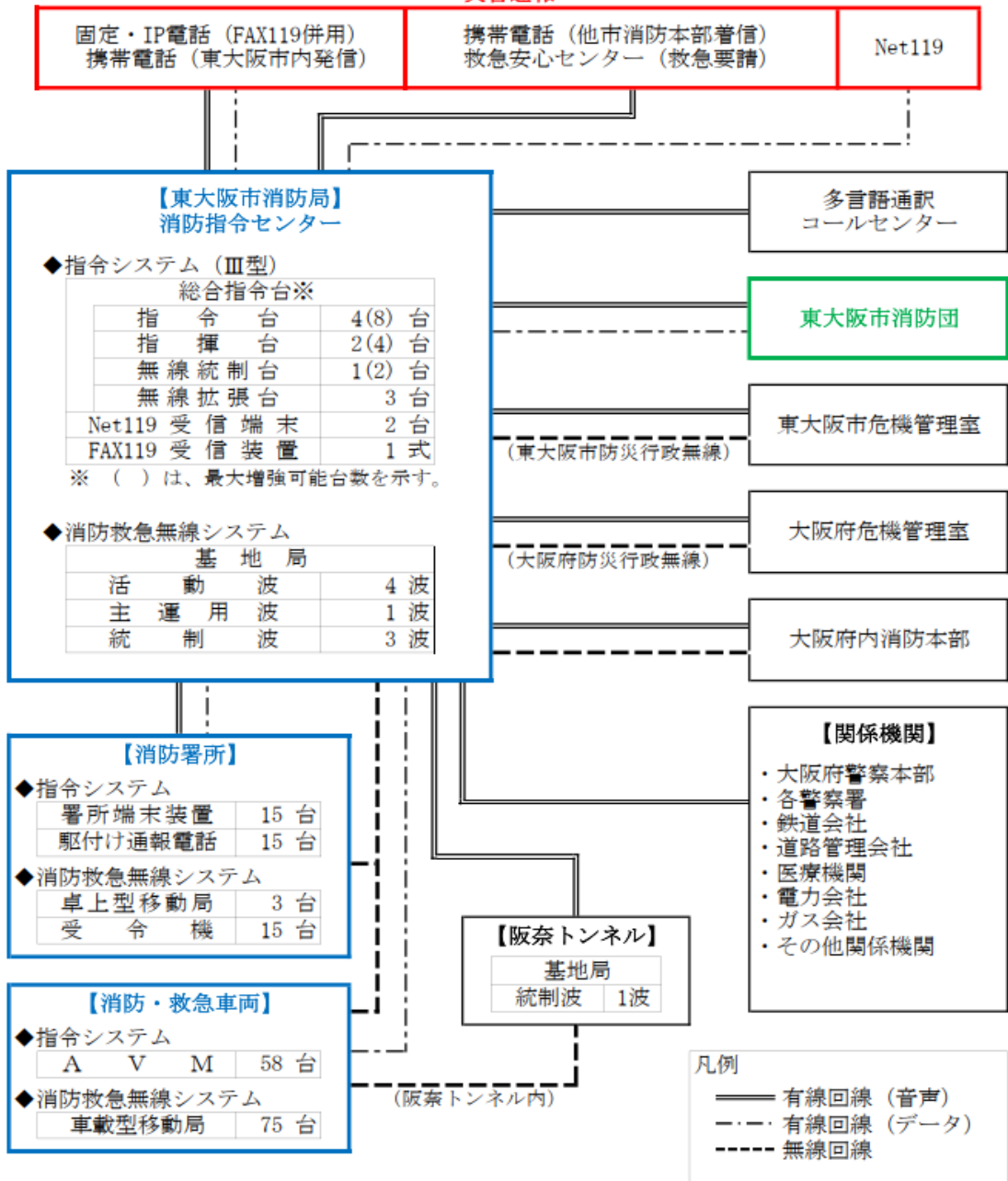
消防局では、平成 20 年から 119 番の受信や指令業務を消防局 4 階にある消防指令センターで行っているが、通信技術の発展等を考慮し、10 年サイクルでの機器更新を実施しており、平成 30 年 4 月 1 日に最新の通信技術を導入した高機能消防指令センターの運用を開始している。

消防指令センターは、24 時間 365 日市民生活の安全確保を担う消防通信において、災害通報を受信し、消防署所並びに消防・通信車両に対して迅速に出動を指令する司令塔としての役割を果たしており、災害通報を受信し、消防署所並びに消防・救急車両に対して迅速に出動を指令する指令システムや、災害現場との情報共有を的確に行う消防救急無線システム、その他有線回線等で構成されている。



(東大阪市消防局ホームページより)

災害通報



(出典：令和6年版消防年報)

1. 本件契約と本体契約の関係

「高機能消防指令センター整備事業整備機器に関する維持管理業務委託契約」（以下、「本件契約」という）は、上記、委託契約の概要に記載のとおり、「高機能消防指令センター整備事業業務契約（平成 28 年 10 月 18 日締結）」（以下、「本体契約」という）を行い整備した機器及び機能（以下、「システム機器等」という）の維持管理並びに災害発生時の対策を講ずることを目的としたものであるが、本件契約の対象となるシステム機器等の特殊性より、当該システム機器等の構築を委託した事業者と同一の事業者との契約となっている。

本体契約の事業者は、公募型技術提案（プロポーザル）による選定となっており、その選定にあたっては、平成 28 年 4 月 11 日付の本体契約の募集要項では以下が提案項目として求められていた。

- ・ 新システムを正常かつ円滑に長期稼働できる状況を保つための適切な保守内容
- ・ 障害発生時のサポート体制及び平時の保守体制
- ・ 消防システム等の年度ごとに必要となる交換部品等の明示
- ・ ランニングコスト（※）10年分の提示

（※）提案したシステムに関する専用回線使用料、定期点検料（年 1 回）、その他保守管理に係るランニングコスト

平成 28 年 7 月 11 日付の本体契約の委託事業者選定委員会による委託事業者の審査結果より、技術提案内容の評価項目として保守・支援に関する事項、また、価格評価においては本体設備の整備費用とランニングコストを合わせて評価が実施されており、本体契約と本件契約は一体として評価されていたといえる。

ただ、平成 28 年 7 月 12 日付で、本体契約のプロポーザルに参加した 3 事業者のうち、本体契約の委託先事業者となった事業者以外の 2 事業者が東大阪市参加停止要綱（独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）規程違反）に基づき平成 28 年 7 月 12 日から平成 29 年 1 月 11 日までの期間、入札参加停止となり入札参加資格を喪失したことから、次点であった本件契約の事業者が、本体契約の委託事業者に選定されていた。

2. 当初提示されたランニングコストと協議結果

本件契約について、ランニングコストは事業者が提示した当初案から、その後の契約協議の中で下記のとおり見直されている。

<当初提示>

項目	金額（税抜）
保守費用（10年累計）	650,000 千円
機器オーバーホール費用（※）	550,000 千円
合計	1,200,000 千円

（※）機器の使用頻度、使用環境による劣化等が進行し、正常に作動しなくなる有寿命部品を対象とした中間更新費用

<見直後>

項目	金額（税抜）
保守費用（10年累計）	540,000千円
機器オーバーホール費用	204,800千円
合計	744,800千円

オーバーホール費用については、単年度で有寿命部品の交換を実施する予定であったが、令和3年度に予算要望（令和4年度分）を行うにあたり、事業者とオーバーホールに関する協議を行い、単年度の資金負担を平準化するため、令和4年度から3カ年での実施となっており、令和4年度から3カ年の実績は以下のとおりである。

（オーバーホール費用の協議後実績と当初協議の比較）（税抜 単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	左記合計
協議後実績	80,180	93,395	20,069	193,644
当初協議	204,800	-	-	204,800
実績-当初	△124,620	93,395	20,069	△11,156

3. 令和6年度の契約増額について

なお、(1)①委託契約の概要の「契約額（税込）」の欄に記載のとおり本年度の契約金額が当初の85,189千円から1,253千円増の86,453千円（いずれも税込）に増額変更されているが、これは、令和6年度になって当初対象としていなかった機器で故障が頻発し、調査の結果、故障の原因となった機器について、今後も経年劣化による障害発生率の増加、性能の劣化等が懸念されることより、東大阪市の契約規程に基づき当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴う増額であり、事業者との協議により、基本的に有寿命部品として経年劣化等により交換が必要と判断されたものは本市の負担とすることとなっているためと担当部署である指令課より説明があった。

① リース契約の検討について

本件契約は、上記、委託契約の概要に記載のとおり、本体契約を行い整備したシステム機器等の維持管理並びに災害発生時の対策を講ずることを目的としたものであるが、現在運用している消防指令センターについては、システム機器等の調達を購入で対応し、維持管理を別途の契約としている。

消防指令センターのシステム機器は、特殊かつ高額な機器であるため、購入による調達を実施した場合、購入年度の初期費用が高額となり財政負担が初年度に集中することとなっているが、資金負担の平準化の観点からリースでの契約を行うことも考えられる。

この点、市によると、現行の消防指令センターの調達の際には、リース契約により調達した場合、防災基盤整備事業債（地方債）の対象とならず、地方債の対象にならない場合は、地方交付税による国からの財政支援がなく、全額市の負担となり、リースによるデメリットが大きいと、購入により調達したとのことである。

② 有寿命部品の見直しにかかるオーバーホール費用の増額について(意見 15)

令和6年度において契約金額が、年度中に1,253,900円増額変更されている。これは、当初更新対象としていなかった機器で故障が頻発し、調査した結果、当該機器について、経年劣化による障害発生率の上昇や性能の低下が懸念されるものの、契約において定めがない機器であったことから、契約書の下記条文に基づき、協議のうえで当該機器を中間更新の対象とする変更契約を事業者と交わしたことに伴うものであるとの説明を受けた。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。

契約上定めのない事項について、協議に基づき決定した場合には、どのように協議をして決定したのか、その経緯を明確にするために、協議記録を決裁文書に添付し文書として残すことが望ましい。

③ 長期継続契約の検討について(意見 16)

前述のとおり、本件契約は、対象となるシステム機器等の構造・仕様が構築を行った事業者に依存する性質を有しているため、当該事業者と随意契約により単年度契約が締結されている。また、前述のとおり、本体契約においてはランニングコストも含めて評価が実施されており、本体契約と本件契約は一体として取り扱われていた。

本件契約においては、単年度契約として運用しているものの、システム機器の更新までは当該事業者への委託が継続すると見込まれ、実質的に長期の随意契約となっている可能性がある。

地方自治法及び地方自治法施行令では、継続的な役務の提供が必要な場合に長期継続契約を締結できる旨が規定されている。長期継続契約とすることにより、事務負担の軽減、サービスの安定確保が期待できる。

したがって、本件契約については、長期継続契約の適用も含め、契約方式の見直しを検討することが望ましい。

地方自治法

(長期継続契約)

第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 167 条の 17 地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

東大阪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 17 の規定に基づき、本市が締結する長期継続契約（地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する契約をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 政令第 167 条の 17 の条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 電子計 算機その他の事務用機器(これらに付随して使用するものを含む。)の借入れに関する契約
- (2) 庁舎その他本市の施設(これらに付随する機械設備等を含む。)の警備、清掃、保守点検等の維持管理に関する委託契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもの

(長期継続契約の期間)

第 3 条 長期継続契約における契約期間は、5 年以内とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、市長が定める

2. (仮称) 東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	(仮称) 東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業
契約先名	東大阪消防 P F I サービス株式会社
契約内容	消防庁舎及びその他関連付属施設維持管理業務 情報システムの維持管理業務
契約期間	【消防庁舎及びその他関連付属施設維持管理業務】 平成 18 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 ※維持管理期間は 20 年 【情報システムの維持管理業務】 平成 18 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ※維持管理期間は 10 年
同一相手先への委託開始時期	初回契約のため該当なし
予定価格 (税込)	8,766,000 千円 (P F I のため、設計・建設・維持管理一括)
契約額 (税込)	6,869,232 千円 (うち維持管理 2,136,445 千円)
令和 6 年度決算額	80,537 千円 年 2 回・全 40 回の分割払い (情報システム維持管理費については、年 2 回・全 20 回の分割払い)
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	免除する。ただし、事業者は事業仮契約書第 43 条に定める履行保証保険契約を締結する。 第 43 条 事業者は、本件施設等の建設及び情報システムの構築の履行を確保するため、本契約締結の日から本件施設等及び情報システムの市への引渡しまでを保険対象期間、サービス対価のうち施設等及び情報システム整備費から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 10 以上を保険金額、被保険者を市又は事業者とする履行保証保険契約を締結し、あるいは、設計受託者、工事監理者、本件施設等の建設受託者、情報システムの構築受託者の全部又は一部をして、上記の金額を保険金額とし、事業者を被保険者とする履行保証保険を締結させ、被保険者が市である場合には、保険契約締結後、速やかにその保険証券を市に提出し、被保険者が事業者である場合には、事業者の費用において、市に対し、その保険金支払請求権に質権を設定した上、当該保険証券を交付するものとする。
当初の契約方法及び根拠法令	総合評価一般競争入札 (地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2)
履行の実績確認方法	契約書 45 条に基づき、事業者から維持管理計画書・維持管理年間計画書を提出させる。 【日常モニタリング】 契約書第 52 条及び別紙 13 に基づき、事業者の作成した

	<p>業務日誌を確認する。</p> <p>【定期モニタリング】 契約書第 52 条及び別紙 13 に基づき、事業者が作成した業務報告書（毎月・半期・年度）を確認する。</p> <p>【随時モニタリング】 市が必要と判断した時に、随時モニタリングを実施する。</p>
再委託先の有無、ある場合は件数	・有 23 件（令和 7 年 2 月現在）
再委託の業務範囲	<p>消防庁舎及びその他関連付属施設維持管理業務</p> <p>※情報システムの維持管理業務について、平成 30 年 3 月 31 日まで）</p>
再委託金額	東大阪消防 P F I サービス株式会社に対し、維持管理委託料を支払っているため、不明。
再委託確認方法	東大阪消防 P F I サービス株式会社の構成企業である株式会社ビケンテクノに再委託先の有無を文書で提出させ、内容を把握している。
個人情報取扱の有無（有の場合は契約書条項）	無

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	庁舎維持管理に係る職員の業務負担を減らし、市民生活の安全確保を主眼とする消防職務に専念させるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	—
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無
委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

「該当なし」

④ 入札の概要

指名競争入札又は総合評価方式を選択した理由	PFI 事業が財政負担の軽減及びサービスの向上を目的とすることから、事業者に要求水準に基づいた事業提案を行わせ、それを評価することで定性的効果を十分発揮させるとともに、財政負担の軽減を図るため、価格競争も取り入れた総合評価一般競争入札を選択した。
応札者数	3
予定価格の積算方法	アドバイザー業務委託において、作成した要求水準書をもとに積算
前回の契約方法及び契約先	該当なし
前々回の契約方法及び契約先	該当なし

(2) 監査の結果及び意見

① PFI 事業における効果測定について(意見 17)

本契約は東大阪市における初めての PFI の導入事例であり、契約期間も 20 年間（維持管理期間のみ）と長期に及ぶものである。東大阪市では本件 PFI 事業の契約の満了が近づいてきた現在において、内閣府が公表している「PFI 事業の事後評価等に関する基本的な考え方」に基づき、株式会社ニュージェックに外部委託を実施する形で効果測定を実施している。

モニタリングの状況については月次で維持管理連絡協議会を開催し、業務報告を受けるほか、半期、年次では文書による報告を受領している。その他にも必要に応じて業務の立会や巡回を実施している。しかし契約期間 20 年という長期事業にもかかわらず、契約の折り返し時点など中間段階における効果測定が実施されていない状況である。

PFI 事業については現在、多くの自治体で導入が進んでおり、今後、様々な自治体で費用対効果を踏まえた効果測定が実施されていくと考えられる。本件 PFI 事業も、東大阪市として初めての PFI 事業であり、今回、事後評価が初めて実施されることから、そこから得られた結果や知見を踏まえて、モニタリング手法の更なる改善を図ることが望まれる。

具体的には、事業の進捗状況、要求水準の達成状況、費用対効果等について事後評価の結果をもとにモニタリング項目を見直し、多角的な検証を一層強化することで、問題点の早期発見や、契約の見直しにつなげることが期待される。これらの実施により、より社会情勢や需要の変化に即した、効果的かつ効率的な PFI 事業運営の実施が望まれる。

② PFI 事業におけるモニタリングについて

PFI 事業においては、選定事業者が要求水準を満たすような公共サービスの提供ができているかどうかを管理者が確認を行うことが非常に重要となる。これらの確認を実施するため、本契約において東大阪市では以下のモニタリングを実施している。

日常モニタリング：委託先が作成する業務日誌の確認

定期モニタリング：月次で維持管理協議会を開催し、業務報告を受けるほか、半期、年次では文書による報告を受領

随時モニタリング：必要に応じた個別の確認

内閣府において公表されている PFI 事業におけるモニタリングのガイドラインにおいて、一般的なモニタリングの内容として以下の2点が示されている。

- ① 報告書等による履行義務の確認
- ② 事実の確認（例：測定機器による計測、サンプル抽出、現場での抜き打ち検査等）

東大阪市では、①事業者からの報告に基づくモニタリングに加え、②の事実確認として、市の職員が独自のモニタリング項目を設定し、チェックリスト形式で現地へ赴き確認を実施し、不備事項が発見された際には写真撮影による記録を行い、報告を行うなどの能動的なモニタリングを組み合わせて実施されている。

- (2) ・ 一般的にモニタリングの内容としては、
- ① 報告書等による履行内容の確認
 - i) 管理者等と選定事業者の間で決められた業務報告書などの報告書が契約に定めた期限等で提出されているかの確認
 - ii) 報告書の具体的内容が要求水準を満たしたものとなっているかの確認
 - iii) サービス受益者等からの苦情等が適切に対処されたかの確認
 - ② 事実の確認
報告書の内容自体がそもそも事実行為として行われているかの確認。例えば、実際に修繕箇所に行き、報告内容のとおり修繕されているかの確認
- ・ このうち、事実の確認手法としては、例えば、
- ① 測定機器による計測
計測機器による処理量等の計測
 - ② サンプルの抽出
安全基準、衛生基準等定めがあるものにつき、無作為にその対象を抽出しその基準を達成しているかを確認
 - ③ 現場での抜き打ち確認
選定事業者から提出されている仕様書等で規定されている公共サービスの内容が具体的に履行されているか現場を抜き打ちで確認
 - ④ サービス受益者等からの苦情等の連絡
サービス受益者等からの苦情等の連絡により情報を把握（特に、管理者等からのサービス対価の支払がない独立採算型（公共施設等運営権方式等）の場合）
などがある。

(出典：モニタリングに関するガイドライン-内閣府- 一部抜粋)

3. 第10分団1号車屯所建築事業

(1) 委託契約の内容

事業名 第10分団1号車屯所建築にかかる分筆登記業務

① 委託契約の概要

契約名	第10分団1号車屯所建築にかかる分筆登記業務
契約先名	ナニワ測量登記事務所
契約内容	東大阪市消防団第10分団1号車屯所建築用地の取得事務を進めるために、対象地の現況を把握する。 (1) 現地調査業務 (2) 測量業務 (3) 申請業務【分筆登記】 (4) 書類作成等業務一式
契約期間	令和6年5月1日～令和6年6月28日
同一相手先への委託開始時期	
契約額（税込）	310千円
令和6年度決算額	310千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約保証金は無 東大阪市財務規則第117条第3号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号) 契約趣旨は地方自治法施行令第167の2第1項第2号
履行の実績確認方法	契約書第9条及び仕様書に従い、委託業務の成果に関する報告書及び成果品の提出を受け、業務の履行確認を行った。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し
再委託の業務範囲	無し
再委託金額	無し
再委託確認方法	無し
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無し

② 委託の理由

委託の理由（直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等）	事業用地について、本市管理地以外の第三者の土地を取得することから、筆界確定等にあたり、各種調査検討、周辺土地所有者との立会い、協議など迅速且つ正確な業務遂行が必要であるため。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し
委託契約の分割数	
委託契約を分割している場合の分割の方針	

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	<p>用地取得に係る測量業務（現況測量）を令和6年1月23日付でナニワ測量登記事務所と契約を締結した。本業務委託についても、既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係にあるためナニワ測量登記事務所以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明になるなどの支障が生じるため随意契約を行った。</p> <p>また、対象地の測量歴があり、なおかつ専門的な能力を結合して官公庁等による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立された社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会に所属している当該契約相手と随意契約を締結した。</p>
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	
前回の契約方法及び契約先	本契約で業務完了
前々回の契約方法及び契約先	本契約で業務完了

④ 入札の概要

該当なし

事業名 第10分団1号車屯所建築事業用地買収事業

① 契約の概要

契約名	土地売買契約
契約先名	個人
契約内容	第10分団1号車屯所建築にあたり、土地所有者から事業用地の買収を行うもの
契約期間	令和6年5月1日～令和6年6月28日
契約額（税込）	8,080千円
令和6年度決算額	8,080千円
履行の実績確認方法	契約書第9条に従い登記完了し、第9条の土地引渡書を受領し確認を行った。

② 随意契約の概要

随意契約の理由	契約の履行が所有者（特定の物）以外不可能であるため
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	該当なし
前回の契約方法及び契約先	無し
前々回の契約方法及び契約先	無し

③ 入札の概要

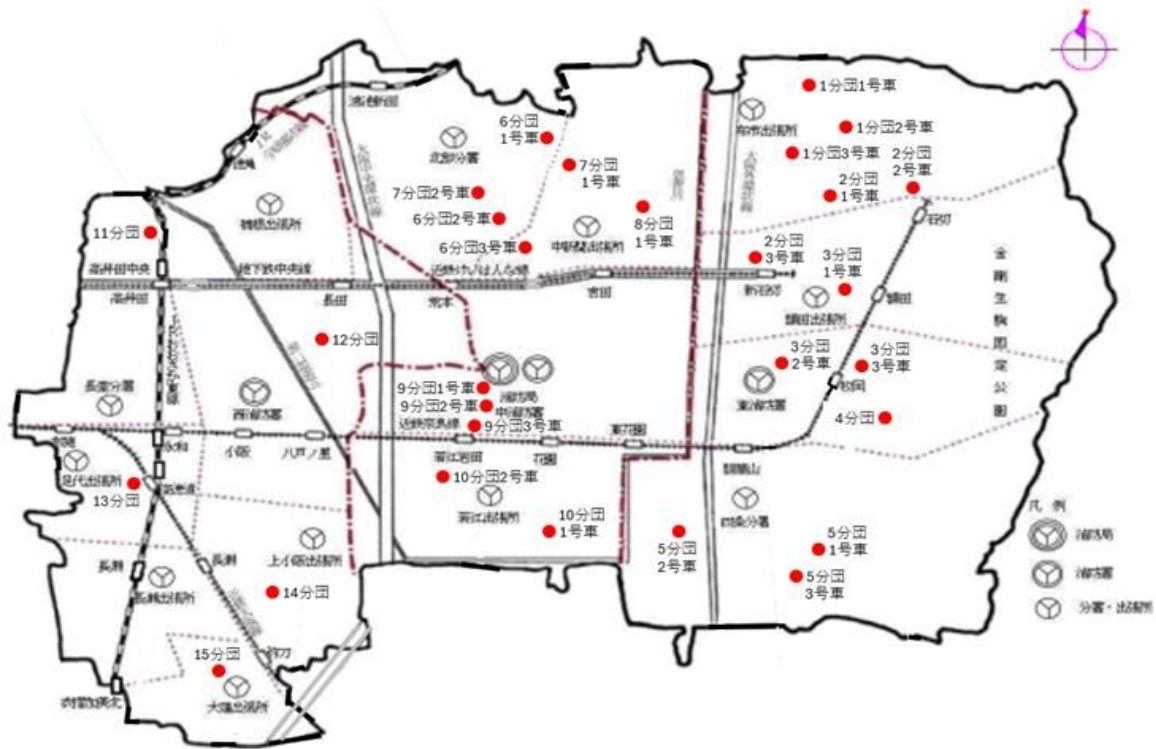
該当なし

(2) 本事業の概要及び契約締結までの流れ

現在、東大阪市での屯所の概要及び設置位置は下記のとおりとなっている。

	名称		住所	構造	延面積 (㎡)	建築年月日	階数	建物	備考	耐震性
1	1分団	1号車	善根寺町2丁目6番5号	鉄骨	48.8㎡	H2.3.31	2	自治会	無償	50㎡未満・有り
2	1分団	2号車	日下町8丁目1番7号	鉄骨	85.75㎡	S58.2.5	2	市	有償	有り
3	1分団	3号車	布市町2丁目5番37号	鉄骨	68	H30.3.28	2	市	無償	有り
4	2分団	1号車	中石切町3丁目1番4号	鉄骨	63㎡	S61.12.20	2	市	無償	有り
5	2分団	2号車	東石切町4丁目7番6号	鉄骨	92.81㎡	H1.11.24	2	市		有り
6	2分団	3号車	西石切町3丁目1番53号	鉄骨	67.215㎡	S62.11.30	2	市	有償	有り
7	3分団	1号車	南荘町14番10号	鉄骨	屯所共同使用	S49.5.1	2階建の1階部分	市	無償	有り (H24工事済)
8	3分団	2号車	南荘町9番33号	鉄骨	72㎡	H21.3.6	2	市		有り
9	3分団	3号車	出雲井町3番5号	鉄骨	75㎡	H27.9.24	2	市	有償	有り
10	4分団		客坊町6番5号	鉄骨	79.31㎡	H10.10.20	2	市	無償	有り
11	5分団	1号車	六万寺町2丁目3番29号	鉄骨	77.67㎡	H23.10.20	2	市		有り
12	5分団	2号車	池島町4丁目3番8号	鉄骨	35.24㎡	H18.1.5	2階建の1階部分	市	市公民分館と併設	50㎡未満・有り
13	5分団	3号車	横小路町4丁目9番53号	鉄骨	76.45㎡	H18.11.24	2	市	無償	有り
14	6分団	1号車	加納7丁目8番23号	鉄骨	62.81㎡	R5.2.26	2	市		有り
15	6分団	2号車	吉原1丁目3番19号	木造	17.29㎡	H2.9.30	1	自治会	無償	50㎡未満
16	6分団	3号車	中新開1丁目11番17号	鉄骨	81.92㎡	H29.11.22	2	市	無償	有り
17	7分団	1号車	川田2丁目17番28号	鉄骨	74.52㎡	H25.11.18	2	市	市公園敷地内	有り
18	7分団	2号車	古箕輪1丁目9番7号	鉄骨	72㎡	H16.3.15	2	市	無償	有り
19	8分団	1号車	今米1丁目18番13号	鉄骨	68.36㎡	H1.2.1	2	自治会	無償	有り
20	8分団	2号車	吉田5丁目13番21号	鉄骨	16.24㎡	H1.7.15	1	自治会	無償	50㎡未満・有り
21	8分団	3号車	吉田2丁目6番17号	軽量鉄骨	46.75㎡	S46.6.19	2	市	無償	50㎡未満
22	9分団	1号車	菱江5丁目5番25号	鉄骨	19.84㎡	S52.9.15	1	自治会	無償	50㎡未満
23	9分団	2号車	稲葉1丁目2番33号	鉄骨	68㎡	H26.12.12	2	市		有り
24	9分団	3号車	岩田町1丁目12番33号	鉄骨	74.8㎡	R7.3.3	2	市		有り
25	10分団	1号車	玉串元町2丁目13番34号	ブロック造	25.74㎡	S40.6.1	1	自治会	無償	50㎡未満 経年劣化
26	10分団	2号車	瓜生堂1丁目7番29号	鉄骨	20.40㎡	H8.4.1	2階建の1階部分	自治会	無償	50㎡未満・有り
27	11分団		森河内西2丁目1番13号	鉄骨	140.14㎡	H6.11.24	2	市		有り
28	12分団		新家3丁目3番37号	鉄骨	79.38㎡	H8.11.29	2	市		有り
29	13分団		荒川1丁目8番20号	R C	79.38㎡	H10.10.12	2	市		有り
30	14分団		小若江1丁目8番20号	鉄骨	58㎡	H3.6.10	2	市	無償	有り
31	15分団		柏田本町4番1号	鉄骨	79.2㎡	H4.7.13	2	市		有り

(出典：消防局提供資料より監査人作成)



(出典：消防局提供資料)

本事業は、上記第10分団1号車屯所(屯所一覧の黄緑色箇所)建替えに伴う、土地の取得に関する事業である。本事業が実施されたのは、第10分団1号車屯所は昭和40年に建設されてから約60年が経過しており、今後発生が見込まれる南海トラフ地震を考慮した時に、耐震性に問題があることから、次のとおり自治会より建替えの要望があったことが背景にある。



令和4年12月吉日

東大阪市長 野田 義和 様

消防団第十分団一号車屯所建替えに係る要望

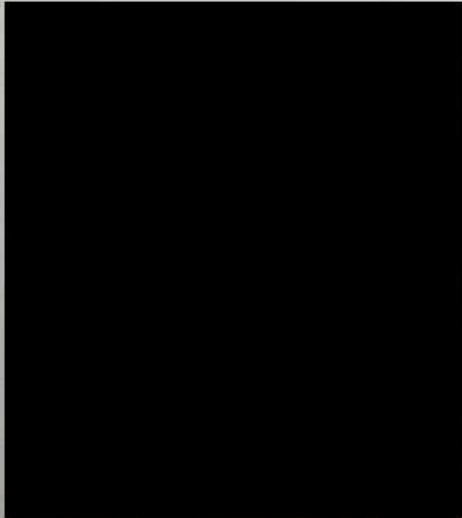
消防団は、火災をはじめ、大規模な災害が発生した時には、地域防災の要となるものであり、その消防団の活動拠点である屯所は、大変重要な施設であると考えております。

現在の屯所は、昭和四十年に建設され五十七年以上が経過し老朽化が進んでおり、耐震性もなく資機材も満身に収容できない状況であり、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震が発生した場合に、十分な機能を発揮できないのではないかと懸念しており、地域住民からも、十分な機能を有した屯所を整備すべきではないかとの意見が多数挙がっておりました。

これらのことから、平成二十九年度に玉串幼稚園跡地への屯所建替えの要望をいたしました。が、別途用地に建替えいただけることについて合意いただきました。

つきましては、屯所建設用地として、玉串元町二丁目百八十三の三番用地の敷地一部を確保（地権者と合意）しましたので、地域防災力の一層の向上のため収用していただき、消防団第十分団一号車屯所の建替えをしていただきますようお願いいたします。

- 自治連合会 会長
- 自治会 会長
- 自治会 会長
- 自治会 会長
- 自治会 会長
- 分団 分団長
- 方面隊 副方面隊長
- 方面隊 副方面隊長



取得地は、元の屯所が置かれていた玉串元町2丁目13番34号と同じ町内（183番3号）にあり、取得面積は100㎡となっている。

従来は屯所敷地につき自治会から無償で貸与を受けていたが、今回の建替えを契機に近傍地を取得し移転することとなった。市が所有する土地以外での無償使用や賃借は将来的な継続性に課題がありうること及び自治会からは市有地を移転先とする要望もあったものの、適地が見つからない中で協力的な個人から申し出があったとのことである。

また、土地の取得額は8,080千円となっている。市では当該金額を算出するあたり、土地鑑定での評価額を受け、東大阪市公共事業用地取得審査委員会、東大阪市不動産評価審議会に諮り承認を得ている。そして、当該審議会の後、契約締結に関する稟議書を作成し決裁を受けている。

(3) 監査の結果及び意見

① 契約事務チェックリストのチェック誤りについて(結果 11)

第10分団1号車屯所建築にかかる分筆登記業務に関する、下記チェックリストの確認番号7「年額500万円以上の契約において、規則第117条の各号に相当する理由を摘要に記載していますか」の項目について、総額は310,200円であり年額500万未満にも関わらず、「該当なし」ではなく、「チェック」にサインが入っていた。下記回議書のとおり、決裁完了までに複数人がチェックしているが、当該項目のチェック誤りについては見落とされていた。契約事務チェックリストは契約の不備を防ぐための重要なチェックリストである。今回は影響がなかったが、内容によってはチェックの誤りにより、契約に不備が生じる可能性がある。

決裁完了までに複数人がチェックしているが、当該項目のチェック誤りについては見落とされていた。したがって、チェックリストについてより慎重なチェックを行うことにより、チェックリストに不備が生じないようにするべきである。

(回議書)

東大阪市回議書

文書分類記号	M-02-02	文書番号	東大阪消総第674号
簿冊名	消防庁舎建設工事関係書		
保存期間	長期	決裁区分	部長等
廃棄年	長期	主管名	総務部
收受日			消防総務課
起案日	令和 6年 5月29日	担当 (電話)	[REDACTED] ()
決裁日	令和 6年 6月 4日		
施行日	令和 6年 6月 4日		
使用公印			
開示区分	開示	閲覧区分	課内
不開示理由			
あて名	企画財政部長		
件名	第10分団1号車屯所建築事業用地買収事業にかかる契約締結及び登記について（依頼）		
摘要	標記のことについて、依頼してよろしいか。 本件、令和6年5月29日の東大阪市不動産評価審議会において玉串元町二丁目183番3の用地取得にかかる価格について承認されたことに伴い、添付文書のとおり企画財政部長あてに契約締結及び所有権移転登記を依頼するもの		

供覧	供覧済み	消防局	局長
決裁	決裁済み	消防局 総務部	部長
承認	承認済み	消防局 総務部	部次長
承認	承認済み	消防総務課	課長
承認	承認済み	消防総務課	司令長（総括主幹事取）
承認	承認済み	消防総務課	司令長（総括主幹事取）
承認	承認済み	消防総務課	司令長（総括主幹事取）
承認	承認済み	消防総務課	総括主幹
承認	承認済み	消防総務課	副主幹
承認	承認済み	消防総務課	主査
承認	承認済み	消防総務課	主査
供覧	供覧済み	消防総務課	
後戻	後戻済み	消防総務課	
供覧	供覧済み	消防総務課	



(契約事務チェックリスト)

契約事務チェックリスト (契約手続き)

前年と同じ業務内容であっても改めてチェックしてください。

契約内容 第10分団1号車屯所建築にかかる分筆登記業務

確認者氏名 [Redacted] 確認者氏名は記載簿・上書きの欄でも構いません。

1. 契約締結 (契約 (随意契約を含む) 締結起家をする際には以下の該当する項目をチェックし、記録に添付してください。)

チェック該当なし	番号	チェック項目	具体例・要項	確認法令等
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 簿籍に契約内容 (一般競争入札・指定競争入札、随意契約等) が正しく記載されているか		法234, 各187, 187の2
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 記録に支出負担行為簿が添付されていますか。その趣意旨及び金額は正しいですか	契約締結起家については支出負担行為簿を添付してください	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	3 年額が500万円以上の契約の場合、履行保証金に関する誓約書を作成し、記録に添付されていますか		支弁契約および基幹業務の担付関係等第10条
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4 年額が500万円以上の契約の場合、記録簿の100分の1に相当する額以上の契約保証金を納付してもらっていますか (契約保証金を免除する場合は除く)	納付されている記録簿に添付したことが分かる書類を記録に添付してください	各107の16, 第115~117
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	5 年額が500万円以上の契約で契約保証金を免除する場合、規則117条の各号に相当する理由を誓約に記載していますか	「規則117条第3号に該当するため」だけでなく、各号に「該当する理由」を記載してください 年額500万円未満の契約は、適用条項 (規則117条第3号) の記載のみで加減です	規117
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	6 規則117条第1号により契約保証金を免除する場合、記録に履行保証保証の記録は添付されていますか。またその記録は適切ですか	履行保証記録は契約締結を納付するよう加入させてください	規117
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 年額が500万円以上の契約において、規則117条第3号により契約保証金を免除していませんか	毎年契約している業者だからという理由だけでなく、明確な理由を明らかにすることが必要があります 契約の相手方が、契約を履行しない恐れがないということ等、記録簿を添付して理由を説明する必要があります	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 契約締結は入札参加資格者ですか。入札参加停止中ではありませんか		規105, 107
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 記録簿は内容など標準規格が分かるものが添付されていますか。また、押印や重作名入れなどの不備はありませんか		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 決議区分は正しく設定されていますか	事務議決過程の経緯事項で決議区分を確定して、設定してください	事務議決規程
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 支出負担行為簿の種別は適正に選択されていますか (委任契約・委託、リース契約一節)	支出負担行為簿の正上の種別を確認してください	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 入札参加資格者と契約する場合は、支出負担行為簿に資格番号コードを入力されていますか		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 履行保証金免除に基づき、履行保証金に関する事項を契約書に記載していますか	条項の記載例は契約議キャビネットを確認してください	手引簿
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 会計年度始立の際から、記録簿は原則毎年年度で作成していますか (債務負担行為もしくは長期継続契約の場合は除く)		法20B
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15 契約書に「権利の譲渡等の制限」が記載されていますか	第三者に権利・義務を譲渡されないよう必ず記載してください 条項の記載例は手引き (契約書例) で確認してください	規121
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16 再委託を妥協に認めるものではありませんか。再委託を認める場合は再委託承認書を添付していますか	再委託は原則禁止です。再委託を認める場合は、再委託先が受託能力や再委託承認に不備がないかを確認してください (委託委託契約・リース契約条項の手引き参照)	
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17 契約書に適正な支払日が記載されていますか	支払日は請求を受けた日から30日以内に設定してください	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条、第14条
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	18 人的要素の大きい契約において、労働関係法令の遵守に関する誓約書を添付し、契約書に労働関係法令遵守及び解雇に関する事項を記載していますか	対象となる契約は労働関係法、労働関係法、労働関係法、労働関係法、労働関係法、労働関係法などです。条項の記載例は手引きで確認してください	手引き、後援契約における労働関係法令遵守状況の確保について
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	19 契約書に標準仕様に基づく解除にかかる違約金に関する事項を記載していますか	国の取扱いに準ずるものです。条項の記載例は手引きで確認してください	手引き
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	20 契約書に禁止停止にかかる違約金に関する事項を記載していますか (入札を経て契約を締結した案件のみ)	国の取扱いに準ずるものです。条項の記載例は手引きで確認してください	手引き
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	21 委託契約で全体の契約予定金額が500万円を超える場合、リース契約で1年当たり100万円、債務負担行為に限り全体の契約予定金額が1,000万円を超える場合、合議先として契約を締結していますか		契約締結時 (各所蔵における契約事務の適正な執行について)
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	22 当該委託の目的に応じて必要な措置を行っていますか	・個人情報取扱事務を委託する場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を記載。(市政情報相談キャビネット) 個人情報保護委員会 - 安全管理部 (委託・USB等) → 委託個人情報取扱いに関する特記事項 ・情報システムの調達及び保守に係る事業については、前記条項時に、「情報政策室との協議・合議」についてのチェック表を添付すること	個人情報の保護に関する法律第60条

※ 裏面の該当する契約のチェックも行ってください。

4. 東消防署他1か所清掃管理業務委託

(1) 委託契約の内容

① 委託契約の概要

契約名	東消防署他1か所清掃管理業務
契約先名	NPO 法人東大阪障害者共同受注連絡会
契約内容	1 東大阪市鳥居町3番3号 東大阪市東消防署 (1階から3階〔屋内訓練場に限る。]) 2 東大阪市御厨栄町三丁目1番41号 東大阪市西消防署 以上、2署の清掃業務
契約期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
同一相手先への委託開始時期	平成25年4月1日から
契約額(税込)	8,096千円
令和6年度決算額	8,096千円
契約保証金の有無及び契約保証金を免除した場合その根拠	契約保証金は無 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の主旨に基づき平成25年度から特定随意契約を行っているため契約保証金については、東大阪市財務規則第117条第3号により免除
当初の契約方法及び根拠法令	単年度ごとに一者特定随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
履行の実績確認方法	契約書第8条及び仕様書に従い、毎月の業務完了報告書の提出を受け、業務の履行確認をしている。
再委託先の有無、ある場合は件数	無し (実際の業務を実施する障害者就労支援施設等は共同受注体制の構成員であり、再委託には該当しない)
再委託の業務範囲	無し
再委託金額	無し
再委託確認方法	無し
個人情報取扱の有無 (有の場合は契約書条項)	無し

② 委託の理由

委託の理由(直営にせず、委託とする理由、比較検討した数値等)	当該業務を委託することにより障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進すること及び業務を民間へ委託することにより、消防職員の本来業務に対し業務効率化が図れること。
同種の業務につき、委託と直営の併存の有無	無し
併存が有の場合、委託と直営の割合に関する方針及び割合	
併存の理由	
委託契約の分割の有無	無し

委託契約の分割数	—
委託契約を分割している場合の分割の方針	—

③ 随意契約の概要

随意契約の理由	「東大阪市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の施行について（通知）」を受け、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
相見積の有無（有の場合は見積件数）	無し
相見積を取っているが一番低い相手先としていない場合はその理由	—
前回の契約方法及び契約先	一者特定随意契約／NPO法人東大阪障害者共同受注連絡会
前々回の契約方法及び契約先	一者特定随意契約／NPO法人東大阪障害者共同受注連絡会

④ 入札の概要

該当なし

⑤ 効果測定について

事業の目的	東大阪市障害者等の就労機会の確保等
期待する効果	障害者等の就労機会の確保
効果指標	上記通知に則した随意契約により業務委託ができたこと
効果指標の過去5年の推移	同上
効果指標の前事業者（又は直営）との比較	—

予定価格の6割超は人件費相当であり、人件費に物品費率を乗じて他の費用が積算されている。人件費は、100㎡につき一人とした面積比に応じた必要人員数に、国交省公表の労務単価に基づく清掃員単価を乗じる方式により算出され、東と西の各消防署に係る積算額の合算額から決定されていた。

(2) 監査の結果及び意見

① 定期清掃の業務完了報告について(結果 12)

本件の業務内容は、日常清掃と定期清掃の実施であり、定期清掃は床面清掃年2回、窓ガラス清掃年4回の実施となっている。業務完了確認は、日常清掃・定期清掃ともに仕様書に従って、毎月受領する業務完了報告書にて行っている。しかし、床面清掃については、業務完了報告書への完了日の記載が漏れているにも関わらず業務完了確認時には気付かず、監査人の指摘によって判明した。なお、その後、完了日が記載された業務完了報告書を受領している。

事前の清掃予定メールと、消防署職員による清掃当日の立会によって実施結果の確認はできているとのことであるが、照合箇所の設定や照合証跡を付す等、確認漏れが生じないような工夫をし、仕様書に記載されているとおりの業務完了確認を遂行すべきである。

【完了日の記載が漏れていた業務完了報告書】

2024年10月1日

業 務 完 了 報 告 書

(あて先) 東大阪市長 野田 義和 様

業者名 NPO 法人東大阪障害者共同受注連絡会

[Redacted]

下記業務は、2024年9月30日完了したので報告します。

記

1 東消防署他1ヶ所清掃管理業務(2024年9月分)

2 業務内容

日常清掃 2024年9月1日から2024年9月30日まで実施

定期清掃

		実施	実施日
東消防署	窓		
	床		
西消防署	窓		
	床		

【完了日記載済みの業務完了報告書】

2024年10月1日

業務完了報告書

東大阪市長 様

業者名 NPO 法人東大阪障害者共同受注連絡会



下記業務は、2024年9月30日に完了したことをご報告申し上げます。

記

1 東消防署他1ヶ所清掃管理業務（2024年9月分）

2 業務内容

日常清掃 2024年9月1日から2024年9月30日まで実施

定期清掃

		実施	実施日
東消防署	窓	なし	
	床	あり	9月20日
西消防署	窓	なし	
	床	あり	9月28日

② 従事人数の把握について(意見 18)

本件の業務委託が「東大阪市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の施行について(通知)」に則した随意契約として実現していること、そのこと自体が評価されるべき効果である、というのは理解できるところである。

ただ、もう一步踏み込んで、どれだけの人が就労機会に従事できたかを具体的に把握しておくことは、定量的な効果測定として有効であるから、業務実施日ごとの従事人数を把握して推移を追うなどして効果を見ることが望まれる。業務完了報告に従事人数も加えるよう仕様変更することも考えられる。

(NPO 法人東大阪障害者共同受注連絡会の HP より抜粋)



消防署清掃

私たちは、消防署の清掃を請け負っています。

開始当初は、幾つかの障がい福祉サービス事業所が曜日を分担して清掃を実施していました。

その後、2016年度(平成28年度)からは、雇用契約による清掃員と障がい福祉サービス事業所が力を合わせて清掃を実施するようになりました。清掃員の雇用は障がい者雇用を促進する目的もあり、これまでに数名の障がい者の方を雇用しております。

また、障がい福祉サービス事業所に所属して清掃に携わっていた方と当会が雇用契約を結ぶこともあります。

更には、消防署清掃の経験を活かして障がい福祉サービス事業所から自ら希望する企業に就職を果たした方もおられます。

消防署清掃を通じて地域に貢献させて頂くとともに、障害者の賃金向上及び障害者の活躍の場を増やすといった当会の目的に資する活動として、今後も継続していきたいと思っています。

3. 総務部に係る監査の結果及び意見

① 『東大阪市消防職員の提案に関する規程』の改訂について(意見 19)

『東大阪市消防職員の提案に関する規程』では、「職員は、消防業務に関する改善、考案、発明等について、その軽重を問わず提案をすることができる。(第2条)」と定められており、採択された提案については表彰を行うものとされている。ただし、その提案には以下のいずれかの事項を含まなければならないとされている。

- | |
|--|
| (1) 消防機械器具の発明、改良で合理的又は能率的であると認められるもの
(2) 災害の軽減の推進に資すると認められるもの
(3) 事務能率の向上に資すると認められるもの
(4) 諸経費の節減ができると認められるもの
(5) 前各号に掲げるほか、消防業務の遂行に有益であると認められるもの |
|--|

『東大阪市消防職員の提案に関する規程』第3条抜粋

東大阪市消防局における本規程による提案の状況としては、制定された平成21年1月から監査時点(令和7年8月)までの期間で以下の2件のみにとどまっている。

- | |
|--|
| 1. 狭所巻きホース用ホース巻き器の作成について(平成23年11月提案)
2. 「救急適正利用」を促進させるための標語について(令和2年3月提案) |
|--|

東大阪市消防局作成資料より

その理由としては、本規程に対する職員の認知度が低いことや、規程の要求事項の難易度が高いこと、普段の業務での改善に留まり提案にまでは至らないことが考えられるとのことであり、本規程が形骸化に近い状態となっている。提案へのハードルを大きく下げた場合は、事務等の負担が増加する恐れがあるため加減は必要であるが、業務改善へのアイデア創出の促進や職員のモチベーション向上に資するために、本規程の周知徹底や改訂をすることが望ましい。

② 職員の勤務規律等の監察について(結果 13)

総務部(人事課)の事務分掌の1つとして、「職員の勤務規律等の監察に関すること」が定められている。また、当該事務分掌に関する規程として『東大阪市消防監察規程』(以下、監察規程とする)があり、そこでは下記のように定められている。

(監察の種類)

第4条 監察の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合監察
- (2) 随時監察
- (3) 現場監察
- (4) 特命監察

(総合監察)

第5条 総合監察は、毎年1回局長が臨席して、局各課及び消防署(以下「署」という。)につき、おおむね次に掲げる事項について実地監査及び書類監査の方法により監察する。ただし、状況により、その一部の監察にとどめることができる。

- (1) 消防関係諸法規の運用の状況に関する事項
 - (2) 職員の規律、勤務、配置、装備、監督、教養及び訓練に関する事項
 - (3) 訓示及び命令の徹底状況に関する事項
 - (4) 消防事務執行の適否に関する事項
 - (5) 経理事務執行の適否に関する事項
 - (6) 財産の維持管理に関する事項
 - (7) 消防諸計画に関する事項
 - (8) 庁舎その他消防施設の整備に関する事項
 - (9) 局各課と署（所）間の連絡協調状況に関する事項
 - (10) 職員の融和、協力に関する事項
 - (11) 下意上達状況に関する事項
 - (12) 職員の公衆接遇に関する事項
 - (13) その他監察上必要と認める事項
- 2 前項による監察は、総務部人事課において計画をたて、実施については、次に掲げる事項を7日前までに監察員及び所属長（局にあっては課長、署にあっては署長をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。
- (1) 監察日時
 - (2) 監察事項
 - (3) その他必要な事項
- 3 監察員は、総合監察を行なったときは、総合監察報告書（様式第1）を作成し、その結果をすみやかに局長に報告しなければならない。ただし、重要又は緊急を要すると認められる事項については、あらかじめ口頭をもって報告しなければならない。
- （随時監察）
- 第7条 随時監察は、局長が必要と認めるとき又は監察員が随時に、第5条第1項各号に掲げるもののうち必要と認める事項について、書類監査又は実地監査の方法により監察する。
- 2 前項による監察は、監察員においてそのつど計画をたて実施するものとする。この場合において監察員は、実施場所、日時等について、あらかじめ総務部人事課長に協議しなければならない。
 - 3 第1項による監察は、あらかじめ所属長に連絡のうえ実施しなければならない。ただし、監察上特に必要がある場合は、この限りでない。
 - 4 監察員は、随時監察を行なったときは、随時監察結果報告書（様式第2）を作成し、その結果をすみやかに消防局長に報告しなければならない。（特命監察）
 - 5 監察員は、監察の結果について、必要があると認めるときは、前項の報告に意見を付けることができる。
 - 6 消防局長は、前項の報告に基づき、必要と認めるときは、文書又は口頭により関係所属長に必要な指示を行うものとする。
- 第9条 特命監察は、特命事項、投書、風評等に基づき、面接その他の方法により監察する。
- 2 監察員は、前項によるもののほか、職員に規律違反の疑いがあることを認知したときは、直ちに調査を行なわなければならない。
 - 3 監察員は、前項の場合、所属長において調査することが適当と認められる事案については、消防局長の承認を得て当該関係所属長に調査を依頼し、その結果について回答を求めることができる。

- | |
|--|
| <p>4 特命監察の報告は、第7条第4項の規定を準用する。ただし、軽易又は事実の存在しないものについては、この限りでない。</p> <p>5 監察員は、監察の結果について、必要があると認めるときは、前項の報告に意見を付けることができる。</p> |
|--|

監察規程第4条1号の総合監察については、同第5条第1項のとおり毎年1回の実施が必要となる。同条2号ないし4号に掲げる監察についても、実施すべき状況があれば実施が必要である。しかし、総合監察をはじめ監察そのものが実施された記録はなく、職員へのヒアリングでも実施した記憶はないとの回答を得た。

この点、監察は「東大阪市消防職員の服務、規律並びに消防行政諸般の状況を監察し、もって消防事務の改善、刷新を図り、厳正な消防規律の保持と執行務の適正を期すること」を目的として実施されるものである。令和5年度に発生した消防局内での現金紛失事案、近年のパワハラ等のコンプライアンス違反事例を考慮すると、監察が実施されてこなかったことは重大であり、そうした事案事例に対応して特命監察や随時観察も実施されるべきであったと考えられる。これまでの組織風土を変えていくためには、東大阪市消防局が組織として自律性を高めるためにも、自ら実施する内部監査に類するものとして、監察の実施が必要不可欠である。

まずは監察規程に従って適切に監察を実施すべきである。人事所管であることや「監察」という語感が人事権をうかがわせて心理的な抵抗感が否めないならば、総務所管として内部監査の実質を強化するような運用に努めることも一案である。そして、その監察（内部監査）実施と結果について、客観的目線で監査委員事務局による監査が行われることも効果的なものと思料する。

③ 厚生会への入会について(意見 20)

東大阪市消防局には厚生会が組織されている。入会者は毎月500円の厚生会費を納入することとなっており、その厚生会費は慶弔費や親睦会費等に充てられる。職員は当該厚生会に任意で入会することができるが、入会にあたっては申込書等の書面はなく、口頭で入会の意思表示を行うこととなっている。また、会費の徴収は給与天引きとなっており、その申請にあたっては「給与控除依頼書」への氏名等の記入が必要となるが、当該記入は入会者本人ではなく総務部の会計担当職員が行っている。したがって、入会者による入会の意思表示について、なんら記録が残っていない状況となっている。

現状は、全職員が同意のうえ入会しているとのことで特段の問題は生じていないが、入会や会費徴収に関するトラブルを防止する観点から、例えば、入会申込書の作成及び自署、「給与控除依頼書」への自署等を求め、これらを入会者の意思表示が分かる記録として残しておく等の対応を実施することが望ましい。

(様式4)

給与控除依頼書

(あて先)東大阪市長

東大阪市職員親睦会費にかかる給与控除実施要領第4条第2項の規定に基づき、次の親睦会員の給与控除について依頼いたします。また、記載会員の給与控除について同意を得ています。

職員親睦会コード 4A001

職員親睦団体名 東大阪市消防職員厚生会

会計担当者

連絡先(内線・電話)

給与控除開始・変更月 令和6年4月

氏名	職員コード	業者コード	金額	備考
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規
			500	新規

※ 新規に給与控除を依頼する者は、備考に「新規」と記載すること。

※ 金額を変更する場合は、備考に変更前の金額を記載すること。

※ 給与控除を廃止するものは、金額を「0」にして、備考に「廃止」と記載すること。

(出典：東大阪市消防局提供資料)

④ 職員採用応募者に対するアンケートの分析結果の文書化について(意見 21)

東大阪市では、現在、SNS やパンフレット、Youtube、各種学校園等への採用説明会、消防局主催のオンライン説明会や個別説明会等を通じて消防職員採用に関する広報活動を行っている。具体的には Youtube 及びインスタグラムの動画タイトル及び再生回数、パンフレットの発行部数は表 1 のとおりとなっている。また、令和 6 年度の予算実績は表 2 のとおりとなっている。

このように様々な媒体を使用して採用活動を行っているとともに、表 3 のとおり、応募者がどのような媒体をみて採用試験を知ったかや志望理由等申込者に対する統計を作成し、次年度の採用活動に活かしている。しかし、実際にどのように当該統計資料を活かし、採用活動を行っているかが文書化されていない。採用活動には突発的な事象や、毎年統計結果に大きな差異はないため、実務上詳細に文書化することは難しい点もあるが、簡潔にでも分析内容をどのように活かしたか(例年とおりの統計結果の場合はその旨を記載する等)を文書化して残すことにより、採用活動の担当者が異動となり新たな担当者となった場合でもこれまでの統計データの分析資料を確認することで、スムーズに業務に取り組むことができるようになると考えられる。したがって、統計結果について簡潔にでも採用活動にどのように活かしたか文書化をすることが望ましい。

(表 1)

◎採用募集パンフレット	
種類	発行部数
A 2 ポスター	300枚
A 4 リーフレット	1500枚
◎Youtube【再生回数は、令和 7 年 1 2 月 9 日時点】	
動画タイトル	再生回数
次の受験生へ、新人消防士からのメッセージ	968回
採用ひとことメッセージ～vol 3～	1164回
令和 7 年 4 月採用予定(上級消防)募集開始動画	400回
令和 7 年 4 月採用予定(初級消防)募集開始動画	400回
新人消防士 お悩み相談会	1738回
◎Instagram【再生回数は、令和 7 年 1 2 月 9 日時点】	
動画タイトル	再生回数
次の受験生へ、新人消防士からのメッセージ	3429回
令和 7 年 4 月採用予定(上級消防)募集スタート!	3000回
令和 7 年 4 月採用予定(初級消防)申込み受付中!	3000回
令和 7 年 4 月採用予定(初級消防)募集スタート!	3000回
採用決定セレモニーを実施!	3268回

(表 2)

◎採用予算実績	
種類	金額
採用試験委員会に係る学識経験者報償費：計5回	85千円
上級消防：第1次試験テストセンター業務委託費	677千円
初級消防：第1次試験テストセンター業務委託費	730千円
採用募集パンフレット：A2ポスター	14千円
採用募集パンフレット：A4リーフレット	11千円

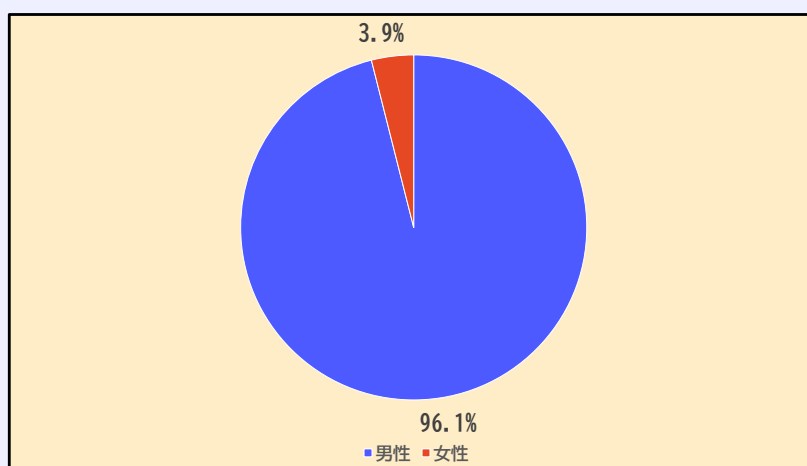
(表 3)

申込者に関する統計

申込者：178名
採用予定人数：4名

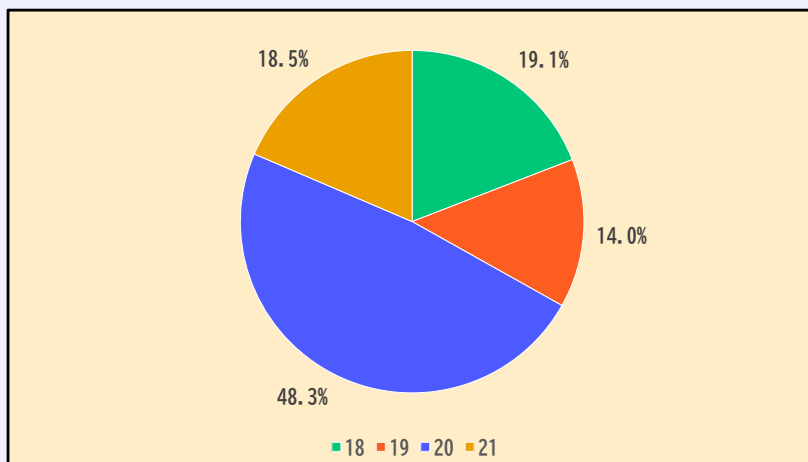
R7.4採用 初級消防

男女比



男性：171名
女性：7名

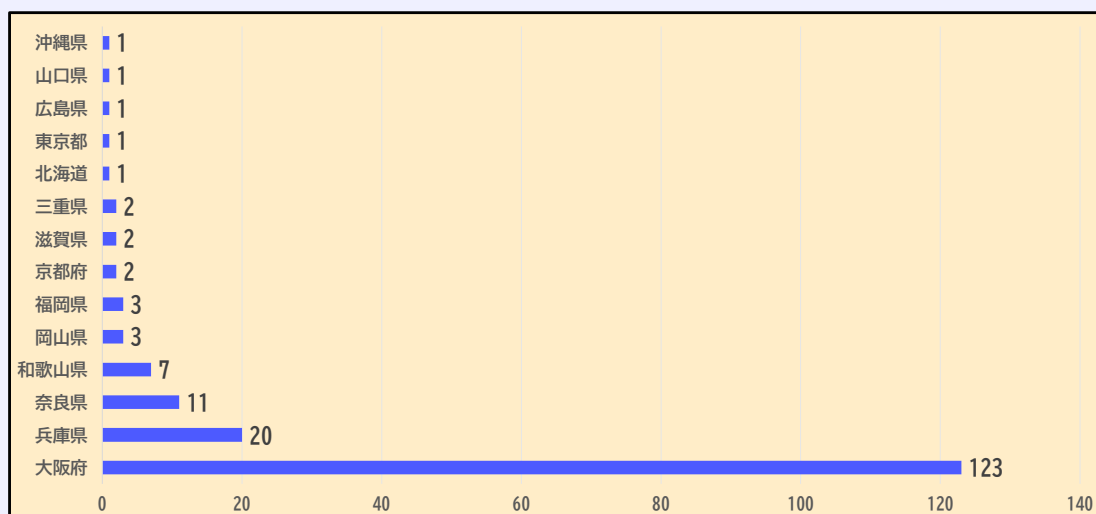
年齢比



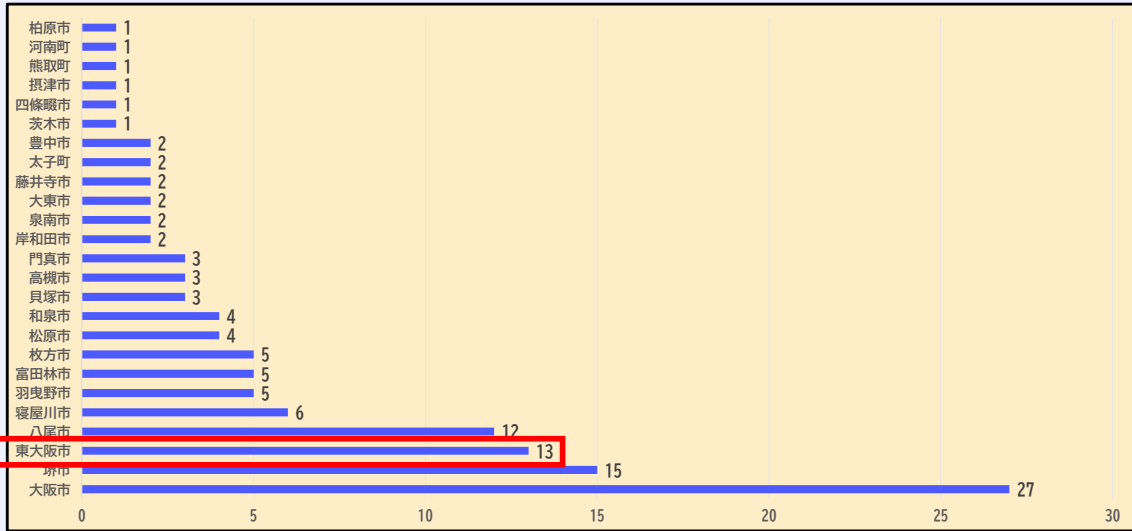
R7.4.1時点年齢

18歳：34名
19歳：25名
20歳：86名
21歳：33名

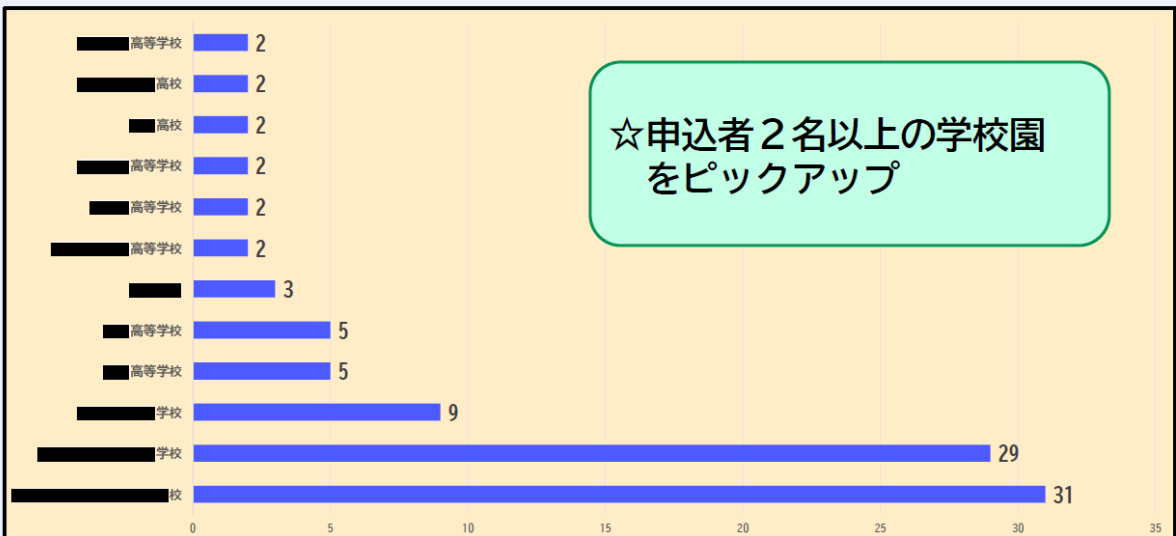
都道府県別



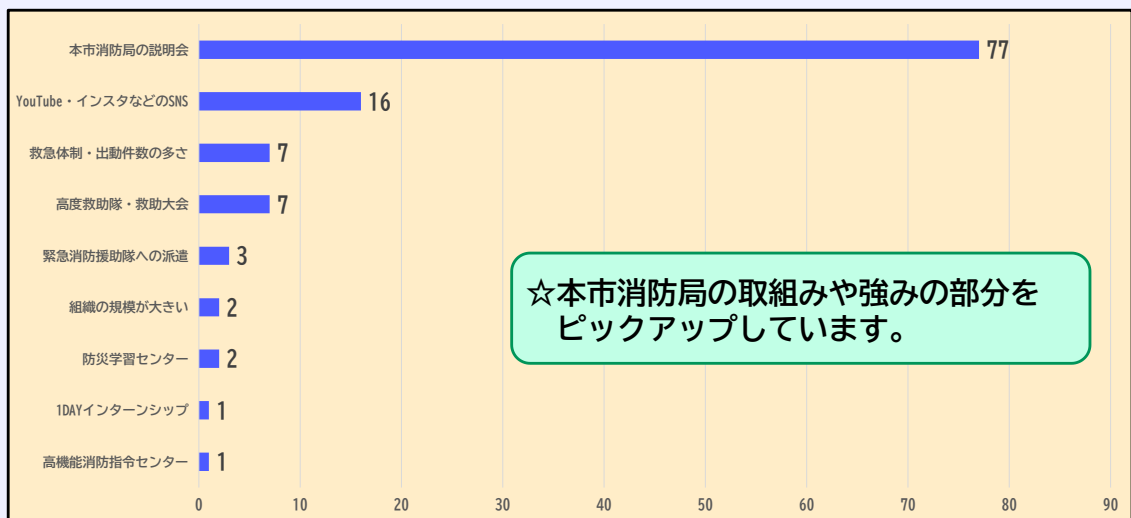
府内別



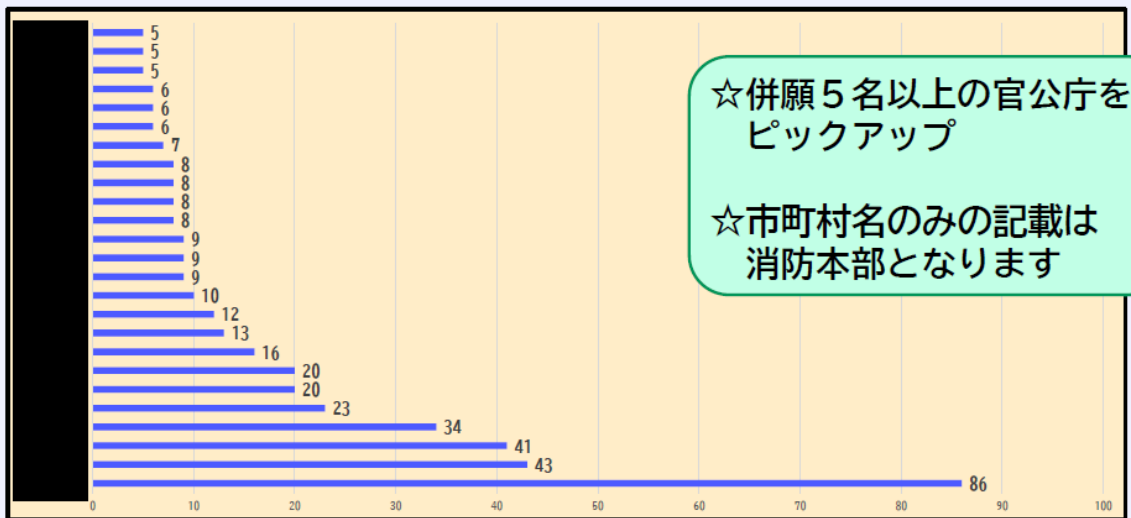
学校別



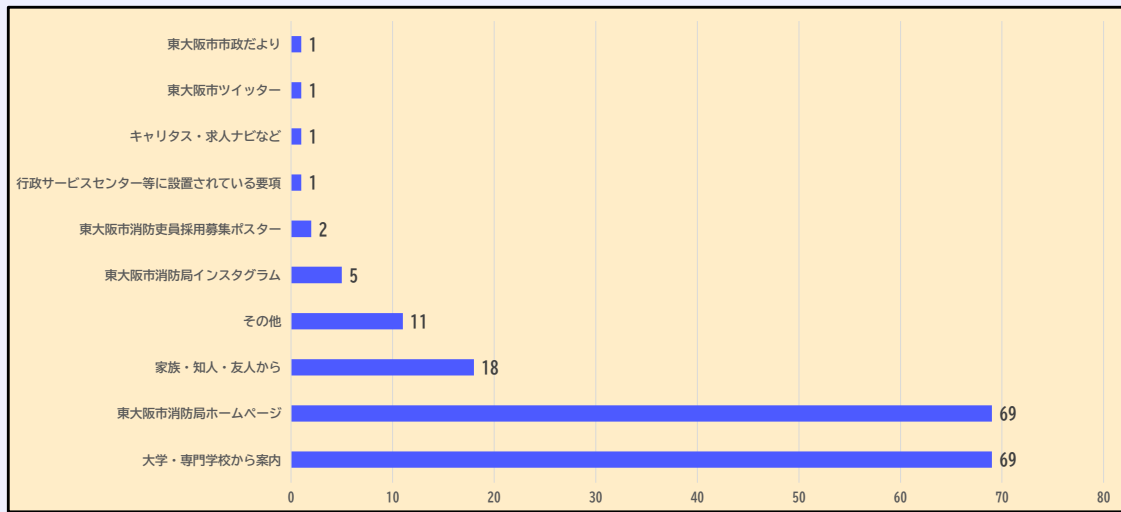
志望理由



併願状況



採用試験をどこで知った？



⑤ 各消防署管轄の分署及び出張所の統廃合について(意見 22)

東大阪市では中消防署、東消防署、西消防署の各署に紐づく形で分署や出張所が設置されている状況であり、消防署を含めて全部で15署所が存在している。署所は消防力の整備指針（平成12年消防庁告示1）第4条の規定に基づき、市街地の区域内の人口及び地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性を考慮して設置されることとなっており、東大阪市の人口が50万人弱（2014年6月以降）であるため、およそ30万人+20万人であるから9+6=15カ所と、具体的な地域の分割まではせずに市域全体としての配置数が決定されている。

今後も人口減少が進んでいくと考えられる昨今の状況において、署所の配置に関する検討が、庁舎整理及び施設の修繕・改修のタイミングでのみ実施されており、定期的な見直しは行われていない状態である。実際、平成30年以降、東大阪市では署所の適正配置に関する調査は行われていない。今後の人口減少により指針上必要性が低下する署所が生じる可能性があり、また地域的なアンバランスが地域特性により説明可能な許容範囲に収まっている状況であるのかなどを、早期に把握し計画的に統廃合を検討できるよう、定期的な配置調査を実施すべきである。

これにより維持管理費の削減、署所管理の効率化を実現できると考えられる。

(消防力の整備指針)

(署所の数)

第四条 市街地には、署所を設置するものとし、その数は、別表第一（積雪寒冷の度の甚だしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）にあっては、別表第二。以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第一に定める署所の数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が三十万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当

該地域の人口についてそれぞれ別表第一に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。

- 3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

(別表第一 (第四条第一項関係))

市街地の区域内の人口 (万人)	署所の数
1	1
2	1
3	1
4	2
5	2
6	2
7	3
8	3
9	3
10	3
11	4
12	4
13	4
14	4
15	5
16	5
17	5
18	5
19	6
20	6
21	6
22	6
23	7
24	7
25	7
26	8
27	8
28	8
29	8
30	9

備考

市街地の区域内の人口については、当該人口の一万未満の端数を四捨五入して得る数による。

4. 警防部に係る監査の結果及び意見

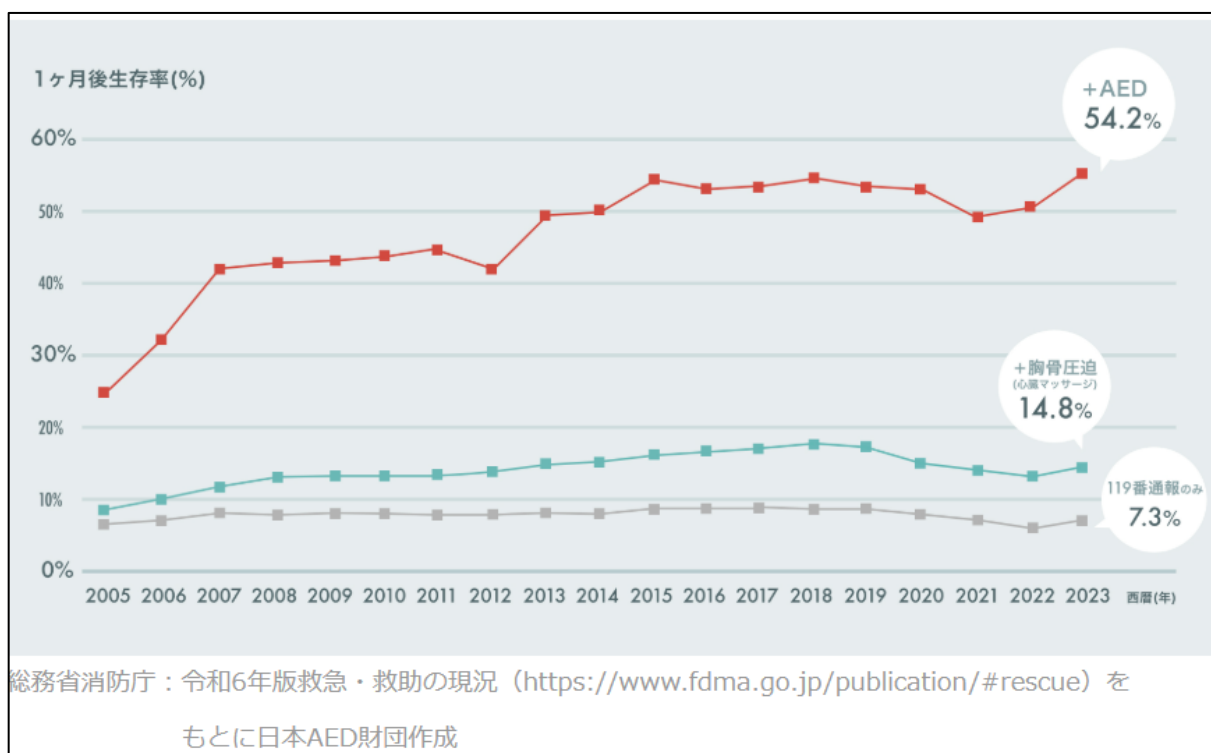
① AED設置の普及啓発について(意見 23)

現状、市では119番通報時のAED搬送支援（通報者等にAED設置場所のアナウンス）を行っていないため、私的施設のAED設置状況については、市民からの情報提供が可能な全国版AEDマップに設置情報を提供してもらうように各種救命講習の際に全国版AEDマップを広報し、AEDの設置状況の提供を呼びかけている。

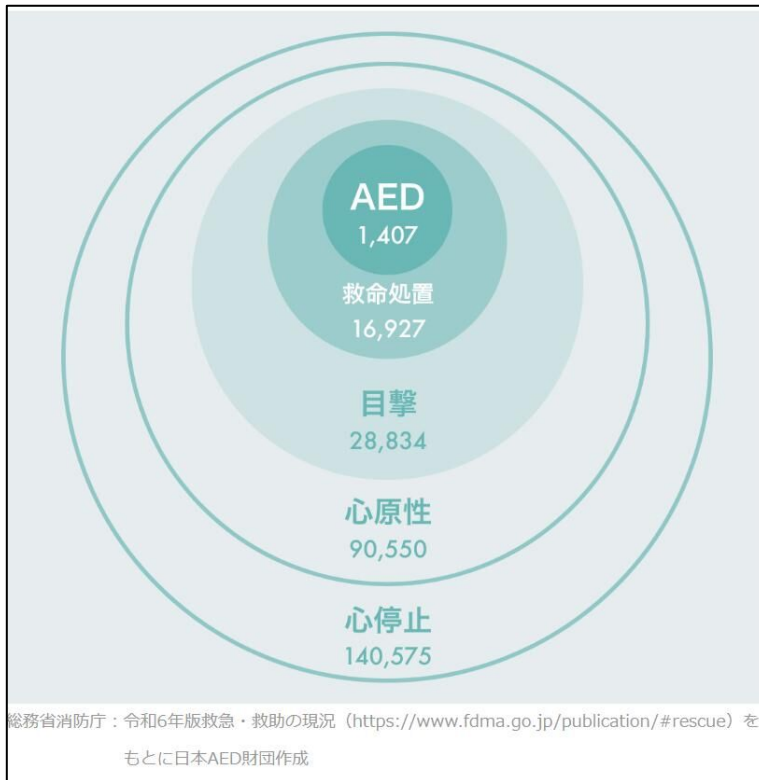
市が把握しているAED設置数は、市が関係する204施設で216機（令和7年5月1日現在）、私的施設については市内128機（令和7年2月1日現在で全国版AEDマップに掲載されている設置数）となっている。

しかし、AED設置は、あくまでも事業所の任意であり、購入もしくは、レンタルのいずれにしても費用がかかることに加え、市として費用助成などを行っていないことから、積極的に普及啓発は行っていない。

突然の心停止の際の救命率は119番通報のみによった場合の7.3%に比べAEDによる電気ショックが行われた場合は54.2%と大きな差異がある一方、心停止の際のAED利用率は5%と低水準であることから、AEDの普及啓発を行うことは重要と考えられる。



(出典：日本AED財団ホームページより)



(出典：日本AED財団ホームページより)

市では、AEDの設置率の向上を重要視しており、例えば、24時間使用可能なAEDを市内にどのように配置するのが望ましいか、またその運用方法等を含めて次年度に調査・検討するよう計画しているとのことであるが、AED設置のメリット(AED利用により救命率が大幅に改善される等)を啓発することにより、AEDの普及啓発を実施することが望ましい。

例えば、横浜市では救急条例6条において、一定の基準を満たす対象物については、AEDの設置を義務付けている、という自治体もあるので参考にされたい。

(横浜市救急条例一部抜粋)

横浜市

区役所
Language
コールセンター
チャットボット
🔍
Google 検索
検索

第3条 (市民守りの責務)

1. 応急手当に関する知識及び技術の習得必要に応じた傷病者に対する応急手当の実施
2. 救急業務の緊急性及び公共性についての理解及び救急隊の適正利用
3. 救急隊等による搬送を要請する場合の正確な通報

第6条 (救急資器材の整備等)

1. 横浜市火災予防条例第68条の2第1号及び第2号の規定により防災センターの設置が義務付けられている防火対象物
 - 劇場、公会堂、飲食店、百貨店、ホテル、病院等の不特定多数の者が出入りする防火対象物で、階数が11階以上、かつ、延べ面積10,000平方メートル以上など大規模な防火対象物
2. その他消防局長が指定する防火対象物
 - 一定規模以上の駅舎等 (別途告示で規定)

上記対象物において

- ・自動体外式除細動器 (AED) その他応急手当に必要な資器材 (担架、毛布等) 整備の義務化
- ・当該防火対象物内で傷病者が発生した場合に、応急手当等を行うことができる体制を整備

② 記録媒体の廃棄の対応について(意見 24)(情報政策課)

東大阪市消防局ファストシステム管理運用要綱第7条第2項第4号において、「外部記録媒体を破棄するときは、すべての情報を消去したうえで、物理破壊により処分しなければならない」と定めており、「パソコン等廃棄マニュアル」などの市からのマニュアルや通知に従って記録媒体の破壊を実施している。

この点、市の「パソコン等廃棄マニュアル」では、外部業者が記録媒体の破壊を実施する場合には、職員が当該作業の完了まで立ち会いすることを推奨しているが、委託業者からの破壊後の証拠写真の受領までは求めている。

一方、例えば、総務省の機器の破棄・データ消去に関するガイドライン(下図)においては、委託業者が記録媒体を破壊する場合に、機密性の高い情報を有する記録媒体に対する確実な履行を担保する方法として、破壊の完了証明書や破壊の証拠写真を受領することが推奨されている。

外部業者に委託する場合には、確実な履行を担保するため、破壊後の証拠写真や完了報告書を受領することは重要である。

したがって、物理破壊を要するような記録媒体の破棄を外部業者に依頼する場合において、その破壊作業に職員が立ち会わないのであれば、代えて破壊した記録媒体の写真を受領するようにマニュアルを改定することが望ましい。

ガイドライン (図表) ① - 機密性の高い情報 -		
<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドラインでは、マイナンバー利用事務系における住民情報、自治体機密性2以上の情報に該当する情報、自治体機密性1に該当する情報の3つに分類（前者2つが機密性の高い情報）。 ■ マイナンバー利用事務系における住民情報については物理的破壊のみ規定しているが、自治体機密性2以上の情報については物理的破壊以外についても規定している。 		
第3編 4.1. サーバ等の管理 (7) 機器の廃棄等 図表41 情報の機密性に応じた機器の廃棄等の方法		
分類	機器の廃棄等の方法	確実な履行を担保する方法
<p>(1) マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体</p> <p>※マイナンバー利用事務系：社会保障、地方税、防災、戸籍事務等に関する情報システム及びデータ</p>	<p>当該媒体を分解・粉碎・溶解・焼却・纏断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とすることが適当である。</p> <p>なお、対象となる機器について、リース契約により調達する場合においても、リース契約終了後、当該機器の記憶媒体については、物理的に破壊を行う。この場合、予め仕様で明記のうえ、機器の廃棄方法を契約において明記することが望ましい。</p>	<p>職員が左記措置の完了まで立ち会いによる確認を行うほか、庁舎内において後述(3)で記述する情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、委託事業者等に引き渡しを行い、委託事業者等が物理的な破壊を実施し、当該破壊の完了証明書により確認する。当該完了証明書については、破壊の証拠写真が添付されるとともに、その提出期限が定められていることが望ましい。なお、職員による左記措置の完了までの立ち会いについては、委託先事業者の作業状況が確認出来る場合、カメラによるリアルタイムでの監視やカメラ映像の記録の確認などで代替できる。</p>
<p>(2) 自治体機密性2以上に該当する情報を保存する記憶媒体（上記(1)に該当するものを除く。）</p>	<p>一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、①物理的な方法による破壊、②磁気的な方法による破壊、③OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、④ブロック消去、⑤暗号化消去のうちいずれかの方法を選択することが適当である。</p>	<p>庁舎内において後述(3)で記述する情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、委託事業者等に引き渡しを行い、抹消措置の完了証明書により確認する方法など適切な方法により確認を行う。</p>
※上記(1)は、オンプレミスの場合を想定したもの（ハウジングやプライベートクラウドを含む）		
<p>「いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベル」まで求めるか、政府統一基準群や技術動向を踏まえ要検討。</p>		

(令和7年6月23日 「総務省 機器の廃棄・データ消去について」から一部抜粋)

(3) パソコン等廃棄サービスの利用

業者による有償サービスで、業者がパソコンやサーバ機器を引き取り、物理的な破壊等によりデータが復元不可能となるよう作業します。この場合は、業者との間で守秘義務契約を締結し、業務仕様書等により作業終了後のデータ消去証明書発行を求める必要があります。なお、令和元年12月6日付総務省通知では、住民情報が保存された機器等においては、職員が当該作業の完了まで立ち会いを行うよう示されています。

●令和元年12月6日付総務省通知抜粋

住民情報等の重要情報が大量に保存された機器内部の記憶装置に係る抹消措置については、物理的な破壊又は磁気的な破壊の方法により行うとともに、地方公共団体の職員が当該措置の完了まで立ち会いを行うなど確実な履行を担保すること

※これまで有効とされていた「ソフトウェアによるデータ消去」は、上記総務省通知以降はデータ消去方法として推奨されなくなったため、本市においても可能な限り上記の方法でデータ消去を実施してください。

3. パソコン等の廃棄管理について

パソコン等の情報資産を廃棄するに当たっては、所属において適正に行う必要があります。具体的には、廃棄対象機器や廃棄の処理内容などを記録し、必ず所属長等の許可を得なければなりません。東大阪市情報セキュリティポリシーでは、以下のよう規定しており、パソコン等を含む全ての情報資産の廃棄時にこうした管理の実施を求めていますので、パソコン等の廃棄の際には、必ず、所属長等の許可を得るとともに、機器廃棄台帳への記載等適正な管理をしてください。

●東大阪市情報セキュリティポリシー抜粋

3. 情報資産の分類と管理方法

(2) 情報資産の管理

(コ) 情報資産の廃棄

- ② 情報資産の廃棄を行う者は、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。
- ③ 情報資産の廃棄を行う者は、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

③ 消防署員の訓練計画の作成について(意見 25)

現在、警防訓練実施要領第7条において「警防部長等は、前条の別表に掲げる訓練を実施する場合は、必要に応じて警防訓練の計画を作成しなければならない」と定められており、消防局および各消防署は訓練計画を作成している。なお、第7条では「必要に応じて」訓練計画を作成となっているが、現状第7条に該当する訓練については全て訓練計画を作成している。一方、第8条に基づく、消防局や消防署ではなく消防隊等（消防隊、救急隊、救助隊、特殊隊および指揮隊を示す。）による訓練では訓練計画の作成義務はなく、1項で「消防隊員等の隊長は、月中各訓練実施結果報告書(様式第1)を作成し、署長に報告するものとする。」、2項で「署長は月中訓練実施結果報告書(様式2)を作成し、警防部長に報告するものとする。」と定められている。この点、7条に基づく訓練と異なり8条に基づく訓練においては訓練計画の作成が求められていない。

訓練は実際に訓練目的をもって実施することに最も大きな意味があるが、計画を作成することも重要である。なぜなら、計画と実績の差異を分析することで、訓練の進捗状況を把握し、次年度の訓練に活かすことでことができるからである。したがって、7条と同様、8条に基づく訓練においても、年間又は月次の訓練計画書を作成することが望ましい。

(警防訓練実施要領)

警防訓練実施要領	
令和3年2月1日 東大阪市消防局例規通達第3号	
改正 令和4年 3月31日消防局例規通達第30号	
警防訓練実施要領（平成13年東大阪市消防局例規通達第4号）の全部を改正する。	
（趣旨）	
第1条	この例規通達は、警防業務実施要綱（平成28年東大阪市消防局例規通達第2号）第11条の規定に基づき、警防訓練の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
（警防訓練の指針）	
第2条	警防訓練の指針は、次に掲げるとおりとする。
(1)	基礎体力の向上
(2)	火災防ぎょ技術の向上
(3)	救助技術の向上
(4)	指揮技術の向上
(5)	救急技術の向上
(6)	総合的警防活動能力の向上
（警防訓練の原則）	
第3条	警防訓練は、前条の指針に基づき計画的に実施するものとする。
（警防部長等の責務）	
第4条	警防部長並びに消防署長（以下「警防部長等」という。）は、消防職員（以下「職員」という。）に対し警防活動に必要な体力、知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。
（職員の責務）	
第5条	職員は、警防活動に必要な体力、知識及び技術の習得に努め、災害に的確に対応できる判断力並びに行動力の向上に努めなければならない。
（警防訓練の種別）	
第6条	警防訓練の種別は、別表のとおりとする。

(警防訓練計画)

第7条 警防部長等は、前条の別表に掲げる訓練を実施する場合は、必要に応じて警防訓練の計画（以下この条において「警防訓練計画」という。）を作成しなければならない。

この場合において、警防訓練計画には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 訓練目的
- (2) 訓練日時
- (3) 訓練場所
- (4) 訓練対象者
- (5) 訓練内容
- (6) 訓練任務分担
- (7) 訓練時の安全管理体制
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 消防署長（以下「署長」という。）は、前項の警防訓練計画を作成した場合は、警防部長へ報告するものとする。

3 署長は、前項の警防訓練計画に基づき訓練を実施した場合は、その結果を警防部長へ報告するものとする。

(月中訓練実施結果)

第8条 消防隊等（消防隊、救急隊、救助隊、特殊隊及び指揮隊をいう。）の隊長は、月中各隊訓練実施結果報告書（様式第1）を作成し、署長に報告するものとする。

2 署長は、月中訓練実施結果報告書（様式第2）を作成し、警防部長に報告するものとする。

(警防訓練時の遵守事項)

第9条 警防部長等は、警防訓練を実施する場合は、安全管理要綱（令和3年東大阪市消防局例規通達第2号）に定める事項を職員に遵守させなければならない。

附 則

この例規通達は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日東大阪市消防局例規通達第30号）

この例規通達は、令和4年4月1日から施行する。

体力練成訓練	柔軟体操、ランニング、サーキットトレーニング、ウェイトトレーニング等の体力を練成するための訓練
放水訓練	ポンプ車等を活用して行う放水技術の基本訓練及びこれを基礎とした応用訓練
走行訓練	各種消防車両において、運転技術の向上を図るために実施する訓練
器具取扱訓練	各種消防機械器具の基本操作、使用方法等の取扱訓練
ロープ基本・応用訓練	結索、登はん、確保、ロープブリッジ等の基本訓練及びこれを基礎としたロープによる進入、救出等の応用訓練
検索・救助訓練	検索・救助技術の向上のため、単隊又は他隊と行う連携訓練
指揮訓練	指揮及び指揮支援活動に伴う指揮訓練
救急訓練	医療資機材等を活用して行う救急活動の基本訓練及びこれを基礎とした応用訓練
想定訓練	各種基本、応用訓練を基礎として実際の活動を想定した訓練
総合訓練	消防対象物を使用する等、実災害を想定して行う他機関との連携を含めた訓練
図上訓練	図上で実施する火災防ぎょ、救助活動、震災対応、危険予知訓練等
特別訓練	消防救助技術指導会、警防技術指導会、全国火災予防運動、消防出初式、文化財防火デー等に係る訓練
その他の訓練	その他各署所の必要に応じて行う訓練

様式第1（第8条第1項関係）

年 月 日

様

所属
階級

署所別
氏名

年 月中各隊訓練実施結果報告書

訓練種別	訓練実施回数	実施人員	所属		隊名		訓練効果・反省・備考
			署所別	階級	署所別	隊名	
体力練成訓練							
放水訓練							
走行訓練							
器具取扱訓練							
ロープ基本・応用訓練							
検索・救助訓練							
指揮訓練							
救急訓練							
想定訓練							
総合訓練							
図上訓練							
特別訓練							
その他の訓練							
合計							

様式第2（第8条第2項関係）

年 月 日

様

所屬長名

年 月中訓練実施結果報告書

所屬

所屬・署所別 訓練種別															合 計	
	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員	実施 回数	実施 人員
体 力 練 成 訓 練																
放 水 訓 練																
走 行 訓 練																
器 具 取 扱 訓 練																
ロ ー プ 基 本 ・ 応 用 訓 練																
検 索 ・ 救 助 訓 練																
指 揮 訓 練																
救 急 訓 練																
想 定 訓 練																
総 合 訓 練																
図 上 訓 練																
特 別 訓 練																
そ の 他 の 訓 練																
合 計																

(出典：令和7年度消防局訓練計画)

令和7年度「消防局警防訓練」実施計画

1 目的

災害現場における効果的な指揮活動、消防活動、各隊連携活動、部隊活動能力の向上及び安全管理の徹底を図り、組織的な対応力の向上を目的とする。

2 実施期間及び実施時間

別表1「訓練計画表」のとおり

※ 消防業務等の都合により参加隊を変更する場合は、警備司令長から警防部警防課へ連絡すること。

3 実施場所

消防局訓練施設

4 訓練実施隊

- (1) 指揮隊
- (2) 消防隊
- (3) 特殊隊
- (4) 救助隊

5 訓練内容

訓練種目(1)～(5)を実施するものとし、警防部警防課または担当署（指揮隊）が詳細の訓練内容を企画すること。

なお、別添1「火災現場における消火活動マニュアル」及び別添2「災害現場における指揮活動マニュアル」に基づき、各部署ごとに訓練を企画して実施すること。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 一般建物火災想定訓練（一般住宅） | 担当：中消防署 |
| (2) 一般建物火災想定訓練（3階建以下共同住宅） | 担当：西消防署 |
| (3) 中高層建物火災想定訓練 | 担当：東消防署 |
| (4) 検索救助訓練 | 担当：警防部警防課 |
| (5) N B C災害対応訓練 | 担当：警防部警防課 |

※ 「中高層建物火災想定訓練」は、はしご車と連携した火災防ぎょ訓練とし、はしご車への送水要領、吸排気及び水損防止を考慮した想定放水訓練を実施すること。

6 安全管理体制

(1) 安全管理

安全管理に関する事項については、「安全管理要綱」に定めるほか次のとおりとする。

なお、各消防署が訓練企画する訓練は、同要綱別表第2の担当及び任務で実施すること。

ア 安全主任者及び安全副主任のみならず、全ての訓練参加者は、基本的な危険要因の把握に努めること。

イ 訓練中の安全管理員は、安全管理ベストを着装すること。

ウ 三連梯子を使用した訓練時は、安全マット等を活用した安全措置をとること。

エ 訓練指揮者または安全主任者は、必要に応じて訓練参加隊員等から安全管理員を配置すること。

(2) 安全管理計画書 別表2のとおり

(3) 安全点検表 別表3のとおり

7 その他

(1) 任務分担

ア 総括安全主任者	警防部警防課長
イ 訓練指揮者	司令長（警防部警防課）または警備司令長（担当署）
ウ 安全主任者	警防部警防課総括主幹または警備司令（担当署）
エ 安全副主任	警防課員または消防隊等の隊長

(2) 出動体制

訓練中の出動は、通常の出動体制とする。

(3) 実施結果報告

訓練実施後、担当所属が訓練結果を取りまとめ、警防部長あて報告すること。

なお、訓練結果には別表3「安全点検表」を添付すること。

(4) 訓練の中止

災害及び天候等により訓練を中止する場合は、訓練担当所属が判断して決定し、警防部警防課長及び各署警備司令長へ連絡すること。

(5) 留意事項等

ア 訓練時の服装等については各訓練内容に応じた服装及び装備とする。

イ 訓練時に無線を使用する場合は警防波とし、事前に必ず警防部指令課あてに連絡すること。

ウ 訓練時の整列隊形は、別添3「集合隊形」を参考とすること。

エ 消防局訓練施設周辺の住宅に対し、放水による被水や騒音に留意すること。

訓練計画表

別表1-1

月	時間	番号	訓練種目	担当署(課)	実施隊							
					項目	実施指揮隊	特殊隊	救助隊	東署	中署	西署	
5	14時 ～ 16時30分	①	一般建物火災想定訓練 (一般住宅)	中署	I	西指揮隊			四条消防隊	中消防隊	足代消防隊	上小阪消防隊
					II	東指揮隊			東消防隊	若江消防隊	長堂消防隊	大蓮消防隊
6		②	一般建物火災想定訓練 (3階建以下共同住宅)	西署	III	東指揮隊			布市消防隊	北部消防隊	楠根消防隊	上小阪消防隊
					IV	中指揮隊			額田消防隊	中新開消防隊	西消防隊	長瀬消防隊
7		③	中高層建物火災想定訓練	東署	V	西指揮隊	西特殊隊(梯子)		四条消防隊	北部消防隊(梯子)	大蓮消防隊	足代消防隊
					VI	中指揮隊	中特殊隊(梯子)		布市消防隊	若江消防隊	楠根消防隊	長堂消防隊(梯子)
9		④	検索救助訓練	警防課	i				東消防隊	北部消防隊	足代消防隊	大蓮消防隊
					ii				額田消防隊	中消防隊	楠根消防隊	上小阪消防隊
					iii				布市消防隊	若江消防隊	長堂消防隊	長瀬消防隊
					iv				四条消防隊	中新開消防隊	西消防隊	
11	13時30分 ～ 16時30分	⑤	NBC災害対応訓練	警防課	A	中指揮隊	西特殊隊	全救助隊	東消防隊	中消防隊	西消防隊	

訓練計画表

5月	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	部	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2
	訓練種目：実施隊																					①：I					①：II					
6月	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	部	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	
	訓練種目：実施隊																	②：III						②：IV								
7月	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	部	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
	訓練種目：実施隊																								③：V					③：VI		
9月	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	部	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	
	訓練種目：実施隊		④：i							④：ii					④：iii							④：iv										
11月	日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	部	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	
	訓練種目：実施隊												⑤：A					⑤：A														

番号	実施月	訓練種目	担当署(課)	訓練実施隊	訓練時間
①	5月	一般建物火災(一般住宅)想定訓練	中署	I・II	14時～16時30分
②	6月	一般建物火災(共同住宅)想定訓練	西署	III・IV	14時～16時30分
③	7月	中高層建物火災想定訓練	東署	V・VI	14時～16時30分
④	9月	検索救助訓練	警防課	i・ii・iii・iv	14時～16時30分
⑤	11月	NBC災害対応訓練	警備課	A	13時30分～16時30分

様式第 1 (第 6 条関係)

警防訓練安全管理計画書

総括安全主任者		安全主任者	
		安全副主任	
訓練概要	種 類 内 容 参加人員		
使用施設			
使用資機材			
事前対策	<p>【指示事項】</p> <p>準備運動及び整理体操の実施</p> <p>資器材及び施設の使用前、使用後点検の実施</p> <p>自己の安全は自ら確保する</p> <p>服装及び装備の完全着装</p> <p>安全管理者の適正配置</p> <p>【事故発生時の措置】</p> <p>事故が発生した場合は、訓練の全部又は一部を中止すること。</p> <p>負傷者が発生した場合は、直ちに救護措置を行うこと。</p> <p>事故の概要を消防局長へ即時報告すること。</p> <p>事故発生に係る原因の調査及び究明を行うこと。</p> <p>事故の再発防止策の周知を行うこと。</p>		

様式第 2 (第 8 条関係)

安 全 点 検 表

訓練内容：

訓練実施者：

区分	チェック内容	点検状況
訓練計画時	訓練種目・内容は適当か	
	訓練種目・内容に応じた施設を選択しているか	
	訓練種目・内容に応じた隊又は隊員を選択しているか	
	安全器具の種類及び数量は適当か	
	気象条件、訓練環境等に応じた安全確保対策は講じているか	
	安全主任者及び安全副主任の配置は適当か	
	安全主任者及び安全副主任の服装及び装備は適当か	
	【訓練内容に応じた点検項目を設定記載】	
訓練実施前	訓練施設及び消防器具は安全上支障ないか	
	隊員の服装及び装備は適当か	
	訓練の内容に応じた準備運動を実施したか	
	使用する資機材の点検を実施したか	
	訓練指揮者は、隊員に対する事前教育を実施したか	
	訓練指揮者は、訓練に関する安全管理事項を徹底したか	
	訓練指揮者は、隊員の健康状態を把握したか	
	【訓練内容に応じた点検項目を設定記載】	
訓練実施中	指揮系統及び規律が保持されているか	
	隊員の技術及び能力に応じて進行されているか	
	施設及び消防機械器具の使用状況は適当か	
	施設及び消防器具に故障、損傷はないか	
	隊員の健康状態に異常はないか	
	訓練時間、休息時間は適当か	
	安全主任者及び安全副主任の配置は適当か	
	隊員は指差呼称を実施しているか	
	隊員の服装及び装備に乱れはないか	
	【訓練内容に応じた点検項目を設定記載】	
訓練実施後	施設及び消防機械器具の点検を実施したか	
	隊員の健康状態に異常はないか	
	訓練に関する注意事項が伝達されたか	
	訓練後の検討は実施したか	
	訓練に関する記録を整備したか	
	【訓練内容に応じた点検項目を設定記載】	
	【訓練内容に応じた点検項目を設定記載】	

点検実施者：

④ 防火管理者の未届け状況のメンテナンスについて(意見 26)

消防機関は、火災予防のため消防法第4条の規定に基づき防火対象物への立ち入り検査を実施している。

消防法

第四条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

- ② 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。
- ③ 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。
- ④ 消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

令和6年12月31日現在の防火対象物は、下記のとおり22,335件存在しており、このうち、令和6年度中において、4,456件の立ち入り検査を実施している。

火災予防

(1) 防火対象物状況

(令和6年12月31日現在)

項別	番別	東番	中番	西番	合計
1	イ		1		1
	ロ	67	72	103	242
2	イ			1	1
	ロ	7	8	18	33
	ハ				
	ニ	1	3	5	9
3	イ			1	1
	ロ	64	101	219	384
4		121	264	308	693
5	イ	7	8	37	52
	ロ	885	1,523	2,996	5,404
6	イ	56	64	101	221
	ロ	62	61	90	213
	ハ	118	119	190	427
	ニ	6	7	12	25
7		24	31	60	115
8		2	2	2	6
9	イ	1			1
	ロ	2	7	22	31
10		4	3	11	18
11		88	76	112	276
12	イ	601	1,551	2,273	4,425
	ロ				
13	イ	194	222	410	826
	ロ				
14		321	1,137	1,331	2,789
15		309	547	827	1,683
16	イ	364	489	1,285	2,138
	ロ	300	485	1,497	2,282
16の2					
17		8	6	3	17
18		2		20	22
合 計		3,614	6,787	11,934	22,335

(3) 立入検査実施状況

(令和6年中)

項別	番別	東署	中署	西署	合計
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場		1	1
	ロ	公会堂又は集会場	17	20	47
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等			
	ロ	遊技場又はダンスホール	1	1	5
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗			
	ニ	お茶会ボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ等	1	1	1
3	イ	待合、料理店等			1
	ロ	飲食店	14	28	38
4		百貨店、マーケット、展示場等	30	76	76
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	4	3	14
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	201	357	651
6	イ	病院、診療所又は助産所	15	17	17
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム等	28	27	29
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等	54	43	71
	ニ	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	5	6	2
7		小学校、中学校、高等学校、大学等	22	23	43
8		図書館、博物館、美術館等	1	2	1
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等			
	ロ	イ以外の公衆浴場	3	3	11
10		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場		1	1
11		神社、寺院、教会等	12	5	11
12	イ	工場又は作業場	111	270	372
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
13	イ	自動車庫又は駐車場	40	24	46
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
14		倉庫	70	198	243
15		前各項に該当しない事業場	78	79	134
16	イ	特定用途が存する複合用途防火対象物	101	125	226
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	55	55	171
16の2		地下街	7	5	3
17		重要文化財等の建造物	1		2
18		延長50メートル以上のアーケード			
合 計			871	1,370	2,215
					4,456

(出典：令和6年版 消防年報)

(3) 署別保安3法対象物の立入検査実施状況

(令和6年中)

施設別		署別	小計	東署	中署	西署
		区分	立入検査 実施数	立入検査 実施数	立入検査 実施数	立入検査 実施数
火 薬 類 取 締 法	製 造 所	裏包又は猟用火薬を 販売するもの				
		発射用びょう打ち銃用空砲を 販売するもの				
		競技用紙雷管を販売するもの	1		1	
		その他				
	火 薬 庫	火 薬 庫				
		時火 蔵 場 庫	販売業者			
		所外	土木業者			
		その他				
	小計		1		1	
	高 圧 ガ ス 保 安 法	第 一 種 製 造 者	3	1	2	
第 二 種 製 造 者		18	14	3	1	
高 圧 ガ ス 販 売 業 者		32	7	10	15	
第 一 種 貯 蔵 所		1		1		
第 二 種 貯 蔵 所		2	1	1		
特 定 高 圧 ガ ス 消 費 者		1		1		
容 器 検 査 所						
小計		57	23	18	16	
取 引 の 適 正 化 に 関 する 法 律 及 び	液 化 石 油 ガ ス 販 売 事 業 者	13	3	4	6	
	認 定 液 化 石 油 ガ ス 販 売 事 業 者					
	保 安 機 関	13	3	4	6	
	充 て ん 事 業 者					
	特 定 供 給 設 備					
	許 可 を 受 け て い る 販 売 所 の 貯 蔵 施 設					
	特 定 液 化 石 油 ガ ス 設 備 工 事 事 業 者	9	2	2	5	
小計		35	8	10	17	
合 計		93	31	29	33	

(出典：令和6年版 消防年報)

立入検査については立入検査実施要綱（東大阪市消防局例規通達第9号）に基づき東大阪市における実施要綱を定め、別表第1「立入検査対象区分表」及び第2「立入検査実施区分表」に従って立入検査対象及び実施頻度を決定し、実施している。

（立入検査実施要綱（別表1「立入検査対象区分表」））

別表第1（第4条・第9条・第12条の2・第14条の3・第14条の4関係）			
立入検査対象区分表			
区分	立入検査対象		
検査対象物	特種検査	重大違反	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イで、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置違反の防火対象物
		大型物販店舗	(4)項（主として食料品を販売している店舗を除く。）で収容人員の合計が300人以上の防火対象物 (16)項イのうち一部が(4)項（主として食料品を販売している店舗を除く。）で、(4)項部分の収容人員の合計が300人以上の防火対象物
	I種検査	市施設	本市が所有又は管理する防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のもののうち、次に該当するもの
		特定及び学校	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(7)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物
		その他	特定及び学校以外の防火対象物
		火災予防上特に支障あり	令第36条の2第1項第1号から第9号の2までに規定する消防用設備等が未設置違反又は過半違反の防火対象物 その他署長が火災予防上特に支障があると認める防火対象物
		強化指定	(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及び(16)項ハに掲げる防火対象物 (16)項イのうち一部が(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(16)項ハに掲げる用途部分を含む防火対象物
		大規模特定	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イで、延べ面積が1,000平方メートル以上の防火対象物 (16)項イのうち一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イで、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の防火対象物
		文化財	(17)項に掲げる防火対象物
		木造中廊下式共同住宅	(5)項ロで、建築基準法（昭和25年法律第201号。）第2条第9の2号に規定する耐火建築物又は同条第9の3号に規定する準耐火建築物以外のもので延べ面積が150平方メートル以上あり、かつ、廊下の大部分が建築物内中央部に設けられている防火対象物
		定期点検	法第8条の2の2に規定する点検及び報告が必要な防火対象物
		その他	上記以外の防火対象物
	危険物施設検査	製造所 移動タンク貯蔵所 一般取扱所 給油取扱所 その他	
	個人の住居等	防火診断	ひとり暮らし高齢者住宅
一般住宅			上記以外の住宅

備考 検査対象物のうちI種検査「火災予防上特に支障あり」の該当要件中の過半違反とは、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。

(立入検査実施要綱 (別表2 「立入検査実施区分表」))

別表第2 (第4条関係)						
立入検査実施区分表						
区 分			実施回数	立入検査者		
検査対象物	特種検査	重大違反		随時実施	予防担当	
		大型物販売店 ※2※3		1年に1回以上		
	I種検査 ※1	市施設	特定及び学校		1年に1回以上	警備担当
			その他		2年に1回以上	
		火災予防上特に支障あり		2年に1回以上		
		強化指定 ※3		2年に1回以上		
		大規模特定 ※3		3年に1回以上		
		文化財		1年に1回以上		
		木造中廊下式共同住宅		3年に1回以上		
		定期点検 ※3		3年に1回以上		
		その他		6年に1回以上		
	危険物施設検査 ※1	製造所		1年に1回以上	予防担当	
		移動タンク貯蔵所		1年に1回以上		
		一般取扱所	危政令第19条第1項並びに第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するもの			1年に1回以上
			危政令第19条第2項第3号及び第6号から第9号までに該当するもの			4年に1回以上
給油取扱所		2年に1回以上				
その他		4年に1回以上				
個人の住居等	防火診断	ひとり暮らし高齢者住宅		1年に1回以上	警備担当	
		一般住宅		6年に1回以上		

※1 休業中の対象物については、1年に1回以上実施するものとする。

※2 違反事項のない対象物については、3年に1回以上の実施とする。

※3 法第8条の2の3に規定する認定を受けているものについては、当該認定期間中は検査を実施しないものとする。

立入検査により違反が発見された場合には東大阪市火災予防違反処理規程に基づき、違反処理基準表に照らして違反の事実の確認を行い、違反是正の指導、必要に応じて警告、命令及び告発を行うこととされている。

(東大阪市火災予防違反処理規程)

第2章 違反処理
第1節 通則
(違反処理の区分)
第5条 違反処理は、次に掲げる区分による。
(1) 警告
(2) 命令
(3) 許可の取消し
(4) 認定の取消し
(5) 告発
(6) 過料事件の通知
(7) 代執行
(8) 略式の代執行 (法第3条第2項又は法第5条の3第2項の措置)
(違反処理基準)
第6条 違反処理は、違反処理基準表 (別表。以下「基準表」という。)に基づき、これを行うものとする。ただし、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予できないと認める場合又は特異な違反事案を処理する場合は、基準表に定める措置の手順によらないことができる。
2 基準表に従って違反処理することが行政上適切でない合理的理由が存すると認められる場合は、基準表に定める措置を留保することができる。この場合において、安全担保措置を講じることを指導するものとする。

(違反処理基準表 抜粋)

区分	適用要件	第1次措置	第2次措置	第3次措置
5	ア	防火管理者が定められていないと認める場合 (法第8条第3項)	警告	選任命令 使用停止命令

立入検査結果については、現状は消防 OA システムに登録され管理されている。屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、あるいは自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが未設置のもの、過半にわたって設置されていないもの若しくは機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものを重大違反對象物というが、これら重大違反對象物にあっては消防 OA システムによる管理に加え Excel 資料で別途管理し、重点的に違反是正の促進に取り組んでいる。一方、消防法第8条第2項に規定する防火管理者の未選任については、その他の重大違反對象物以外の違反事項と同様に、消防 OA システムにより管理し、通常の是正指導を実施している状況である。

東大阪市では防火管理者の選任率が全国平均よりも 10%ほど低い状況となっていることを踏まえると、現状の重大違反對象物のみならず、防火管理者の未選任についても、違反是正を促進する取り組みを実施する必要がある。また、別途 Excel

資料で実施しなくても詳細な管理ができるように、現状の OA システムの操作性を改善する余地があるため、システム改修時に機能面の見直しを実施することも検討されたい。

⑤ 違反对象物公表制度の拡充について(意見 27)

東大阪市では違反对象物の公表制度を採用しており、飲食店・百貨店など不特定多数の人や、病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい人が利用する建物で、消防法令により屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置が義務付けられているにもかかわらず未設置の施設については、関係者に違反を通知した日から 14 日が経過しても改善がなされない場合にホームページ上で公表することとされている。

しかし、他にも、例えば長期間に渡る防火管理者の未届けの繰り返しは消防法 8 条 2 項に違反する重大な違反である。防火管理者選任率については全国では 84% (令和 6 年 3 月 31 日時点) であるのに対して東大阪市では 74% となっており、全国平均を約 10% も下回る結果となっている。

(4) 防火管理状況

(令和6年12月31日現在)

項別	区分	甲種防火対象物			乙種防火対象物			
		法第8条 該当対象物数	防火管理者 届出済対象物数	消防計画 届出済対象物数	法第8条 該当対象物数	防火管理者 届出済対象物数	消防計画 届出済対象物数	
1	イ	劇場、映画館、演奏場又は観覧場	1	1	1			
	ロ	公会堂又は集会場	69	61	56	157	138	97
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等	1	1	1			
	ロ	遊技場又はダンスホール	28	26	25	1		
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗						
3	イ	待合、料理店等				1	1	1
	ロ	飲食店	102	69	68	183	131	105
4		百貨店、マーケット、展示場等	222	175	174	160	99	49
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	25	21	21	1	1	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	673	543	377	57	8	3
6	イ	(1) 特定診療科名を有する病院等	12	12	12			
		(2) 特定診療科名を有する有床診療所等	2	2	2			
		(3) (1)以外の病院、(2)以外の有床診療所等	6	6	6			
		(4) 無床診療所、無床助産所	26	23	18	4	1	1
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等	151	137	137			
		(2) 介護施設						
		(3) 乳児院						
		(4) 障害児入所施設	2	2	2			
		(5) 障害者支援施設、共同生活援助施設等	17	15	12			
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等	55	52	52	13	12	10
		(2) 更生施設	1	1	1			
		(3) 助産施設、保育所、児童養護施設等	81	77	73	11	11	11
		(4) 児童発達支援センター等						
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設等	16	15	13	4	3	3
	ニ	幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	20	14	14			
7		小学校、中学校、高等学校、大学等	106	89	79	1	1	
8		図書館、博物館、美術館等	4	3	3	1	1	1
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等	1	1	1			
	ロ	イ以外の公衆浴場	5	5	2	17	15	10
10		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場						
11		神社、寺院、教会等	49	38	27	26	21	9
12	イ	工場又は作業場	121	104	85	19		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ						
13	イ	自動車庫又は駐車場	5	4	1	5		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫						
14		倉庫	87	69	53	14	1	1
15		前各項に該当しない事業場	200	154	126	53	38	29
16	イ	特定用途が存する複合用途防火対象物	728	460	309	179	85	52
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	147	109	67	15	4	1
16の2		地下街						
17		重要文化財等の建造物	2	2	2	2	2	2
18		延長50メートル以上のアーケード						
合 計			2,974	2,298	1,827	924	573	385

(出典：令和6年版 消防年報)

消防庁次長通知（消防予第 484 号）「違反对象物に係る公表制度の実施について（通知）」においても地域の実情に応じて「その他の法令違反」も公表の対象に含めることができるとされており、実際に東京消防庁のように防火管理者の未選任の繰り返しを公表の対象に含めている事例もある。

これらを踏まえて東大阪市においても、利用者の安全確保および地域全体の防火意識の向上に資する観点から、違反对象物公表制度の対象範囲を拡充し、防火管理者の未届等についても公表の対象に含めることが望ましい。

⑥ 立入検査における人的要因の考慮について(意見 28)

東大阪市では、立入検査に基づく行政指導や行政処分は、対象物ごとに判断することとしており、立入検査の記録も立入検査を実施した対象物ごとに作成されている。

一方、検査において指摘となるケースにおいては、対象物の所有者や責任者が指導等に従わず、違法状態を改善しないという人的要因が介在しているケースもあるものと考えられる。

同一の所有者が複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があることも想定されるため、検査対象・頻度等を検討する際に、人を基準とした観点を加味することが望ましい。

現状、立入検査に関するファイルについては文書事務の手引に従い管理がなされており、立入検査の記録に関するファイルは常例的事務事業の執行に係るものとして立入検査の対象物が解体等により無くなる場合に、対象物が無くなった日から 3 年間保存したのちに廃棄する運用がなされている。

【文書管理の手引（抜粋）】

- (1) 長期
10年を超える保存が必要なもの。
- (2) 10年
方針、基準に基づき行われる主要事務事業のうち非定例的な意思決定に基づき行われる重要なもので将来の例証となるもの。
- (3) 5年
方針、基準に基づき行われる主要事務事業に係るもの。
- (4) 3年
常例的事務事業の執行に係るもの。
- (5) 1年
補助的なもの。
- (6) 1年未満
軽易な文書で1年以上の保存を必要としないものや、随時発生し、短期に廃棄するもの。

確かに対象物が解体等により無くなった場合に、対象物に対する違反事実も無くなることから、これに伴い立入検査の記録についても保存し続ける意味は乏しいと考えられる。

しかし、対象物の管理者が違反をしているという事実については無くなるものではなく、同一の管理者が他の対象物を管理している場合に、同様の違法状態が継続している可能性があると考えられることから、一概に文書事務の手引に従って廃棄を実施するのではなく、人を基準とした人的要因を考慮したうえで廃棄を検討すべきであると考えられる。

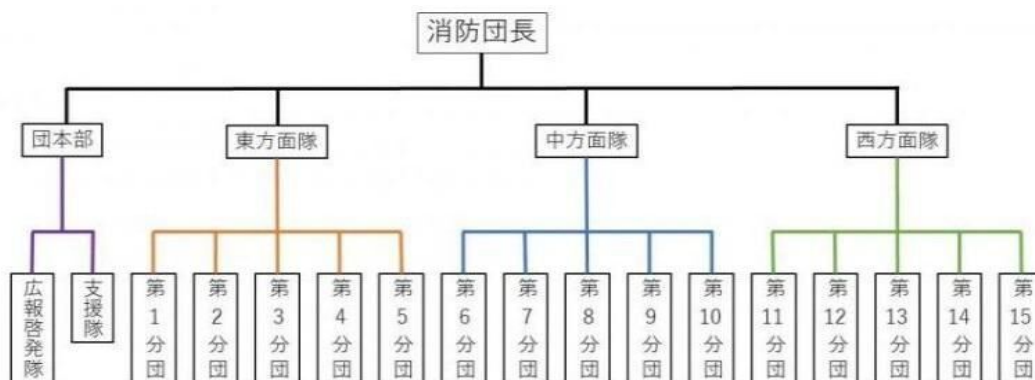
また、このように人を基準とした観点を加味する場合にあっては、OAシステムにて効率的に実施されることが望ましい。

5. 消防団に係る監査の結果及び意見

(1) 東大阪市消防団の概要

東大阪市の消防団は、昭和 46 年（1971 年）2 月 1 日に「東大阪市消防団」（以下「当団」という）として発足し、1 本部 3 方面隊 15 分団で構成されている。

（組織図）



（出典：東大阪市ホームページより）

当団の主な活動内容は平時の活動と災害時の活動からなり、平時の活動としては、防火指導、応急手当の普及、広報活動、資機材の点検、災害に備えた訓練・教養活動、災害時の活動としては、火災現場での消火活動、地震・風水害などの救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御などを実施している。

「東大阪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」（以下、市消防団条例という）より、当団の消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、次に掲げる資格（①本市の区域内に居住する者、②年齢 18 歳以上の者、③身体強健で、かつ素行善良な者）を有する者のうちから、市長の承認を得て消防団長が任命することとされている。

市消防団条例に定める当団の定員数 550 人に対し、令和 7 年 4 月 1 日時点の実員数は 508 人であり、定員に対する充足率は 92.4% となっており、職階別で見た場合の定員に対する充足率は何れの職階においても 90% 以上となっている。

（階級別人員数）令和 7 年 4 月 1 日時点

	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
定員	550 人	1 人	7 人	33 人	15 人	46 人	47 人	401 人
実員	508 人	1 人	7 人	31 人	14 人	42 人	43 人	370 人
充足率	92.4%	100%	100%	93.9%	93.3%	91.3%	91.5%	92.3%

（出典：東大阪市消防年報（令和 2 年版～令和 6 年版）を基に監査人が作成）

過去 5 年間の定員数と実員数の推移は下表のとおりであり、定員に対する充足率については令和 5 年に下回ったものの概ね 90% 以上を保っており、当団を所管する消防局総務部総務課では、当団は定員数に沿った実員数となっており、当団と消防局総務部総務課消防団担当が相互協力して活動をしていることから、当団の非常備消防力の維持は図られているとの認識であった。

(過去5年間の定員数と実員数の推移) 4月1日時点

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	左記平均
定員	550人	550人	550人	550人	550人	550人
実員	503人	503人	489人	503人	508人	501人
充足率	91.5%	91.5%	88.9%	91.5%	92.4%	91.1%

(出典：東大阪市消防年報(令和2年版～令和6年版)を基に監査人が作成)

当団の状況に対し、公益財団法人日本消防協会が公表している過去5年の全国の消防団員数の動向は下図のとおりであり、近年、定員数、実員数、定員に対する充足率も年々低下しており、直近の令和6年10月1日時点の定員数870,570人(前年同期比11,687人減)に対し実員数749,680人(前年同期比15,278人減)、定員に対する充足率は86.1%(前年同期比0.6%減)となっており、当団の定員に対する充足率は全国平均を上回っている状況にある。

(過去5年間の全国の消防団員の定員数と実員数の推移) いずれも10月1日時点

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	左記平均
定員数	912,037人	906,879人	895,179人	882,257人	870,570人	893,384人
実員数	819,373人	805,413人	784,360人	764,958人	749,680人	784,757人
充足率	89.8%	88.8%	87.6%	86.7%	86.1%	87.8%

(出典：公益財団法人日本消防協会ホームページを基に監査人が作成)

当団の過去5年間の年齢別団員数と構成比の推移は以下のとおりであり、当団の令和7年4月1日時点の年齢構成と、令和6年10月1日時点の全国の消防団員の年齢構成比を比較すると、30歳～40歳代の団員の比率が、全国58.9%に対し当団は65.9%、50歳代以上の比率が全国31.7%に対し、当団は25.0%と全国平均に比べ団員の年齢層は若くなっている。

(過去5年間の団員の年齢別推移) 4月1日時点(全国平均は令和6年10月1日時点)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	全国平均
平均年齢	42歳	43歳	43歳	43歳	43歳	
60歳以上 構成比	25人 5.0%	26人 5.2%	23人 4.7%	25人 5.0%	26人 5.1%	10.2%
50歳～59歳 構成比	81人 16.1%	91人 18.1%	93人 19.0%	106人 21.1%	101人 19.9%	21.5%
40歳～49歳 構成比	185人 36.8%	192人 38.2%	182人 37.2%	180人 35.8%	184人 36.2%	34.8%
30歳～39歳 構成比	175人 34.8%	160人 31.8%	151人 30.9%	144人 28.6%	151人 29.7%	24.1%
20歳～29歳 構成比	36人 7.2%	34人 6.8%	40人 8.2%	44人 8.7%	44人 8.7%	9.0%
19歳以下 構成比	1人 0.2%	0人 0.0%	0人 0.0%	4人 0.8%	2人 0.4%	0.4%
合計	503人	503人	489人	503人	508人	100.0%

(出典：東大阪市消防年報及び公益財団法人日本消防協会ホームページを基に監査人が作成)

当団の過去5年間の女性団員数の推移は下表のとおりであり、実員に対する女性比率については2%程度で推移している。当団の女性団員は団本部の広報啓発隊として活躍しており、分団に所属し災害現場活動に直接従事している団員はいない。

(過去5年間の女性団員の推移) 4月1日時点

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	左記平均
実員	503人	503人	489人	503人	508人	501人
女性団員	10人	11人	11人	8人	9人	10人
女性比率	2.0%	2.2%	2.2%	1.6%	1.8%	2.0%

(出典：東大阪市消防年報(令和2年版～令和6年版)を基に監査人が作成)

(過去5年間の全国の消防団員の定員数と実員数の推移) 10月1日時点

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	左記平均
女性団員	27,690人	27,998人	28,532人	28,980人	29,780人	28,596人
実員数	819,373人	805,413人	784,360人	764,958人	749,680人	784,757人
女性比率	3.4%	3.5%	3.6%	3.8%	4.0%	3.7%

(出典：公益財団法人日本消防協会ホームページを基に監査人が作成)

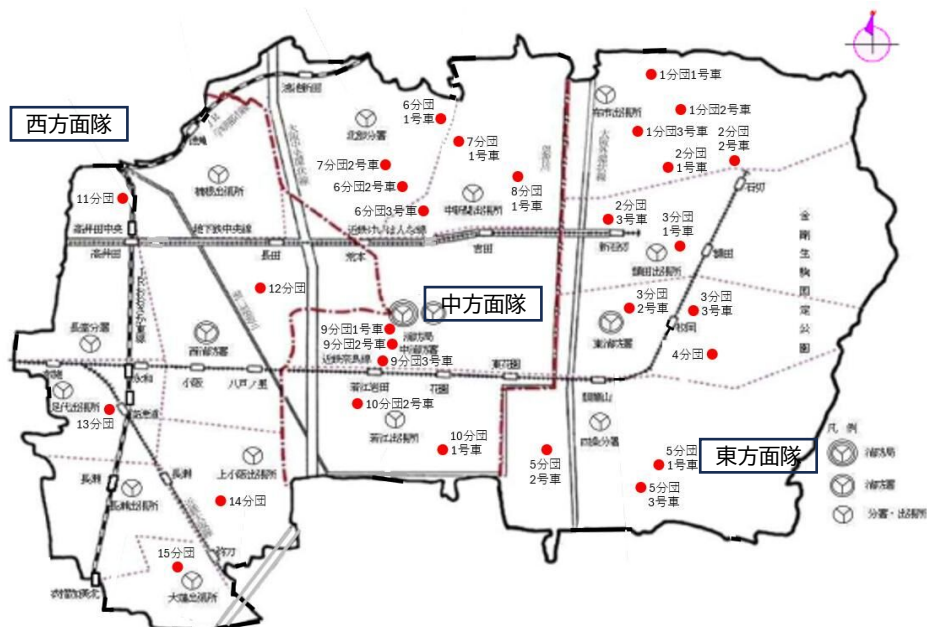
(2) 分団及び消防団屯所の状況

当団の分団及び消防団屯所の配置は以下のとおりであり、分団を統括する各方面隊の管轄区域は東大阪市の前身である旧3市(旧枚岡市、旧河内市、旧布施市)の市域に基づいて設定されている。

東方面隊は旧枚岡市、中方面隊は旧河内市、西方面隊は旧布施市の市域を管轄区域として31カ所の消防団屯所を設置している。

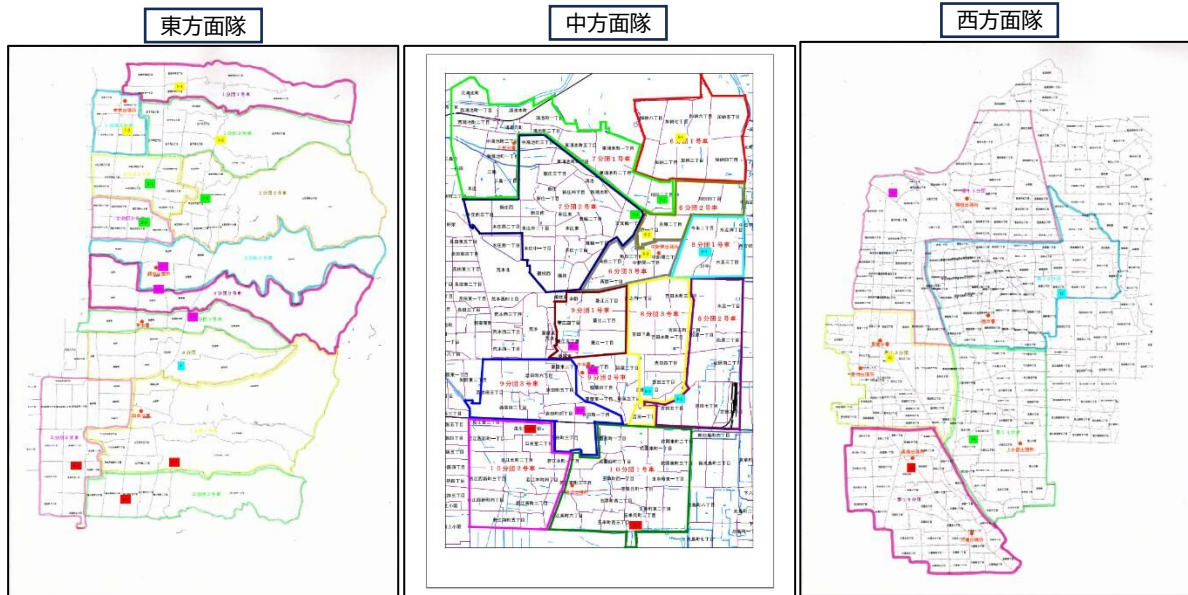
当団の分団や屯所の配置、定員数については、当団が昭和42年2月に合併し東大阪市となる前の旧市(旧枚岡市、旧河内市、旧布施市)における消防団組織を引き継いだという経緯もあり、条例等で分団の配置や定員を個々に定めてはいない。

(消防署、分署及び屯所の配置)



(出典：消防局提供資料)

(各方面隊の管轄図)



(出典：東大阪市消防局より入手資料)

当団の分団別体制と装備状況は以下のとおりであり、主力機械である救助資機材搭載型ポンプ車（1台）は団本部に、小型動力ポンプ付積載車（31台）及び小型動力ポンプ（40台）は各分団の屯所に配備されている。

団本部及び屯所に配備されている小型動力ポンプ付積載車等の主力機械は、消防局総務部総務課に所属しており、每期、各分団で現物確認を行い、検証結果を消防局総務課へ報告している。



(屯所外観は9分団3号車屯所、内部は10分団1号車屯所。監査人撮影)

(分団別体制及び装備状況) 令和7年4月1日時点

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長及び団員	合計	救助資機材搭載型ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
合計	1人	7人	31人	14人	42人	413人	508人	1台	31台	40台
団本部	1人	4人	-	-	1人	18人	24人	1台	-	-
東方面隊	-	1人	6人	-	-	-	7人	-	-	-
第1分団	-	-	1人	1人	3人	33人	38人	-	3台	5台
第2分団	-	-	1人	1人	3人	39人	44人	-	3台	6台
第3分団	-	-	1人	1人	3人	31人	36人	-	3台	5台
第4分団	-	-	1人	1人	3人	23人	28人	-	1台	2台
第5分団	-	-	1人	1人	3人	41人	46人	-	3台	4台
中方面隊	-	1人	6人	-	-	-	7人	-	-	-
第6分団	-	-	1人	1人	3人	31人	36人	-	3台	3台
第7分団	-	-	1人	1人	3人	24人	29人	-	2台	2台
第8分団	-	-	1人	1人	3人	38人	43人	-	3台	3台
第9分団	-	-	1人	1人	3人	33人	38人	-	3台	3台
第10分団	-	-	1人	1人	3人	23人	28人	-	2台	2台
西方面隊	-	1人	5人	-	-	-	6人	-	-	-
第11分団	-	-	1人	1人	3人	21人	26人	-	1台	1台
第12分団	-	-	1人	1人	3人	21人	26人	-	1台	1台
第13分団	-	-	1人	1人	2人	10人	14人	-	1台	1台
第14分団	-	-	1人	1人	3人	25人	30人	-	1台	1台
第15分団	-	-	-	-	-	2人	2人	-	1台	1台

(出典：東大阪市消防年報(令和6年版)を基に監査人が作成)

各消防団屯所の所在地、構造、建築年月、階数、土地、建物の所有者並びに建物の耐震性の有無は以下のとおりである。

屯所の建物には市所有のもの、自治会所有のものがあり、土地についても市所有のもの、自治会等から有償又は無償提供されているものがある。土地を有償で使用している屯所は3カ所であり、市は土地所有者と賃貸借契約を締結するとともに、毎期、賃借料について、市の借地料基準に基づき見直しを実施し、土地所有者と土地賃貸借契約覚書を交わしている。

令和6年度の土地賃貸借契約覚書は、市の借地料基準に定めに従い、市の固定資産税課より入手した固定資産税課税標準額に基づき計算されていた。

屯所の耐震性の状況は、下記のとおりであるが、「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」において、「防災関連施設については50㎡以上、特定建築物及びその他の一般建築物については100㎡以上の延床面積を有する建築物のうち、旧耐震基準(昭和56年5月以前)に基づき設計されたもの」を耐震化の対象とするとされているため、6分団2号車屯所、8分団3号車屯所、10分団1号車屯所については、耐震性の有無は確認されていない。

なお、10分団1号車屯所については令和7年度において隣接地での建替が進んでいる。

(屯所一覧)

No.	名称			住所	構造	延面積	建築年月日	階数	建物	土地	耐震性
	分団	号車	名称								
1	1分団	1号車	善根寺	善根寺町2丁目	鉄骨	48.8㎡	H2.3.31	2	自治会	無償	50㎡未満・有り
2	1分団	2号車	日下	日下町8丁目	鉄骨	85.75㎡	S58.2.5	2	市	有償	有り
3	1分団	3号車	布市	布市町2丁目	鉄骨	68	H30.3.28	2	市	無償	有り
4	2分団	1号車	芝	中石切町3丁目	鉄骨	63㎡	S61.12.20	2	市	無償	有り
5	2分団	2号車	上石切	東石切町4丁目	鉄骨	92.81㎡	H1.11.24	2	市	市	有り
6	2分団	3号車	植付	西石切町3丁目	鉄骨	67.215㎡	S62.11.30	2	市	有償	有り
7	3分団	1号車	額田	南荘町	鉄骨	屯所 共同使用	S49.5.1	2階建の 1階部分	市	無償	有り (H24 工事済)
8	3分団	2号車	宝箱	南荘町	鉄骨	72㎡	H21.3.6	2	市	市	有り
9	3分団	3号車	出雲井	出雲井町	鉄骨	75㎡	H27.9.24	2	市	有償	有り
10	4分団			河内 客坊町	鉄骨	79.31㎡	H10.10.20	2	市	無償	有り
11	5分団	1号車	六万寺	六万寺町2丁目	鉄骨	77.67㎡	H23.10.20	2	市	市	有り
12	5分団	2号車	池島	池島町4丁目	鉄骨	35.24㎡	H18.1.5	2	市	市	50㎡未満・有り
13	5分団	3号車	横小路	横小路町4丁目	鉄骨	76.45㎡	H18.11.24	2	市	無償	有り
14	6分団	1号車	加納	加納7丁目	鉄骨	62.81㎡	R5.2.26	2	市	市	有り
15	6分団	2号車	吉原	吉原1丁目	木造	17.29㎡	H2.9.30	1	自治会	無償	50㎡未満
16	6分団	3号車	中新開	中新開1丁目	鉄骨	81.92㎡	H29.11.22	2	市	無償	有り
17	7分団	1号車	川田	川田2丁目	鉄骨	74.52㎡	H25.11.18	2	市	市	有り
18	7分団	2号車	古箕輪	古箕輪1丁目	鉄骨	72㎡	H16.3.15	2	市	無償	有り
19	8分団	1号車	今米	今米1丁目	鉄骨	68.36㎡	H1.2.1	2	自治会	無償	有り
20	8分団	2号車	新家	吉田5丁目	鉄骨	16.24㎡	H1.7.15	1	自治会	無償	50㎡未満・有り
21	8分団	3号車	中	吉田2丁目	軽量 鉄骨	46.75㎡	S46.6.19	2	市	無償	50㎡未満
22	9分団	1号車	菱江	菱江5丁目	鉄骨	19.84㎡	S52.9.15	1	自治会	無償	50㎡未満
23	9分団	2号車	稲葉	稲葉1丁目	鉄骨	68㎡	H26.12.12	2	市	市	有り
24	9分団	3号車	岩田	岩田町1丁目	鉄骨	74.8㎡	R7.3.3	2	市	市	有り
25	10分団	1号車	玉串	玉串元町2丁目	ブロック 造	25.74㎡	S40.6.1	1	自治会	無償	50㎡未満
26	10分団	2号車	瓜生堂	瓜生堂1丁目	鉄骨	20.40㎡	H8.4.1	2階建の 1階部分	自治会	無償	経年劣化〃
27	11分団			森河内 森河内西2丁目	鉄骨	140.14㎡	H6.11.24	2	市	市	50㎡未満・有り
28	12分団			意岐部 新家3丁目	鉄骨	79.38㎡	H8.11.29	2	市	市	有り
29	13分団			荒川 荒川1丁目	RC	79.38㎡	H10.10.12	2	市	市	有り
30	14分団			弥刀 小若江1丁目	鉄骨	58㎡	H3.6.10	2	市	無償	有り
31	15分団			長瀬 柏田本町	鉄骨	79.2㎡	H4.7.13	2	市	市	有り

注1 「50㎡未満」は市有建築物耐震化整備計画における検討の対象外

注2 「50㎡未満・有り」は公民館等と併設 (出典：消防局提出資料より監査人作成)

過去 5 年間の分団別団員の推移は下表のとおりである。なお第 15 分団について令和 5 年 0 人、令和 6 年 0 人、令和 7 年 2 人と大幅な人員減となっているが、運営は西方面隊内の人員にて運営されている状況とのことであった。

(過去 5 年間の分団別実員数の推移) いずれも 4 月 1 日時点

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	左記平均
定 員	550 人	550 人	550 人	550 人	550 人	550 人
実員合計	503 人	503 人	489 人	503 人	508 人	501 人
団 本 部	23 人	27 人	25 人	22 人	24 人	24 人
東方面隊	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
第 1 分団	38 人	37 人	36 人	37 人	38 人	37 人
第 2 分団	40 人	41 人	44 人	45 人	44 人	43 人
第 3 分団	37 人	36 人	35 人	36 人	36 人	36 人
第 4 分団	27 人	28 人	27 人	27 人	28 人	27 人
第 5 分団	44 人	44 人	45 人	45 人	46 人	45 人
中方面隊	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
第 6 分団	35 人	31 人	34 人	35 人	36 人	34 人
第 7 分団	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人
第 8 分団	42 人	42 人	42 人	45 人	43 人	43 人
第 9 分団	33 人	32 人	32 人	35 人	38 人	34 人
第 10 分団	28 人	28 人	29 人	29 人	28 人	28 人
西方面隊	7 人	7 人	7 人	7 人	6 人	7 人
第 11 分団	23 人	26 人	25 人	27 人	26 人	25 人
第 12 分団	28 人	29 人	25 人	27 人	26 人	27 人
第 13 分団	18 人	18 人	17 人	14 人	14 人	16 人
第 14 分団	23 人	23 人	23 人	29 人	30 人	26 人
第 15 分団	14 人	11 人	0 人	0 人	2 人	5 人

(出典：東大阪市消防年報（令和 2 年版～令和 6 年版）を基に監査人が作成)

当団における分団の配置や定員数の個々の定めはないが、各分団の管轄地区の世帯数及び人口総数の状況と分団の実員数及び実員あたり戸数の状況は以下のとおりであった。

(屯所別世帯数) 実員数は令和7年4月1日時点

分団	消防団屯所	世帯数	構成比	人口総数	構成比	実員	構成比	実員あたり戸数
第1分団	第1分団1号車	2,263 戸	0.9%	4,745 人	1.0%			
	第1分団2号車	5,532 戸	2.2%	11,291 人	2.4%			
	第1分団3号車	1,744 戸	0.7%	3,615 人	0.8%			
	小計	9,539 戸	3.8%	19,651 人	4.1%	38 人	7.5%	251 戸
第2分団	第2分団1号車	3,174 戸	1.3%	6,879 人	1.4%			
	第2分団2号車	4,800 戸	1.9%	10,184 人	2.1%			
	第2分団3号車	2,635 戸	1.0%	5,383 人	1.1%			
	小計	10,609 戸	4.2%	22,446 人	0.8%	44 人	8.7%	241 戸
第3分団	第3分団1号車	5,129 戸	2.0%	10,829 人	2.3%			
	第3分団2号車	4,232 戸	1.7%	8,532 人	1.8%			
	第3分団3号車	1,939 戸	0.8%	3,925 人	0.8%			
	小計	11,300 戸	4.5%	23,286 人	4.9%	36 人	7.1%	314 戸
第4分団	第4分団	6,585 戸	2.6%	12,133 人	2.5%	28 人	5.5%	235 戸
第5分団	第5分団1号車	8,951 戸	3.5%	17,532 人	3.7%			
	第5分団2号車	8,056 戸	3.2%	15,654 人	3.3%			
	第5分団3号車	2,834 戸	1.1%	5,550 人	1.2%			
	小計	19,841 戸	7.9%	38,736 人	8.1%	24 人	4.7%	431 戸
東方面隊 計		57,874 戸	22.9%	116,252 人	24.3%	199 人	39.2%	291 戸
第6分団	第6分団1号車	4,915 戸	1.9%	10,212 人	2.1%			
	第6分団2号車	1,030 戸	0.4%	2,138 人	0.4%			
	第6分団3号車	2,453 戸	1.0%	4,813 人	1.0%			
	小計	8,943 戸	3.3%	17,163 人	3.6%	36 人	7.1%	233 戸
第7分団	第7分団1号車	10,268 戸	4.1%	20,977 人	4.4%			
	第7分団2号車	8,943 戸	3.5%	18,204 人	3.8%			
	小計	19,211 戸	7.6%	39,181 人	0.8%	29 人	5.7%	662 戸
第8分団	第8分団1号車	1,111 戸	0.4%	2,083 人	0.4%			
	第8分団2号車	5,374 戸	2.1%	10,485 人	2.2%			
	第8分団3号車	8,044 戸	3.2%	15,890 人	3.3%			
	小計	14,529 戸	5.8%	28,458 人	6.0%	43 人	8.5%	338 戸
第9分団	第9分団1号車	1,633 戸	0.6%	3,111 人	0.7%			
	第9分団2号車	3,244 戸	1.3%	6,527 人	1.4%			
	第9分団3号車	10,181 戸	4.0%	19,461 人	4.1%			
	小計	15,058 戸	0.7%	29,099 人	6.1%	38 人	7.5%	396 戸
第10分団	第10分団1号車	12,940 戸	5.1%	25,269 人	5.3%			
	第10分団2号車	8,963 戸	3.5%	17,507 人	3.7%			
	小計	21,903 戸	8.7%	42,776 人	9.0%	28 人	5.5%	782 戸
中方面隊 計		79,099 戸	31.3%	156,677 人	32.8%	181 人	35.6%	437 戸
第11分団	第11分団	22,290 戸	8.8%	42,092 人	8.8%	26 人	5.1%	857 戸
第12分団	第12分団	25,719 戸	10.2%	44,400 人	9.3%	26 人	5.1%	989 戸
第13分団	第13分団	24,055 戸	9.5%	39,745 人	8.3%	14 人	2.8%	1,718 戸
第14分団	第14分団	22,341 戸	8.8%	40,742 人	8.5%	30 人	5.9%	745 戸
第15分団	第15分団	21,112 戸	8.4%	37,573 人	7.9%	2 人	0.4%	10,556 戸
西方面隊 計		115,517 戸	45.8%	204,552 人	42.8%	104 人	20.5%	1,111 戸
団本部 計						24 人	4.7%	
合計		252,490 戸	100%	477,481 人	100%	508 人	100%	497 戸

(出典：消防局提出資料より監査人作成)

(3) 報酬と出動実績について

市では市消防団条例第 14 条の定めに基づき年額報酬、同条例第 15 条に基づき出動報酬を支給しており、また、同条例第 16 条に基づき消防団員が市長の定める職務のために旅行したときは、東大阪市旅費支給条例（昭和 42 年東大阪市条例第 29 号）の定めるところにより当該旅行に要する費用を費用弁償として支給することとしている。なお、出動報酬は令和 3 年度までは費用弁償として支払っていたが、制度を見直したことにより、従来費用弁償として支払っていた金額のうち、「出動報酬」に相当する金額については、令和 4 年度以降は「出動報酬」として支払うことに変更している。

そして、当団の年額報酬及び出動報酬は、以下のとおり定められている。

国では消防団員の処遇に関して「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和 3 年 4 月 13 日消防庁長官通知）を発出しており、その中で非常勤消防団員の報酬は年額報酬と出動報酬の二種類とする（ただし、地域の実情に応じこのほかの報酬を定めることを妨げない）こと、年額報酬及び出動報酬の標準額を定めており、年額報酬については団員の階級の者について年額 36,500 円、災害に関する出動報酬については 1 日あたり 8,000 円を標準とし、災害以外の出動報酬については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めるとされており、当団の報酬は標準額に則した金額となっている。

(年額報酬) 令和 7 年 4 月 1 日現在

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬	130,000 円	92,000 円	66,000 円	46,000 円	39,000 円	37,000 円	36,500 円

(出動報酬) 令和 7 年 4 月 1 日現在

種別	火災	水防	警戒	教養訓練
1 日の出動報酬	8,000 円	8,000 円	8,000 円	3,500 円

※火災、水防及び警戒の場合、職務に従事した時間が 4 時間未満の場合は 4,000 円

火災等の災害発生時の団員への出動要請は、消防指令システム及び消防救急デジタル無線を介し、災害等が発生した地域を管轄する各消防署に情報が共有される。これを受けて各消防署の受付員である署員より連絡表に基づき自所属の消防団員へ電話にて実施される。また、これとは別に、災害が発生すると、消防指令システム及び消防救急デジタル無線を介し、発生地に登録されている団員にメールが送られる仕組みになっている。

過去 5 年間の種別出動回数及び人員数の推移は、以下のとおりである。

(過去5年間の種別出動回数及び出動人員数の推移)

種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	左記平均
火災	157回	113回	94回	166回	134回	133回
	799人	539人	407人	671人	544人	592人
救助	0回	0回	0回	0回	0回	0回
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
風水害等の災害	0回	1回	2回	44回	3回	10回
	0人	3人	8人	195人	15人	44人
演習・訓練等	41回	0回	134回	128回	66回	47回
	457人	0人	1,090人	687人	184人	466人
特別警戒	173回	174回	192回	174回	179回	175回
	1,788人	1,891人	2,155人	2,167人	2,235人	2,047人
教養訓練	238回	386回	350回	435回	518回	393回
	1,870人	3,076人	2,789人	3,691人	3,426人	2,970人

(出典：東大阪市消防年報（令和2年版～令和6年版）を基に監査人が作成)

これらに対して支給された年額報酬及び出動報酬の推移は、以下のとおりとなっている。出動報酬については、当団を管理する各消防署の庶務担当が活動報告書を元に団員ごとに活動実績を消防OAシステムへ入力、局総務課では署から入手した活動報告書と消防OAシステムへの活動実績の入力結果を検証したのち、各団員に対し直接支給している。また年額報酬は年2回（9月末、3月末）に支給しており、支払時に過去1年間の活動実績を確認し支給している。当該活動実績の確認にあたっては、出動報酬対象にあたらない団の訓練や機器整備の実績についても、消防団員として即応体制の維持をされている活動であるとの認識より活動実績としてカウントしている。

(過去5年間の年額報酬と出動報酬の推移)

(単位：千円)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	左記平均
年額報酬	18,318	17,600	20,119	19,512	19,969	19,104
出動報酬	※ 10,995	※ 9,915	15,492	14,600	15,646	13,329

(※) 令和2年、令和3年は出動報酬ではなく「費用弁償」として支給

(出典：消防局提出資料より監査人作成)

① 消防団の設置状況について（意見29）

令和7年4月1日時点における当団の充足率（当消防団の実員数を定員数で除して求められた率）は91.2%であり、公益財団法人日本消防協会が公表している令和6年10月1日時点における全国の消防団の充足率相当（全国の消防団の実員数総数を同定員数総数で除して求められた率）81.6%を上回っている。消防局の担当課においても当団には定数に沿った実員数を確保しており、消防団と消防局が連携して活動することで非常備消防力は維持されているとの認識が示されていた。

しかしながら、当団の定員数は市全域に係る総数としてのみ定められており、市内の分団数や分団毎の定員数、屯所の配置等については、個別の基準を設けていない状況にある。

現在市内に15分団と31カ所の屯所が設置されているが、これらは昭和42年2月の当市合併前の旧市（旧枚岡市、旧河内市、旧布施市）の区割りを引き継いだものとなっている。消防局より入手した資料を基に屯所別の世帯数を確認したところ

分団間で大きな偏在が認められた。

具体的には、分団別の世帯数は、最も少ない第6分団が8,943戸/団であるのに対し、最も多い第12分団は25,719戸/団とその差は約2.9倍となっている。また、実員1人当たりの担当世帯数では、最も少ない第6分団が233戸/実員であるのに対し、最も多い第15分団は10,556戸/実員と約45倍の乖離が生じていた。

このように、分団ごとの世帯数や実員構成に大きな差異が存在している状況を踏まえると、市の非常備消防力が適切に設置され整備運用されているかについて、分団単位での再検討を行う必要があると考えられる。

② 消防団屯所の耐震性について（意見30）

東大阪市市有建築物耐震化整備計画では、耐震化の対象を、「防災関連施設については50㎡以上、特定建築物及びその他の一般建築物については100㎡以上の延床面積を有する建築物のうち、旧耐震基準(昭和56年5月以前)に基づき設計されたもの」を耐震化の対象とすると定めている。

このため、延床面積50㎡未満の消防団屯所のうち、耐震性の有無を把握しているものの、計画の検討対象外として耐震化の検討が行われていない屯所がある。

今回、対象外となっている50㎡未満の屯所（第8分団3号車屯所、昭和46年6月建築）について現場を視察したところ、壁面にひび割れ等（写真の円内）が視認された。



ひび割れの存在のみで耐震性を欠くと断定することはできないが、消防団は災害時の活動として、火災現場での消火活動、地震・風水害などの救助・救出、警戒巡視、避難誘導、災害防御などの重要な役割を担っており、また、屯所は消防団の災害時の活動の拠点となる施設である。

したがって、市の市有建築物耐震化整備計画の検討対象基準に満たない施設であったとしても、その重要性に鑑み、耐震性の検討を行い、必要に応じて改善措置を図る必要がある。

③ 女性登用について（意見 31）

消防団活動が多様化する中で、災害時の後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、広範囲にわたる女性消防団員の活躍が期待されており、男女共同参画基本計画においても基本認識は次のとおりとなっている。

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

【基本認識】

- 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。
- 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている人口の51.3%は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される。
- したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。

（中略）

このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。

（出典 第5次男女共同参画基本計画より抜粋）

当団の令和7年4月1日時点の女性消防団員数は9人で、前年と比べ1人増加した。消防団員全体に占める女性団員数の割合は1.8%であり、前年比0.2%増加している。

一方、消防庁が公表した「消防団の組織概要等に関する調査（令和7年度）」によれば、令和6年10月1日時点の全国の女性消防団員数は29,478人（前年比883人増）で、女性比率は4.0%（前年比0.2%増）である。これを比較すると、当団の女性比率は依然として全国平均を下回っている。

国は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度（令和8年度）末まで当面5%とする目標を掲げている。これを踏まえ、消防庁では、女性の消防団への入団を促進するため、消防団確保のマニュアルの作成のほか、各種広報活動、消防団の力向上モデル事業、救助用資機材等の整備推進等を行っている。

市消防局では、局作成及び消防庁作成の消防団募集ポスター・リーフレット等を消防署及び消防団屯所に掲示するとともに、消防団に配布し地域の掲示板等の可能な範囲で掲示している。消防団では、催事等において団員自ら市民に声掛けを行う

等の消防団員の募集活動を実施しているとのことであるが、女性団員登用に限った施策は行っていない。

女性消防団員の登用は、国の重点施策でもあり、消防団が有志の団体であることを踏まえても、国の目標との整合性を図る観点から、消防局が消防団と連携し、女性の入団促進を支援する具体的施策を講ずることが望まれる。

④ 消防団員の出勤状況の確認について（意見 32）

消防局では、消防団員の年額報酬に関しては、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（令和3年8月）別添1 報酬編」3（2）年額報酬の位置付けについて、により示された見解に沿って、「消防団という身分を持つことに伴う日常的な活動」に対する報酬であると位置づけられていることから、消防団に在籍しており、直近1年間出勤実績がある場合は年額報酬を支払う資格を有するものとし、条件を満たす団員に対して年間報酬を支給することとしている。

そのため毎月、消防団を管理する各消防署の庶務担当が活動報告書を元に団員ごとの出勤実績を消防OAシステムへ入力、総務課では活動報告書と消防OAシステムの入力結果を照合して出勤実績のないものを洗い出しているとのことであるが、システムから個人ベースでしか年間の出勤実績を出力できないため、手作業で出勤実績のあった団員を年額報酬の支給対象者として消込してゆく状況となっている。年額報酬支給対象者の検証が容易となるよう、消防OAシステム見直しの際に、出勤実績のある団員がリストアップできるよう検討されたい。

（2）年額報酬の位置付けについて【資料③－2】

2（2）で述べたとおり、出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設する場合、従来からの年額報酬の位置付けをどう考えるかが論点となる。

地方自治法第203条の2第2項の規定では、非常勤職員に対する報酬は日額報酬を原則としているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされているところ、条例（例）において、この地方自治法の規定の例外として年額報酬を規定するよう助言しているのは、消防団員が条例（例）第8条で規定するとおり、発災時には直ちに出勤するための即応体制をとる必要があるとされていることによる。

また、調査によると、出勤手当が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が挙げられている。

これらの即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後も必要なものであることから、引き続き基本給的性格を持つ報酬として年額報酬を支給することが適当である。

（出典：「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書（令和3年8月）別添1 報酬編）

⑤ 消防団アプリの利用について（意見 33）

消防団員の出動状況の確認について述べたが、団員の活動報告や出動状況の情報は消防団を管理する各消防署の庶務担当が活動報告書を元にシステム入力している。

近年、災害時の活動の迅速化、現場での情報の可視化、団員の動態管理等、消防団活動をより効果的・効率的にできるようサポートするアプリケーション（いわゆる「消防団アプリ」）が、各種提供されている。

消防庁においても、令和6年版の消防白書において、消防防災分野におけるDX施策の「消防団活動におけるデジタル技術の活用促進」として、消防団アプリの導入を取組として挙げ、出動状況の迅速な把握など消防団活動の効率化につながるとしている。

局においても国のDX推進にあわせ、令和5年度より導入の検討を始め、次回の高機能消防指令システム更新時に、消防団に関するアプリ・機能を組み込むことを検討しており、令和10年4月運用開始を目標としているとのことである。消防団活動の効率化のみならず、消防局における消防団活動の効果的、効率的な管理の面からも消防団アプリの導入を引き続き積極的に推進されたい。

以上